

狛江市地域防災計画の修正（案）内容に対する東京都意見（1回目）と対応

番号	編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
1	風水害編	風水害編 21	土砂災害防止法について記載されておりますが、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合においては、当該施設の住所および名称を載せて頂ければと思います。	建設局 河川部	該当施設は無いため、記載は行いません。
2	第3部第1章水防活動態勢	風水害編 49	水位周知河川はん濫警戒情報の発表とありますが、都は「氾濫”危険”情報を発表しています。	建設局 河川部	意見を踏まえ修正します。
3	第2部第3章予一節	風水害編 8	1-5 ソフト・ハードの連携による土砂災害対策 土砂災害警戒区域は平成31年1月末までに13,281箇所を指定しており、指定に当たっては地元自治体との合意形成を図り順次進める。 ⇒時点が古く、都内全域の指定のことであることからこの記載は削除をお願いします。 ○土砂災害警戒区域等の指定により、区域内に避難所等が存在することが明らかになった箇所については、箇所ごとの緊急性を考慮して、ハード対策を計画的に実施する。 ⇒狛江市内に係る区域は急傾斜地の崩壊のみであり、急傾斜地の崩壊ではこうした取り組みはしていないため削除をお願いします。	建設局 河川部	意見を踏まえ修正します。
4	第3部第4章水防対策	風水害編 71	本伝達システムにより情報が伝達されるのは都水防計画（令和2年）に記載のとおり、都水防本部が水防態勢時のみとなりますので、その旨を記載してください。 また、小河内ダムの放流に係る各時点の最新情報は都水道局の取組みをご確認ください。 【参考】小河内ダム放流に係る情報のホームページ掲載について（別添え）	建設局 河川部	「なお、水防態勢時（大雨、洪水、高潮、津波の警報、注意報発表時）の操作時に限り情報伝達を行う。」を追記します。 （都水防計画令和2年度 P5-9）
5	第3部第6章避難者対策	風水害編 92	水防法29条では、水防管理者が指示をする場合においては、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するとされています。	建設局 河川部	意見を踏まえ修正します。

番号	編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
6	全体を通して	—	以前は「はん濫」と表現していましたが、数年前より「氾濫」と表記することに統一されていますので、適宜修正願います。	建設局 河川部	意見を踏まえ修正します。
7	第2部第2章水害・土砂災害予防計画	風水害編 20	4(2)において、浸水“想定”区域図をもとにハザードマップを作成されているのであれば、浸水想定区域図の作成主体は東京都になりますので、記載内容の修正をご検討願います。 ※都市型水害対策連絡会が作成主体となっているのは内水・外水を一体的に表示した浸水“予想”区域図です。	建設局 河川部	都を作成主体として修正します。
8	第2部第2章水害・土砂災害予防計画	風水害編 21	土砂災害警戒区域に含まれる要配慮者利用施設の記載や避難確保計画等の作成についての記載が無いようです。必要に応じて記載をご検討願います。（土砂災害防止法第8条、第8条の2 関連です。）	建設局 河川部	以下の通りに追記します。 ○ 市は、土砂災害警戒区域内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（いわゆる要配慮者施設）に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に要配慮者施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の情報提供が必要と判断された場合、速やかに当該情報を提供する。（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条」） ○ なお、当該要配慮者施設の施設管理者は、「避難確保計画」を作成し、市に提出するとともに自ら一般に公表することが求められる（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2」）。 市は、当該要配慮者施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の速やかな作成、公表に向けた指導、助言等を行う。
9	第3部第1章水防活動態勢	風水害編 48 ほか	避難情報の名称が古い（「事前避難（避難準備）」など）ので、修正をご検討願います。	建設局 河川部	「避難準備・高齢者等避難開始」に修正します。

番号	編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
10	第3部第2章情報の収集・伝達	風水害編 59、65	大雨特別警報や、警報・注意報の基準について、最新の情報を気象庁HPなどでご確認願います。	建設局 河川部	HP確認の上、修正が有れば修正します。
11	第3部第4章情報の収集・伝達	風水害編 73	野川右岸の実施区間に誤記がありますので修正願います（交流点→合流点）。また、「鎌田橋仙川」の零点高の値について、ご参照元はどこでしょうか。A.P.+14.50mが正しい値かと思えます。	建設局 河川部	「A. P. +14. 50m」に修正します。
12	第3部第6章避難者対策	風水害編 89	情報連絡期の気象庁の欄に「土砂災害警戒情報」の記載は不要でしょうか。	建設局 河川部	追記をいたします。
13	第3部第6章避難者対策	風水害編 94	水位の位置づけが古いままになっているので修正をご検討願います。 ・以前のはん濫危険水位は現在の氾濫発生水位 ・現在は、氾濫危険水位＝特別警戒水位です。 表のキャプションに「避難勧告判断・伝達マニュアル」とありますが、内閣府にて改定され現在は「避難勧告等に関するガイドライン」となっておりますので、あわせてご確認ください。	建設局 河川部	「避難準備・高齢者等避難開始」の発令を避難判断水位とし、「避難勧告」の発令をはん濫危険水位とします。 キャプションは【避難勧告等に関するガイドラインに基づく判断基準】と改めます。
14	風水害編	風水害編 7	【重要水防箇所評定基準】 種別：越水、重要度：A 誤：計画高水位流量 正：計画高水流量 ← 転記ミスの様です。	建設局 北南建	意見を踏まえ修正します。
15	第3部 第4章 水防対策 災害応急復旧対策計画	風水害編 72	図の中 村山山口貯水池管理事務所羽村取水所を「羽村取水管理事務所」に修正	水道局	意見を踏まえ修正します。

番号	編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
16	第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保(復旧対策)	震災編 80	○浄水施設の復旧対策を行うを○浄水・配水施設の復旧対策を行うに修正	水道局	意見を踏まえ修正します。
17	第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 <予防対策> <都(総務局・水道局)>	震災編 193	<p>都地域防災計画(震災編)の521ページ～522ページに合わせて修正</p> <p>○自主防災組織等が、水道局要員職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場(所)の応急給水拠点災害時給水ステーション(給水拠点)において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の整備及び施設方法の変更を行う。</p> <p>○消火栓等からの応急給水について、市と覚書を締結のうえ、応急給水用資器(機)材の貸与及び訓練を実施する。また、避難所応急給水栓からの応急給水について、市と覚書を締結の上、応急給水用資器(機)材の譲渡を実施する。</p> <p>○災害時給水ステーション(給水拠点)が遠い地域等への対応については、地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保に向けて、市が確保している受水槽、プール、消火栓、避難所応急給水栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、市と提携して応急給水に万全を期する。</p>	水道局	意見を踏まえ修正します。
18	第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 <応急対策> 2 飲料水の供給	震災編 198	<p>都地域防災計画(震災編)の529ページ～530ページに合わせて修正</p> <p>■震災時の応急給水の方法 <市(市民生活部)><都(水道局)> ○… ○浄水場(所)等の災害時給水ステーション(給水拠点)で応急給水を行う。給水方法は、集団給水を原則とし、戸別給水は行わない。</p> <p>○災害時における態様を考慮し、特に次の場所は優先的に給水を行う。 →災害時集合場所及び避難所 →医療救護所</p> <p>○給水拠点からの距離や避難所等の状況に応じて、車両による応急給水を行う。</p> <p>○災害時給水ステーション(給水拠点)からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所等で、都が要請が受け、必要と認める場合には、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合には、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の順番で、応急給水を行う。</p> <p>○断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合は、都と市の役割分担に基づき、消火栓等からの仮設給水栓による接続して応急給水を行う。また、避難所応急給水栓が設置されている場合は、応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。</p>	水道局	意見を踏まえ修正します。

番号	編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
19	第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 ＜応急対策＞ 2 飲料水の供給	震災編 198	連絡の流れに変更があったため修正 ■医療施設等への応急給水 ＜市（市民生活部）＞＜都（水道局）＞ ○医療施設及び重症重度心身障がい児（者）施設等の福祉施設について、その所在する関係行政機関から都災害対策本部都福祉保健局を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。	水道局	意見を踏まえ修正します。
20	がれき処理部会	震災編 220	「東京都災害廃棄物対策本部」に修正いただきたい。都の災害廃棄物処理計画に合わせるため。	環境局	意見を踏まえ修正します。
21	・廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの確保 ・再利用施設への搬入 ・再利用施設での優先的処理	震災編 220	3つの業務に関して掲載することは適当ではない。 廃木材やコンクリートがら等のストックヤードを都が用意することはない。 受託事業者は、再生処分再利用できる範囲で受託するものとする。	環境局	意見を踏まえ修正します。
22	【がれき処理のタイムスケジュール】	震災編 221	平成29年6月策定「東京都災害廃棄物処理計画」と整合をとっていただきたい。	環境局	東京都地域防災計画と表を合わせます。
23	震災編	震災編 45	下記のとおり修正してください。 《東京消防庁災害時支援ボランティア（狛江消防ボランティア）》 ○震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録している消防署等へ自主的に参集し、消防活動の狛江消防署の支援を行う	東京消防庁	意見を踏まえ修正します。

番号	編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
24	震災編	震災編 39	【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】の表について、東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正）P88のとおり修正してください。	東京消防庁	意見を踏まえ修正します。
25			その他 今回又は次回の修正の際に、避難勧告等について表現（避難準備・高齢者等避難開始が高齢者等避難に変更、避難勧告及び避難指示が避難指示に統一、）が修正されましたので、その修正をお願いします。	東京消防庁	次回の修正時に統一いたします。
26	震災編 第1章 市、市民及び事業者等の基本的責務と役割 4-3 東京都	震災編 22	下水道局 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 2 トイレの確保及びし尿の処理に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること ↓ （修正案） 1 流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 2 水再生センターにおけるし尿の受入に関すること 3 災害時における他都市等の応援に関すること （理由） ・当局は、貴市の下水道施設（流域下水道及び公共下水道）のうち、流域下水道を所管するため。 ・当局は、災害時に貴市との覚書に基づき水再生センターにおけるし尿の受入を行うため。（トイレの確保は当局では行わない） ・当局は、他都市や民間事業者による支援の受入調整を行うため。	下水道局	意見を踏まえ修正します。
27	震災編 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保＜予防対策＞ 6 下水道	震災編 74	＜＜都（下水道局）＞＞ ○締結済みの覚書に基づき、市が収集・運搬するし尿の受入体制を整備する。 ↓ （修正案） ○締結済みの覚書に基づき、市が収集・運搬するし尿の受入体制を確保する。 （理由） ・災害時に貴市からのし尿受入を行う北多摩一号水再生センターにおいて、受入施設を整備済のため。 ※震災編-205頁には、「～北多摩一号水再生センターへのし尿処理及び受入に関する体制が整備されている。」との記述がある。	下水道局	意見を踏まえ修正します。

番号	編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
28	震災編 第11章 住民の生活の早期再建く予防対策 > 3 トイレの確保及びし尿処理	震災編 211	<p>■し尿処理体制の確保 <<都(下水道局)>> ○し尿の受入体制を整備する。 ↓ (修正案) ○し尿の受入体制を確保する。</p> <p>(理由) ・災害時に貴市からのし尿受入を行う北多摩一号水再生センターにおいて、受入施設を整備済のため。</p>	下水道局	意見を踏まえ修正します。
29	風水害編 第2部 第2章 水害・土砂災害予防計画<災害予防計画> > 4 各種媒体による情報収集及び市民への情報提供	風水害編 12	<p>(2)下水道施設における降雨情報システム(東京アメッシュ) 都下水道局は、下水道光ファイバーケーブルを活用して、下水道管きょ内の水位情報を区などに迅速に提供している。また、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載… ↓ (修正案) 都下水道局は、下水道光ファイバーケーブルを活用して、下水道管きょ内の水位情報を区などに迅速に提供している。また、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載…</p> <p>(理由) ・光ファイバーケーブルを活用した下水道管渠内の水位情報提供は、貴市では行っていないため。</p>	下水道局	意見を踏まえ修正します。
30	震災編 第2部 災害予防・応急・復旧計画 第2章 市民と地域の防災力向上 【予防対策】	震災編 32	東京都地域防災計画においては、区市町村の役割として、「動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発の実施」について記載しています。東京都地域防災計画(第2章)を参考に、記載内容について御検討をお願いします。	福祉保健局	「1 自助による市民の防災力向上 1-2 防災意識の啓発」に「動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施」と追記します。
31	震災編 第2部 災害予防・応急・復旧計画 第3章 安全な都市づくりの実現 【応急対策】	震災編 65	東京都地域防災計画においては、危険動物の逸走時対策について記載しています。東京都地域防災計画(第3章)を参考に、記載内容について御検討をお願いします。	福祉保健局	以下の通りに記載します。 ○ 住民が飼養している特定動物等(特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物)の逸走の通報があった場合は、関係機関と協力して、必要に応じ、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

番号	編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
32	震災編 第5章 応急対応力の強化 〈予防対策〉 1 初動対応体制の整備	震災編 85	<p>【市庁舎・防災センター設置概要】 (2)平時の設備 表中、給水衛生設備の項目 ・上水受水槽 7m³ とありますが、「飲料水受水槽」としてはいかがでしょうか。</p> <p>(貴市の市庁舎に設置されている受水槽は、井水を処理した後、井戸処理水槽(5.6m³)に貯留された水と上水を受水槽(7m³)で混合して、市庁舎と防災センターに給水しているようです。)</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。
33	震災編 第7章 医療救護等対策〈予防対策〉 1-2 医療救護活動の確保	震災編 123、131	<p>貴市地域防災計画では、医療救護活動拠点について、急性期以降に医療救護所などの医療支援に関する調整情報交換をする場所としている。 ここでいう「医療救護所」には、緊急医療救護所も含まれるか。 含まれる場合、緊急医療救護所は発災後～超急性期の間には開設が始まるものと思われるが、あえて「急性期以降」と記載している意図は。 含まれない場合、緊急医療救護所における医療支援の調整等はどのような体制により行うのか。</p>	福祉保健局	ここでいう医療救護所の定義については、都計画と同様、緊急医療救護所も含まれます。医療救護活動拠点に対する医療支援の調整等についても本拠点で実施することが想定されるため、予防対策(P123 本文及び医療救護活動拠点説明文)部分の「急性期以降に」の文言を削除します。
34	震災編 第7章 医療救護等対策〈応急対策〉	震災編 127	<p>【医療救護活動におけるフェーズ区分】 「超急性期」の「想定される状況」の記載 「救助された多数の傷病者が医療関係に搬送されるが～」 →「救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが～」</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。
35	震災編 第2部 災害予防・応急・復旧計画 第7章 医療救護等対策 【応急対策】 1 初動医療体制 1-4 保健衛生体制	震災編 132、133	<p>■在宅難病患者への対応について、<<市(福祉保健部)>>のところで「○在宅難病患者の搬送等について、必要に応じて、都に支援を要請する。」とありますが、在宅難病患者に特化した搬送・救護体制が構築されているものではなく、在宅難病患者は状態によって要配慮者か避難行動要支援者に位置づけられます。そのため、まずは、市区町村が要配慮者対策の一環として避難・搬送支援等を行うこととなりますので、都への支援要請の前段として、市の役割を記入していただければと思います。</p>	福祉保健局	該当部分を「○在宅難病患者の搬送等について、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランにおける支援の対象者については、必要に応じて都や医療機関等と連携して対応する。」と修正します。

番号	編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
36	震災編 第2部 災害予防・応急・復旧計画 第7章 医療救護等対策 【応急対策】 1 初動医療体制 1-4 保健衛生体制	風水害編 133	<p>■在宅人工呼吸器使用者への対応について、<<市（福祉保健部）>>のところで、市の役割を記入していただいておりますが、昨年7月に改訂した「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を踏まえ、今年度改訂する「東京都地域防災計画（風水害編）」の内容を一部修正予定です。（昨年度に改訂した（震災編）は従来の内容のままですが、今回の改訂時には同様の内容に修正する予定です。） そのため、当該修正内容に合わせて、以下のとおり変更してははいかがでしょうか。</p> <p>○「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。</p> <p>○人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。</p> <p>○在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。
37	震災編 第7章 医療救護等対策<応急対策> 1-4 保健衛生体制 ■透析患者等への対応	風水害編 133	<p>「透析患者等への対応」中、「日本透析医会等との連携により」の記述についてですが、平成30年1月に日本透析医会の東京都支部として東京都透析医会が発足し、都内の災害時透析医療ネットワークが一本化されました。そのため、「東京都透析医会等との連携により」という記述が適切かと思います。</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。
38	震災編 第8章 避難者対策 (予防対策)	震災編 157	<p>在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（平成24年3月）」→令和2年7月改訂</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。
39	震災編 第8章 避難者対策	震災編 167	<p>都が実施する「飲料水の安全等環境衛生の確保」について、震災編には記載がないため、記載されることをご検討ください。内容は、以下のとおりです。</p> <p>「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の衛生確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄するとともに室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。また、区市町村からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。

番号	編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
40	震災編 第8章 避難者対策 〈応急対策〉 2 避難所の開設・運営	震災編 165 (168)	<p>■ 公衆浴場等の確保 ≪市(企画財政部・福祉保健部・教育部)≫ ○ 保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。 ○ 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。 ≪都(各局)≫ ○ 必要な避難所を確保するため市を支援する。 ≪都(福祉保健局)≫ ○ 避難所及び福祉避難所の開設状況を把握する。 ○ 避難所管理運営に関して支援する。 ○ 避難住民に対して健康相談支援を行う。 ○ 野外受入施設設置に必要な資材に関して連絡調整する。 ○ 環境衛生指導班による飲料水の安全等環境衛生を確保する。 ○ 食品衛生指導班による食品の安全を確保する。 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱いを指導する。 ○ 市の衛生管理対策を支援する。 ○ 食料・生活必需品等の配分について、都のみで困難な場合は、日本赤十字社に対して日本赤十字 奉仕団や赤十字ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。 ≪都(教育庁)≫ ○ 都立学校に避難所を開設する場合に避難所運営協力を支援する。</p> <p>赤字部分について確認ですが、 「■ 公衆浴場等の確保」と「■ 車中泊」の間にあるために、「公衆浴場等の確保」の項目の記載のように読めてしまうのですが、この部分はP162から引き続く、「2 避難所の開設・運営」全体に対する都の役割を記載されている、ということでしょうか。</p>	福祉保健局	ご指摘の通りですが、わかりにくいいため、「■ 避難所の運営等」中に都の役割を記載するように変更します。
41	震災編 第2部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第8章 避難者対策 【応急対策】 6 動物救護	震災編 171	<p>・動物救護活動体制 図右上 「(一財) 全国緊急災害時動物救援本部」は、すでに解散しておりますので、削除願います。</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。

番号	編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
42	震災編 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 〈応急対策〉 2 飲料水の供給	震災編 199	<p>■ 給水態勢 ≪市(市民生活部・教育部)≫ ≪都(水道局)≫ 五つ目に、 ○ 市は、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、受水槽の水、ろ過器によりプールの水・井戸等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。</p> <p>とありますが、 基本的にプールの水は飲料水として使用不可としております。 飲用の可否を判断するためには、その飲用しようとしている水が汚染の可能性の無いことなど、その由来がはっきりしていることが重要です。 入浴後の風呂の溜め置き水やプールなど人の体が浸かっていた水は、簡易な理化学試験結果や大腸菌の結果に異常がなくとも、他のウイルスや耐塩素性微生物による汚染が否定できないため、ろ過や塩素消毒を実施したとしても、都においては飲料水の対象としていません。 また、井戸水は、日常から飲用に管理されている場合のみ、ろ過、消毒などの処理後に飲料水にできると考えられますが、地震等により水質が変化する可能性を考慮し水質検査を実施し飲用に適する水質であることを確認した後に飲料水とするべきと考えますので記載についてご検討ください。 プール水や井戸、雨水貯留槽の水をトイレの洗浄などの生活用水として活用することで、備蓄ペットボトルや水道事業体からの応急給水の水を飲料水として確保することができることから、当該項目の記載を検討ください。 参考までに、都の「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル」においては、災害時における水の種類と用途を別紙のとおり取り扱うこととしておりますので参考まで添付いたします。</p>	福祉保健局	「ろ過器によりプールの水・井戸」の文言を削除します。 都地域防災計画と記載を揃えておりますが、問題ないでしょうか。
43	震災編 第11章「住民の生活の早期再建」の「■ 義援金の配分事務」	震災編 210	<p>【修正意見】 「《都(総務局・福祉保健局)》」の1つ目の○中「…都、<u>区市町村</u>、日本赤十字社…」に修正をお願いします。</p> <p>【理由】 配分委員会の委員は、市に限定せず、「区市町村」等の中から選任するため</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。
44	震災編 第11章「住民の生活の早期再建」の「5 義援金の募集・受付」	震災編 218	<p>【修正意見】 1つ目の○の「義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、」を削除してはいかがでしょうか。</p> <p>【理由】 募集主体によって異なると思いますが、少なくとも都では、直接義援金を受け付けるための窓口は設置しないため</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。

番号	編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
45	震災編 第11章「住民の生活の早期再建」の「5 義援金の募集・受付」	震災編 218	<p>【修正意見】 2つ目の○の後段に、「・・・ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。」を追加してはいかがでしょうか。</p> <p>【理由】 (最終的には、市のご判断によりますが、)口座への振込による場合は、この方法のほうが効率的だと思われるため</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。
46	風水害編 第2部 第2章 水害・土砂災害予防計画 ＜災害予防計画＞	風水害編 30	東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針(平成24年3月)などを活用→令和2年7月改訂	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。
47	風水害編 第2部 第4章 応急活動拠点等 ＜災害予防計画＞ 第1節 活動庁舎等	風水害編 39	<p>1 本庁舎・防災センター《市(総務部)》 (2)平時の設備 表中、給水衛生設備の項目 ・上水受水槽 7m³ とありますが、「飲料水受水槽」としてはいかがでしょうか。</p> <p>(貴市の市庁舎に設置されている受水槽は、井水を処理した後、井戸処理水槽(5.6m³)に貯留された水と上水を受水槽(7m³)で混合して、市庁舎と防災センターに給水しているようです。)</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。
48	風水害編 第3部 第6章 避難者対策 ＜災害応急・復旧対策計画＞	風水害編 93	<p>要配慮者対策統括部を設置し、市区町村の要配慮者対策担当部門及び近隣縣市等と連絡調整を図る。 →要配慮者対策統括部を設置するとはなっていないので削除</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。

番号	編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
49	風水害編 第3部 第6章 避難者対策 (災害応急・復旧対策計画)	風水害編 103	<p>(飲料水の安全等環境衛生の確保) ○ 環境衛生指導班を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応する。また、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄し、市区町村からの要請に応じて消毒薬の配布を行うとともに、室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。</p> <p>との記載について、</p> <p>○ 環境衛生指導班を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄するとともに室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。また、市区町村からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。</p> <p>という文章に変更をおねがいします。 (都計画において、記載内容の変更を行ったため。)</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。
50	風水害編 第3部 第6章 避難者対策 (飲料水の安全等環境衛生の確保)	風水害編 103	<p>東京都地域防災計画風水害編(令和3年度修正)にて、以下の文言修正を行ったため、反映していただくようお願いします。</p> <p>旧:「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応する。また、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄し、市区町村からの要請に応じて消毒薬の配布を行うとともに、室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。</p> <p>新:「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の衛生確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄するとともに室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。また、区市町村からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。
51	風水害編 第3部 災害応急・復旧計画 第6章 避難者対策 第3節 避難所の開設・管理運営 2 動物救護	風水害編 104	<p>・動物救護活動体制 図右上 「(一財) 全国緊急災害時動物救援本部」は、すでに解散しておりますので、削除願います。</p>	福祉保健局	意見を踏まえ修正します。

番号	編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
52	応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していくことから、災害対策本部とは別に、復興のための組織体制を構築する	震災編 239	東京都震災復興マニュアルでは、応急・復旧が復興に移行するのではなく、2つは並列して進めることとなっています。さらに阪神淡路大震災や東日本大震災からの復興を鑑みて、被災が発生してから復興を検討するのではなく、事前に復興検討することが重要である旨が、東京都震災復興検討会議や国の防災計画等で指摘されているところです。	都市整備局	意見を踏まえ修正します。
53	■ 事前の整理 ○ 復興に向けた取組が円滑に進められるように、先例を基に、あらかじめどのような業務が想定されるか、また、その業務の大まかな流れ、必要な組織体制、業務遂行にあたっての課題、等について検討し、整理しておく	震災編 242	東京都では、区市町村向けに事前検討の具体的な取組内容等について見通しを立てるための指針として、「市街地の事前復興の手引(H27.3)」を策定しております。検討しておくべき内容については、当手引きを参考としていただきたく思います。 また、上記にも記載しました事前復興の取組について、地域防災計画等への位置づけを行うことが重要です。国土交通省からも「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」が策定され、体制、手順、訓練、基礎データ、目標等を検討し、位置づけを行うよう、指導がなされていますので、あわせて内容をご覧いただき、記載追加をご検討ください。	都市整備局	意見を踏まえ修正します。
54	風水害編	風水害編 49	第3部 第1章 水防活動体制＜災害応急・復旧対策計画＞ 【主な機関の応急活動の流れ】 ○表中「都災対本部」のうち、「災害即応期」から「応急対応期」に記載されている九都県市に関する記載について →記載の削除をお願いします。 東京都地域防災計画・風水害編(令和3年修正)[本冊]P126をご確認ください。	総務局	意見を踏まえ修正します。

狛江市地域防災計画の修正（案）内容に対する東京都意見（2回目）と対応

編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
震災編 第2部 災害予防・応急・復旧計画 第3章 安全な都市づくりの実現 【応急対策】	震災編 65	<p>東京都地域防災計画においては、危険動物の逸走時対策について記載しています。東京都地域防災計画（第3章）を参考に、記載内容について御検討をお願いします。住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加える恐れのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係機関と協力して、必要に応じ、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。</p> <p>（東京都追記） 以下の内容について記載をご検討ください。 「事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。」 ・住民に対する避難の勧告又は指示 ・住民の避難誘導 ・避難所の開設、避難住民の保護 ・情報提供、関係機関との連絡」</p>	福祉保健局	<p>以下の通りに記載します。 ○ 住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加える恐れのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係機関と協力して、必要に応じ、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。</p> <p>以下の通り記載を修正します。 ○ 住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加える恐れのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係機関と協力して、必要に応じ、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。 事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・住民に対する避難の勧告又は指示 ・住民の避難誘導 ・避難所の開設、避難住民の保護 ・情報提供、関係機関との連絡</p>
震災編 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 （応急対策） 2 飲料水の供給	震災編 199	<p>■ 給水態勢 ＜市（市民生活部・教育部）＞ ＜都（水道局）＞ 五つ目に、 ○ 市は、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、受水槽の水、ろ過器によりプールの水・井戸等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。</p> <p>とありますが、 基本的にプールの水は飲料水として使用不可としております。 飲用の可否を判断するためには、その飲用しようとしている水が汚染の可能性の無いことなど、その由来がはっきりしていることが重要です。 入浴後の風呂の溜め置き水やプールなど人の体が浸かっていた水は、簡易な理化学試験結果や大腸菌の結果に異常がなくとも、他のウイルスや耐塩素性微生物による汚染が否定できないため、ろ過や塩素消毒を実施したとしても、都においては飲料水の対象としていません。 また、井戸水は、日常から飲用に管理されている場合のみ、ろ過、消毒などの処理後に飲料水にできると考えられますが、地震等により水質が変化する可能性を考慮し水質検査を実施し飲用に適する水質であることを確認した後に飲料水とすべきと考えますので記載についてご検討ください。 プール水や井戸、雨水貯留槽の水をトイレの洗浄などの生活用水として活用することで、備蓄ペットボトルや水道事業者からの応急給水の水を飲料水として確保することができることから、当該項目の記載を検討ください。 参考までに、都の「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル」においては、災害時における水の種類と用途を別紙のとおり取り扱うこととしておりますので参考まで添付いたします。</p> <p>【東京都追記】 問題ございません。なお、令和元年修正都地域防災計画（震災編）において当該記載の修正漏れが判明しており、次回修正予定です。また、令和2年修正以降の風水害編等については、既に修正を行っておりますことを申し添えます。</p>	福祉保健局	<p>「、ろ過器によりプールの水・井戸」の文言を削除します。 都地域防災計画と記載を揃えておりますが、問題ないでしょうか。</p>

資料3 狛江市地域防災計画の修正（案）内容に対する東京都意見（3回目）と対応

編・項目 本冊又は資料編	頁	東京都意見	都担当局（庁）	対応欄
震災編	37	5 ボランティアとの連携 《都(生活文化局)》 「○ 市災害ボランティアセンターの代替施設や資器(機)材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保上で必要な条件を事前整備する。」を「発災時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保」に修正	生活文化局	意見を踏まえ修正します。
震災編	44	図中の東京都災害ボランティアセンターの役割としての 「市災害ボランティアセンター代替施設の確保」を削除	生活文化局	意見を踏まえ修正します。
震災編	45	「○ 市は、市災害ボランティアセンターを設置できず代替施設が必要な場合や資器(機)材の備蓄場所等が不足した場合は、都に支援を要請する。」削除	生活文化局	意見を踏まえ修正します。
震災編	45	「○ 市からの要請に基づく、市災害ボランティアセンターの代替施設や資器(機)材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保を行う。」削除	生活文化局	意見を踏まえ修正します。

●狛江市地域防災計画 震災編 新旧対照表

下線:変更箇所

修正項目番号	現行計画書			記述内容	修正後			修正理由	素案頁数
	部	章	節		記述内容	修正理由	素案頁数		
1	1	1	1	1 計画の目的及び前提 1-1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、狛江市防災会議が策定する計画である。その目的は、市、防災機関及びその他の関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、災害応急・復旧対策及び災害復興を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。そして、震災に強いまちづくりを、市民、地域社会、行政が連携・協働して「安心で安全なまち」の実現を目指す。	1 計画の目的及び前提 1-1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、狛江市防災会議が策定する計画である。その目的は、市、防災機関及びその他の関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、災害応急・復旧対策及び災害復興を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。そして、震災に強いまちづくりを、市民、地域社会、行政が連携・協働して「安心して暮らせる安全なまち」の実現を目指す。			現状を踏まえた修正	1
2	1	1	1	1 計画の目的及び前提 1-2 計画の前提 この計画は、第1部第3章に掲げる「狛江市における被害想定」を前提とするとともに、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災など過去の震災から得た教訓や市が行った被災自治体への支援・救援活動等を踏まえて策定する。また、国や東京都等の調査・研究、そして市民、市議会等の各提言を、市民・地域社会・行政の連携・協働や減災目標の達成など、震災に強いまちづくりの計画全般に可能な限り反映する。なお、災害対策基本法を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。	1 計画の目的及び前提 1-2 計画の前提 この計画は、第1部第3章に掲げる「狛江市における被害想定」を前提とするとともに、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災や平成28年熊本地震など過去の震災から得た教訓や市が行った被災自治体への支援・救援活動等を踏まえて策定する。また、国や東京都等の調査・研究、そして市民、市議会等の各提言を、市民・地域社会・行政の連携・協働や減災目標の達成など、震災に強いまちづくりの計画全般に可能な限り反映する。なお、災害対策基本法を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。			都との整合	1
3	1	1	2	2 計画の構成 この計画には、市、都、防災機関、事業者及び市民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて具体的に記載している。 なお、第2部各章毎に首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月 東京都防災会議）の主要項目を掲載している。 構成と主な内容は、次のとおりである。	2 計画の構成 この計画には、市、都、防災機関、事業者及び市民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて具体的に記載している。 なお、第2部各章毎に首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月 東京都防災会議）の主要項目を掲載している。 構成と主な内容は、次のとおりである。			表記形式の修正	1
4	1	1	5	5 他の計画との関係 本計画は、市の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、指定行政機関が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画（平成26年修正）（以下「都地域防災計画」という。）等に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。	5 他の計画との関係 本計画は、市の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、指定行政機関が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画（平成26令和元年修正）（以下「都地域防災計画」という。）等に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。			時点修正	2
5	1	2	2	2 面積・人口 (1) 地目別土地面積 (平成29年1月1日時点)	2 面積・人口 (1) 地目別土地面積 (令和2年1月1日時点) (表を修正)			時点更新	3
6	1	2	2	2 面積・人口 (3) 年齢別人口構成表（別表2のとおり） 別表1 住民基本台帳登録町丁別世帯数及び人口、町丁別面積・人口密度 (平成30年3月1日現在)	2 面積・人口 (3) 年齢別人口構成表（別表2のとおり） 別表1 住民基本台帳登録町丁別世帯数及び人口、町丁別面積・人口密度 (令和2年7月1日現在) (表を修正)			時点更新	4
7	1	2	2	2 面積・人口 別表2 年齢別人口構成表 ※人口年齢構成別概要（資料）市民生活部市民課 乳幼児人口0～5歳総数 4,196人／81,791人＝5.13% 65歳以上の高齢者総数 19,710人／81,791人＝24.09% 75歳以上の高齢者総数 10,509人／81,791人＝12.84%	2 面積・人口 別表2 年齢別人口構成表 (令和2年7月1日現在) ※人口年齢構成別概要（資料）市民生活部市民課 乳幼児人口0～5歳総数 4,262人／83,571人＝5.10% 65歳以上の高齢者総数 19,903人／83,571人＝23.82% 75歳以上の高齢者総数 11,039人／83,571人＝13.21%			時点更新	6
8	1	2	3	3 教育・保育 (1) 幼稚園等 (資料) 市民生活部市民課、児童青少年部子育て支援課・児童青少年課	3 教育・保育 (1) 幼稚園等 (資料) 市民生活部市民課、児童青少年部子育て支援課・児童青少年子ども家庭部児童育成課			組織改正	7
9	1	2	3	3 教育・保育 (1) 幼稚園等 (2) 市立学校・都立高校施設状況 (平成29年5月1日現在)	3 教育・保育 (1) 幼稚園等 (表を修正) (2) 市立学校・都立高校施設状況 (表を修正) (令和2年5月1日現在)			時点更新	7
10	1	3	—	地震による被害の発生態様や被害程度の子測並びに危険度を把握しておくことは、震災対策を効果的に推進するうえで、きわめて重要である。特に、震災時の救援・救護活動や地震被害を軽減するための計画策定のために想定される被害の定量化が必要である。 東京都防災会議では、平成3年に関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表した。 その後、都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、東京都防災会議では、平成18年5月に「首都直下地震による東京の被害想定」を公表した。 さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を新たに公表した。 平成24年4月に都において示された被害想定では、次のとおり4つの想定地震と6つの気象条件等が前提条件となっている。	地震による被害の発生態様や被害程度の子測並びに危険度を把握しておくことは、震災対策を効果的に推進するうえで、きわめて重要である。特に、震災時の救援・救護活動や地震被害を軽減するための計画策定のために想定される被害の定量化が必要である。 東京都防災会議では、平成3年に関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表した。 その後、都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、東京都防災会議では、平成18年5月に「首都直下地震による東京の被害想定」を公表した。 さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を新たに公表した。また、平成25年5月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表した。 平成24年4月に都において示された被害想定では、次のとおり4つの想定地震と6つの気象条件等が前提条件となっている。			都との整合	10

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
11	2	1	2	<p>2 基本的責務</p> <p>2-3 事業者の責務</p> <p>○ 事業者は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前記の市民が連携・協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</p> <p>○ 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業者の周辺地域における市民（以下、本章において「周辺市民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。</p> <p>○ 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年条例第17号）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認したうえで、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。</p> <p>○ 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。</p> <p>○ 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺市民に対する震災対策活動の実施等、周辺市民等との連携及び協力を努めなければならない。</p> <p>○ 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市及び都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。</p>	<p>2 基本的責務</p> <p>2-3 事業者の責務</p> <p>○ 事業者は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前記の市民が連携・協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の市民生活の再建及び安定並びに市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</p> <p>○ 事業者は、その事業活動に関して震災被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業者の周辺地域における市民（以下、本章において「周辺市民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。</p> <p>○ 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年条例第17号）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認したうえで、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。</p> <p>○ 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。</p> <p>○ 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺市民に対する震災対策活動の実施等、周辺市民等との連携及び協力を努めなければならない。</p> <p>○ 事業者は、その事業活動に関して震災被害を防止するため、市及び都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画に努めなければならないを作成しなければならない。</p>	表記形式の修正	18
12	2	1	4	<p>4 市、都及び防災機関の役割</p> <p>4-1 市</p> <p>(表中)</p> <p>【部の名称】</p> <p>災対企画財政部</p> <p>【部を構成する平常時の組織】</p> <p>議事事務局</p>	<p>4 市、都及び防災機関の役割</p> <p>4-1 市</p> <p>(表中)</p> <p>【部の名称】</p> <p>災対企画財政部</p> <p>【部を構成する平常時の組織】</p> <p>企画財政部未来戦略室</p>	組織改正	19
13	2	1	4	<p>4 市、都及び防災機関の役割</p> <p>4-1 市</p> <p>(表中)</p> <p>【部の名称】</p> <p>災対市民生活部</p> <p>【分掌事務】</p> <p>○ 埋火葬の許可に関すること</p> <p>○ 広域火葬に関すること</p> <p>○ 罹災証明書に関すること</p> <p>○ 地域における情報の収集及び伝達に関すること</p> <p>○ 応急給水、食料及び生活必需品の供給に関すること</p> <p>○ 中小企業及び農業への融資及び復興に関すること</p>	<p>4 市、都及び防災機関の役割</p> <p>4-1 市</p> <p>(表中)</p> <p>【部の名称】</p> <p>災対市民生活部</p> <p>【分掌事務】</p> <p>○ 埋火葬の許可に関すること</p> <p>○ 広域火葬に関すること</p> <p>○ 罹災証明書に関すること</p> <p>○ 家屋、住家その他民間施設に関する被害状況の調査に関すること</p> <p>○ 地域における情報の収集及び伝達に関すること</p> <p>○ 応急給水、食料及び生活必需品の供給に関すること</p> <p>○ 中小企業及び農業への融資及び復興に関すること</p>	組織改正	20
14	2	1	4	<p>4 市、都及び防災機関の役割</p> <p>4-1 市</p> <p>(表中)</p> <p>【部の名称】</p> <p>災対福祉保健部</p> <p>【部を構成する平常時の組織】</p> <p>福祉保健部地域福祉課</p>	<p>4 市、都及び防災機関の役割</p> <p>4-1 市</p> <p>(表中)</p> <p>【部の名称】</p> <p>災対福祉保健部</p> <p>【部を構成する平常時の組織】</p> <p>福祉保健部福祉政策課</p>	組織改正	20
15	2	1	4	<p>4 市、都及び防災機関の役割</p> <p>4-1 市</p> <p>(表中)</p> <p>【部の名称】</p> <p>災対児童青少年部</p> <p>【部を構成する平常時の組織】</p> <p>児童青少年部子育て支援課</p> <p>児童青少年部児童青少年課</p>	<p>4 市、都及び防災機関の役割</p> <p>4-1 市</p> <p>(表中)</p> <p>【部の名称】</p> <p>災対子ども家庭部</p> <p>【部を構成する平常時の組織】</p> <p>子ども家庭部児童育成課</p> <p>子ども家庭部子ども政策課</p> <p>子ども家庭部子ども発達支援課</p>	組織改正	20
16	2	1	4	<p>4 市、都及び防災機関の役割</p> <p>4-1 市</p> <p>(表中)</p> <p>【部の名称】</p> <p>災対都市建設部</p> <p>【分掌事務】</p> <p>○ 救出に関すること</p> <p>○ 行方不明者及び死体の捜索に関すること</p> <p>○ 応急危険度判定に関すること</p> <p>○ 被災者の住宅の確保に関すること</p> <p>○ 家屋、住家その他民間施設に関する被害状況の調査に関すること</p> <p>○ 家屋及び住家の応急修理に関すること</p> <p>○ 応急仮設住宅の整備に関すること</p> <p>○ 災害復興等の総合調整に関すること</p> <p>○ 道路、河川等における障害物除去に関すること</p> <p>○ 道路、橋梁、堤防、河川等の点検、整備及び復旧に関すること</p> <p>○ 建設関係事業者との連絡調整に関すること</p> <p>○ ライフライン（下水道を除く。）応急復旧に関すること</p>	<p>4 市、都及び防災機関の役割</p> <p>4-1 市</p> <p>(表中)</p> <p>【部の名称】</p> <p>災対都市建設部</p> <p>【分掌事務】</p> <p>○ 救出に関すること</p> <p>○ 行方不明者及び死体の捜索に関すること</p> <p>○ 応急危険度判定に関すること</p> <p>○ 被災者の住宅の確保に関すること</p> <p>○ 家屋、住家その他民間施設に関する被害状況の調査に関すること</p> <p>○ 家屋及び住家の応急修理に関すること</p> <p>○ 応急仮設住宅の整備に関すること</p> <p>○ 災害復興等の総合調整に関すること</p> <p>○ 道路、河川等における障害物除去に関すること</p> <p>○ 道路、橋梁、堤防、河川等の点検、整備及び復旧に関すること</p> <p>○ 建設関係事業者との連絡調整に関すること</p> <p>○ ライフライン（下水道を除く。）応急復旧に関すること</p>	組織改正	21

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
17	2	1	4	4 市、都及び防災機関の役割 4-1 市 (表中) 【部の名称】 災対教育部	4 市、都及び防災機関の役割 4-1 市 (表中) 【部の名称】 災対教育部 【部を構成する平常時の組織】 教育部教育支援課	組織改正	21
18	2	1	4	(新規追加)	4 市、都及び防災機関の役割 4-1 市 (表中) 【部の名称】 災対議会事務局 【部を構成する平常時の組織】 議会事務局 【分掌事務】 ○ 市議会との連絡調整に関する事 ○ 本部から提供された災害等に関する情報に関する事 ○ 市議会施設を利用する際の運営に関する事 ○ 他の部への協力に関する事	組織改正	21
19	2	1	4	4 市、都及び防災機関の役割 4-3 東京都 【機関の名称】 下水道局 【事務又は業務の概要】 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事 2 トイレの確保及びし尿処理に関する事 3 災害時における他の局の応援に関する事	4 市、都及び防災機関の役割 4-3 東京都 【機関の名称】 下水道局 【事務又は業務の概要】 1 流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事 2 水再生センターにおけるし尿の受入トイレの確保及びし尿処理に関する事 3 災害時における他都市他の局の応援に関する事	東京都意見を踏まえた修正	22
20	2	1	4	4 市、都及び防災機関の役割 4-5 指定公共機関 (表中) 【機関の名称】 東京電力(株)武蔵野支社	4 市、都及び防災機関の役割 4-5 指定公共機関 (表中) 【機関の名称】 東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社(株)武蔵野支社	社名変更	23
21	2	1	4	4 市、都及び防災機関の役割 4-5 指定公共機関 (表中) 【機関の名称】 東京ガス(株)西部支店	4 市、都及び防災機関の役割 4-5 指定公共機関 (表中) 【機関の名称】 東京ガス株式会社西部導管事業部(株)西部支店	社名変更	23
22	2	1	4	(新規追加)	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 泉龍寺 【事務又は業務の概要】 災害時における施設の使用等	時点更新	25
23	2	1	4	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 ユニリビング	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 ユニリビング アイリスプラザユニディカンパニー	時点更新	25
24	2	1	4	(新規追加)	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 サンドラッグ ココカラファインヘルスケア 【事務又は業務の概要】 災害時における日用品及び衛生用品等の提供	時点更新	26
25	2	1	4	(新規追加)	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 東京都自動車整備振興会調布多摩川支部 【事務又は業務の概要】 災害時の搬送車両の供給等の応急活動等	時点更新	26
26	2	1	4	(新規追加)	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 日産プリンス西東京販売 日産自動車 【事務又は業務の概要】 災害時における電気自動車からの電力供給及び電気自動車用充電スタンドの使用	時点更新	26

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
27	2	1	4	(新規追加)	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 東日本三菱自動車販売 三菱自動車工業 【事務又は業務の大綱】 災害時における電動車両等の貸与等	時点更新	26
28	2	1	4	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 ジェイコムイースト世田谷局	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 ジェイコムイースト世田谷局 狛江ラジオ放送	時点更新	26
29	2	1	4	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 こまえ苑	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 こまえ苑 こまえ正吉苑 こまえ正吉苑二番館 ミライハウス元和泉 和楽 愛光女子学園 巣立ち会	時点更新	26
30	2	1	4	(新規追加)	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 アクティオ 【事務又は業務の大綱】 災害時におけるレンタル資機材の提供	時点更新	26
31	2	1	4	(新規追加)	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 東京都行政書士会調布支部 【事務又は業務の大綱】 被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談の協力実施	時点更新	26
32	2	1	4	(新規追加)	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 ゼンリン 【事務又は業務の大綱】 災害時における地図製品等の供給等	時点更新	27
33	2	1	4	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 ヤフー 【事務又は業務の大綱】 1 キャッシュサイト掲載※ 2 ブログ開設 3 避難所マップ掲載 ※ アクセスの負荷軽減などを目的として提供される別のウェブサイト	4 市、都及び防災機関の役割 4-8 協力機関等 (表中) 【機関の名称】 ヤフー 【事務又は業務の大綱】 1 キャッシュサイト掲載※ 2 ブログ開設 3 避難所マップ掲載 ※ アクセスの負荷軽減などを目的として提供される別のウェブサイト	時点更新	27
34	2	2	—	基本的な考え方 ・阪神・淡路大震災や東日本大震災等の過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。	基本的な考え方 ・阪神・淡路大震災や東日本大震災等の過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。	都との整合	28

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容			修正理由
35	2	2	—	現在の対策の状況 ・市はこれまで、狛江市防災ガイドをはじめとする各種媒体を通じて広く意識啓発を行うとともに、講演会や救命講習の開催、地域に向いての講義など、市民の自助を促進する取組を進めてきた。 ・市の防災訓練等において、災害時に市民が実際に行うべき行動及び東日本大震災等の事例を示して、自助・共助の重要性・必要性を訴えている。また、各世代が参加しやすいような訓練メニューを盛り込んでいる。 ・自主防災組織である狛江市防災会が市の全ての地域をカバーしており、各支部による地域における訓練等が行われ、防災リーダー研修を受講するなど、スキルアップが図られている。 ・避難所の運営等を行う自主防災組織である避難所運営協議会が12箇所の避難所で設立され、運営訓練等が実施されている（平成29年4月1日現在）。 ・町会・自治会や学校、避難所運営協議会等が中心となって、要配慮者の避難誘導訓練、宿泊訓練など、地域ごとに様々なテーマを設定した訓練を実施するなど、市民、地域による取組も活発になってきている。 ・狛江市消防団には106人（平成30年3月1日現在）の団員が所属している。年齢的にも30～40歳代が中心となっており、災害時を想定しての訓練等に注力している。 ・災害時のボランティア活動については、狛江市社会福祉協議会と協定を締結し、災害ボランティアセンターの設置訓練等を実施している。	現在の対策の状況 ・市はこれまで、狛江市防災ガイドをはじめとする各種媒体を通じて広く意識啓発を行うとともに、講演会や救命講習の開催、地域に向いての講義など、市民の自助を促進する取組を進めてきた。 ・市の防災訓練等において、災害時に市民が実際に行うべき行動及び東日本大震災等の事例を示して、自助・共助の重要性・必要性を訴えている。また、各世代が参加しやすいような訓練メニューを盛り込んでいる。 ・自主防災組織である狛江市防災会が市の全ての地域をカバーしており、各支部による地域における訓練等が行われ、防災リーダー研修を受講するなど、スキルアップが図られている。 ・避難所の運営等を行う自主防災組織である避難所運営協議会が12箇所の避難所で設立され、運営訓練等が実施されている（令和2年4月1日現在）。 ・町会・自治会や学校、避難所運営協議会等が中心となって、要配慮者の避難誘導訓練、宿泊訓練など、地域ごとに様々なテーマを設定した訓練を実施するなど、市民、地域による取組も活発になってきている。 ・狛江市消防団には103人（令和2年7月1日現在）の団員が所属している。年齢的にも30～40歳代が中心となっており、災害時を想定しての訓練等に注力している。 ・災害時のボランティア活動については、狛江市社会福祉協議会と協定を締結し、災害ボランティアセンターの設置訓練等を実施している。	時点修正	28
36	2	2	—	狛江市における主な被害想定（主要項目） 課 題 ・平成24年4月に公表された首都直下地震等による東京の被害想定では、前回の想定（平成18年5月公表）よりも負傷者数は減少（多摩直下地震）しているものの、死者数、避難者数が増加するなど、総体的に被害が大きくなっており、 <u>これまで以上に自助・共助の重要性、必要性は高まっている。</u> （中略） ・災害時の消火活動及び救出救助活動には、地域の実情に精通した消防団が極めて重要な役割を果たすことから、狛江市消防団が迅速かつ円滑に活動するため、過去の災害事例を基にした訓練を行うほか、施設・資器（機）材等を整備する必要がある。	狛江市における主な被害想定（主要項目） 課 題 ・平成24年4月に公表された首都直下地震等による東京の被害想定では、前回の想定（平成18年5月公表）よりも負傷者数は減少（多摩直下地震）しているものの、死者数、避難者数が増加するなど、総体的に被害が大きくなっており、 <u>また断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害が想定されている。</u> こうした被害を抑制するとともに、発災後の生活を継続するためには、 <u>家具類の転倒・落下・移動防止対策や食糧等の備蓄、安否確認などの自助の取組、また、自主防災組織、消防団等による共助の体制整備を一層促進する必要がある。</u> （中略） ・災害時の消火活動及び救出救助活動には、地域の実情に精通した消防団が極めて重要な役割を果たすことから、狛江市消防団が迅速かつ円滑に活動するため、過去の災害事例を基にした訓練を行うほか、施設・資機資器（機）材等を整備する必要がある。	都との整合・表記形式の変更	29
37	2	2	—	主な対策の方向性 ・防災意識の啓発や防災訓練の充実等により、市民の自発的な防災活動の促進を図る。 ・実践的かつ効果的な防災訓練や総合的な防災知識の普及等により自助の備えを促進するとともに、共助の体制整備を図る ・市民の災害に対する機運の高まりを捉え、自主防災組織の強化、組織率向上のため、周知や支援等を行う。 （中略） ・消防団員個々のさらなるスキルアップを行うとともに、施設や資器（機）材等の環境整備を図るほか、地域特性や様々な状況を想定した訓練を実施するなど、狛江市消防団の活動体制の強化を図る。また、地域住民と連携し、地域防災力の強化を図る。	主な対策の方向性 ・防災意識の啓発や防災訓練の充実等により、市民の自発的な防災活動の促進を図る。 ・実践的かつ効果的な防災訓練や総合的な防災知識の普及等により自助の備えを促進するとともに、共助の体制整備を図る。 ・市民の災害に対する機運の高まりを捉え、自主防災組織の強化の組織率向上のため、周知や支援等を行う。 （中略） ・消防団員個々のさらなるスキルアップを行うとともに、施設や資機資器（機）材等の環境整備を図るほか、地域特性や様々な状況を想定した訓練を実施するなど、狛江市消防団の活動体制の強化を図る。また、地域住民と連携し、地域防災力の強化を図る。	表記形式の変更	29
38	2	2	予-1	1 自助による市民の防災力向上 1-1 市民による自助の備え ＜市民＞ ○ 次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。 ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ・日頃からの出火の防止 ・消火器、感震ブレーカー、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備 ・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止 ・ブロック塀等の点検補修など、家の外構の安全対策 ・水（1日1人30目安）や食料等の備蓄及び医薬品や携帯ラジオ等非常持出品や簡易トイレの準備 ※高齢者、乳幼児を持つ親、女性、障がい者等、各個人の特徴に合わせて、食料や生活用品を備えるよう努める。 ・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認 ・市や消防署が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加 ・町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力 ・避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え ・災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検 ・過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与	1 自助による市民の防災力向上 1-1 市民による自助の備え ＜市民＞ ○ 次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。 ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ・日頃からの出火の防止 ・消火器、感震ブレーカー、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備 ・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止 ・ブロック塀等の点検補修など、家の外構の安全対策 ・水（1日1人30目安）や食料等の備蓄及び医薬品や携帯ラジオ等非常持出品や簡易トイレの準備 ※高齢者、乳幼児を持つ親、女性、障がい者等、各個人の特徴に合わせて、食料や生活用品を備えるよう努める。 ・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認 ・買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え ・自転車を安全に利用するための、適切な点検整備 ・在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分） ・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 ・都や市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加 ・町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力 ・避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え ・災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検 ・過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与	都との整合	31
39	2	2	予-1	1 自助による市民の防災力向上 1-2 防災意識の啓発 ＜市（総務部）＞ ○ 防災機関と連携し、市民や事業者等の防災意識の高揚や防災知識の普及を図るため、次のような様々な手法を組み合わせて、防災力向上のための諸施策を推進する。 ・防災訓練、防災や要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ防災講演会等の実施 ・防災マップ・ハザードマップ、防災に関する各種情報をまとめて掲載した分かりやすいガイドブック（「狛江市防災ガイド」）の作成と配布 ・現在地から避難所までの経路や各種防災情報を参照できるスマートフォン用アプリ（「狛江市防災マップ アプリ」）の作成と配信 ・安心安全に関する啓発事項を掲載した機関紙「安心安全通信」の作成と配布 ・安心安全情報プログラムの活用 ・防災に関するビデオ等の貸出し ・過去の災害の写真等の展示や貸出し ○ 自助に対する取組の重要性について、市民や事業者に対して周知を図るとともに、家庭用備蓄の事例等を分かりやすく紹介する等して、市民が水や食料等の備蓄をはじめとする防災対策に取り組みやすい環境を整える。 ○ 高齢者、乳幼児を持つ親、女性、障がい者等にとって、個人で備えることが有効な食料や生活用品を具体的に分かりやすく紹介する。 ○ 災害時における流言やデマの危険性と正しい情報を得るための方法等を周知する。 ○ 過去の災害から得られた教訓を伝承することの重要性について、啓発を行うほか、災害に関する各種資料を案内し、災害の教訓を伝承する取組を推進する。	1 自助による市民の防災力向上 1-2 防災意識の啓発 ＜市（総務部）＞ ○ 防災機関と連携し、市民や事業者等の防災意識の高揚や防災知識の普及を図るため、次のような様々な手法を組み合わせて、防災力向上のための諸施策を推進する。 ・防災訓練、防災や要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ防災講演会等の実施 ・防災マップ・ハザードマップ、防災に関する各種情報をまとめて掲載した分かりやすいガイドブック（「狛江市防災ガイド」）の作成と配布 ・現在地から避難所までの経路や各種防災情報を参照できるスマートフォン用アプリ（「狛江市防災マップ アプリ」）の作成と配信 ・安心安全に関する啓発事項を掲載した機関紙「安心安全通信」の作成と配布 ・安心安全情報プログラムの活用 ・防災に関するビデオ等の貸出し ・過去の災害の写真等の展示や貸出し ○ 自助に対する取組の重要性について、市民や事業者に対して周知を図るとともに、家庭用備蓄の事例等を分かりやすく紹介する等して、市民が水や食料等の備蓄をはじめとする防災対策に取り組みやすい環境を整える。 ○ 高齢者、乳幼児を持つ親、女性、障がい者等にとって、個人で備えることが有効な食料や生活用品を具体的に分かりやすく紹介する。 ○ 災害時における流言やデマの危険性と正しい情報を得るための方法等を周知する。 ○ 過去の災害から得られた教訓を伝承することの重要性について、啓発を行うほか、災害に関する各種資料を案内し、災害の教訓を伝承する取組を推進する。 ○ <u>動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。</u>	項目の削除 東京都意見を踏まえた修正	31

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
40	2	2	予-1	<p>1 自助による市民の防災力向上</p> <p>1-2 防災意識の啓発</p> <p>＜狛江消防署＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「地震に対する10の備え」、「地震 その時10のポイント」や「地震から命を守る『7つの問いかけ』」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS (Social Networking Service) 等を活用した広報を実施する。 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。 ○ 東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火の会、及び消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ ラジオ、テレビ及び新聞等に対する情報提供・取材協力を行う。 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催や防火防災標語の募集を行う。 ○ 「防火防災診断」(要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと)を実施し、要配慮者に関しては、「総合的な防火防災診断」として重点的に行う。 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導を行う。 ○ 東京消防庁による「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発を図る。 	<p>1 自助による市民の防災力向上</p> <p>1-2 防災意識の啓発</p> <p>＜狛江消防署＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」や「地震から命を守る『7つの問いかけ』」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS (Social Networking Service) 等・消防アプリ等による広報の実施 ○ 要配慮者については、「地震から命を守る『7つの問いかけ』」を活用した意識啓発 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動を展開する。 ○ 東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力を行う。 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 「防火防災診断」(要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと)の実施し、要配慮者に関しては、「総合的な防火防災診断」として重点的に行う。 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導を行う。 ○ 東京消防庁による「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発を図る。 	都との整合	32
41	2	2	予-1	<p>1 自助による市民の防災力向上</p> <p>1-2 防災意識の啓発</p> <p>＜都(総務局)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災パンフレットの作成、配布を行う。 ○ 児童向けの防災コーナーを設ける等、分かりやすく親しみやすいホームページの構築を図る。 ○ 毎年8月下旬から始まる防災週間における、防災関係機関と連携した、各種の展示・イベントを開催する。 ○ 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報を実施する。 	<p>1 自助による市民の防災力向上</p> <p>1-2 防災意識の啓発</p> <p>＜都(総務局)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等、普及啓発冊子の作成・配布、活用促進 ○ 「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進 ○ 防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○ 各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページやSNS等による分かりやすい防災情報の発信 ○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○ 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施 ○ 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施する。 	都との整合	32
42	2	2	予-1	<p>1 自助による市民の防災力向上</p> <p>1-3 防災教育・防災訓練の充実</p> <p>＜狛江消防署＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や事業所等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施する。 	<p>1 自助による市民の防災力向上</p> <p>1-3 防災教育・防災訓練の充実</p> <p>＜狛江消防署＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や事業所等に対し、AED(自動体外式除細動器)の使用方法を含めた救命講習を実施する。 	語句の変更	33
43	2	2	予-1	<p>1 自助による市民の防災力向上</p> <p>1-4 外国人対策支援</p> <p>＜市(総務部・企画財政部・市民生活部)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住居表示街区案内板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進する。 	<p>1 自助による市民の防災力向上</p> <p>1-4 外国人対策支援</p> <p>＜市(総務部・企画財政部・市民生活部)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住居表示街区案内板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進する。 	各課意見を踏まえた修正	33
44	2	2	予-5	<p>【都(生活文化局)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 ○ 平時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。 ○ 市災害ボランティアセンターの代替施設や資器(機)材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保上で必要な条件を事前整備する。 	<p>【都(生活文化局)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 ○ 平時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。 ○ 発災時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保する。 	東京都意見を踏まえた修正	37
45	2	2	予-5	<p>【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】</p> <p>要件</p> <p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p>	<p>【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】</p> <p>要件</p> <p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時において消防活動東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p>	東京都意見を踏まえた修正	39
46	2	2	予-5	<p>【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】</p> <p>活動内容</p> <p>(災害時)</p> <p>あらかじめ登録している消防署等に参集し、チームを編成後、消防職員との指導と助言により、以下の支援活動を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護活動 2 消火活動の支援 3 救助活動の支援 4 災害情報収集活動 5 消防用設備等の応急措置支援 6 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動 7 その他、必要な支援活動 <p>(平時)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の活動に備え、各種訓練及び行事への参加 2 チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加 3 その他、消防署の要請による活動 	<p>【東京消防庁災害時支援ボランティアの概要】</p> <p>活動内容</p> <p>1 災害時</p> <p>災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員との指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。</p> <p>2 平常時</p> <p>消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。</p> <p>チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施。</p>	東京都意見を踏まえた修正	39
47	2	2	応-1	<p>1 自助による応急対策の実施</p> <p>1-2 外国人の情報収集等に係る支援</p> <p>＜都(生活文化局)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施する。 ・外国人が必要とする情報の収集・提供 ・市等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・東京都防災(語学)ボランティアの派遣 ○ 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応を行う。 	<p>1 自助による応急対策の実施</p> <p>1-2 外国人の情報収集等に係る支援</p> <p>＜都(総務局・生活文化局)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語での災害情報の発信等を行う。 ○ Lアラートを利用して、東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。 ○ 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを開設し、次の業務を実施する。 ・外国人が必要とする情報の収集・提供 ・市等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・東京都防災(語学)ボランティアの派遣 ○ 被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応を行う。 ○ 東京都国際交流委員会と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施する。 	都との整合	42

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
48	2	2	応-2	2 地域による応急対策の実施 《 <u>狛江市防災会</u> 》 (中略) ○ 市から避難所等の鍵の管理について委任をされた役員等は、平日の夜間及び休日に地震により避難者が発生した場合、 <u>避難所</u> 等の開錠に努める。 《 <u>避難所運営協議会</u> 》 ○ 市から避難所等の鍵の管理について委任をされた役員等は、平日の夜間及び休日に地震により避難者が発生した場合、 <u>避難所</u> 等の開錠に努める。	2 地域による応急対策の実施 《 <u>狛江市防災会</u> 》 (中略) ○ 市から避難所等の鍵の管理について委任をされた役員等は、平日の夜間及び休日に地震により避難者が発生した場合、 <u>災害時集合場所等避難所</u> 等の開錠に努める。 《 <u>避難所運営協議会</u> 》 ○ 市から避難所等の鍵の管理について委任をされた役員等は、平日の夜間及び休日に地震により避難者が発生した場合、 <u>災害時集合場所等避難所</u> 等の開錠に努める。	語句の変更	43
49		2	応-5	5 ボランティアとの連携 【 <u>災害時のボランティアの派遣等</u> 】	5 ボランティアとの連携 【 <u>災害時のボランティアの派遣等</u> 】 	東京都意見を踏まえた修正	44
50		2	応-5	《市(福祉保健部)》 《 <u>狛江市社会福祉協議会</u> 》 ○ 市は、狛江市社会福祉協議会にボランティアの活動の調整等に関する協力を要請する。 ○ <u>狛江市社会福祉協議会</u> は、市災害ボランティアセンターの設置・運営にあたる。なお、市災害ボランティアセンター設置予定地は、 <u>あいとびあセンター</u> とする。 ○ ボランティア活動支援にあたっては、市災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器(機)材等を提供し、ボランティア等への直接的な支援を行う。 ○ 市災害ボランティアセンターは、ボランティアニーズの把握に努め、避難所や各種災害対応業務の現場へボランティアを派遣する。 ○ 市は、市災害ボランティアセンターを設置できず代替施設が必要な場合や資器(機)材の備蓄場所等が不足した場合は、都に支援を要請する。	【市(福祉保健部)】 【 <u>狛江市社会福祉協議会</u> 】 ○ 市は、狛江市社会福祉協議会にボランティアの活動の調整等に関する協力を要請する。 ○ <u>狛江市社会福祉協議会</u> は、市災害ボランティアセンターの設置・運営にあたる。なお、市災害ボランティアセンター設置予定地は、 <u>あいとびあセンター</u> とする。 ○ ボランティア活動支援にあたっては、市災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器(機)材等を提供し、ボランティア等への直接的な支援を行う。 ○ 市災害ボランティアセンターは、ボランティアニーズの把握に努め、避難所や各種災害対応業務の現場へボランティアを派遣する。 ○ 市は、市災害ボランティアセンターを設置できず代替施設が必要な場合や資器(機)材の備蓄場所等が不足した場合は、都に支援を要請する。	東京都意見を踏まえた修正	45
51	2	2	応-5	5 ボランティアとの連携 《 <u>東京消防庁災害時支援ボランティア(狛江消防ボランティア)</u> 》 ○ 震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録している消防署等へ自主的に参集し、 <u>消防活動の支援</u> を行う	5 ボランティアとの連携 《 <u>東京消防庁災害時支援ボランティア(狛江消防ボランティア)</u> 》 ○ 震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録している消防署等へ自主的に参集し、 <u>消防活動の狛江消防署の支援</u> を行う	東京都意見を踏まえた修正	45
52	2	2	応-5	5 ボランティアとの連携 《 <u>都(生活文化局)</u> 》 ○ <u>東京ボランティア・市民活動センター</u> と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、市災害ボランティアセンターを支援する。 ○ 国・道府県・市等との連絡調整を行う。 ○ 市からの要請に基づく、市災害ボランティアセンターの代替施設や資器(機)材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保を行う。 ○ ボランティアの受入状況等の情報提供を行う。	5 ボランティアとの連携 《 <u>都(生活文化局)</u> 》 ○ <u>東京ボランティア・市民活動センター</u> と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、市災害ボランティアセンターを支援する。 ○ 国・道府県・市等との連絡調整を行う。 ○ 市からの要請に基づく、市災害ボランティアセンターの代替施設や資器(機)材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保を行う。 ○ ボランティアの受入状況等の情報提供を行う。	東京都意見を踏まえた修正	45
53	2	2	応-5	5 ボランティアとの連携 【 <u>災害時のボランティアの派遣等</u> 】 《 <u>東京ボランティア・市民活動センター</u> 》 ○ 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、市災害ボランティアセンターを支援する。 ○ <u>市民活動団体等との連携を図る</u> 。 ○ 災害ボランティアコーディネーターを市災害ボランティアセンターへ派遣する。 ○ 市災害ボランティアセンターの設置・運営支援を行う。 ○ 被災地のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入状況等の情報提供を行う。 ○ 資器(機)材やボランティア等の市区町村間の需給調整を行う。	5 ボランティアとの連携 【 <u>災害時のボランティアの派遣等</u> 】 《 <u>東京ボランティア・市民活動センター</u> 》 ○ 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、 <u>市民活動団体</u> と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、市災害ボランティアセンターを支援する。 ○ <u>市民活動団体等との連携を図る</u> 。 ○ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携 ○ 災害ボランティアコーディネーターを市災害ボランティアセンターへ派遣する。 ○ 市災害ボランティアセンターの設置・運営支援を行う。 ○ 被災地のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入状況等の情報提供を行う。 ○ 資器(機)材やボランティア等の市区町村間の需給調整を行う。	都との整合 東京都意見を踏まえた修正	45
54	2	3	—	現在の対策の状況 ・市は、平成24年3月に狛江市都市計画マスタープランを改訂し、東日本大震災の影響も考慮しながら、耐震化や不燃化の促進、避難空間の創出や延焼遮断帯の適正配置等による防災性の高い都市構造の構築について言及している。	現在の対策の状況 ・市は、平成24年3月に改訂した狛江市都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画の策定を進めており、耐震化や不燃化の促進、避難空間の創出や延焼遮断帯の適正配置等による防災性の高い都市構造や、安全性の高い都市機能誘導区域や居住誘導区域の検討を進めている。	時点更新	46
55	2	3	—	現在の対策の状況 ・東日本大震災においては、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に定める原子力災害の対策と都内の状況を踏まえ、市民の不安の払拭に向けて、空間放射線量の測定を市内各施設や市内全域の道路で行うとともに、風評被害の払拭に向け農作物の放射能測定等を実施した。これらの測定結果は、市ホームページ等で公開している。	現在の対策の状況 ・東日本大震災においては、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に定める原子力災害の対策と都内の状況を踏まえ、市民の不安の払拭に向けて、空間放射線量の測定を市内各施設や市内全域の道路で行うとともに、風評被害の払拭に向け農作物の放射能測定等を実施した。これらの測定結果は、市ホームページ等で公開している。	現状を踏まえた修正	46
56	2	3	—	課題 ・狛江市耐震改修促進計画に規定する防災上重要な公共建築物(市庁舎、避難所等)の耐震化は完了しており、その他の公共建築物についても、引き続き耐震化を進めている。	現在の対策の状況 ・狛江市耐震改修促進計画に基づき防災上重要な公共建築物及びその他の公共建築物の耐震化を実施した。	文章修正の上、「課題」から「現在の対策の状況」へ移動	47
57	2	3	—	主な対策の方向性 ・地震に強い都市づくりの実現に向けて、狛江市都市計画マスタープラン等に基づき、安全な市街地整備を推進していく。また、狛江市緑の基本計画(平成25年3月)等に基づく施策にあわせて公園等を活用した十分な避難スペースを確保することや、緑地、緑化の効果的な配置による延焼防止等の取組を推進するなど、まちづくり、緑づくりの中に防災の視点を取り入れていく。	主な対策の方向性 ・地震に強い都市づくりの実現に向けて、狛江市都市計画マスタープラン等に基づき、安全な市街地整備を推進していく。また、狛江市緑の基本計画(令和2年3月)等に基づく施策にあわせて公園等を活用した十分な避難スペースを確保することや、緑地、緑化の効果的な配置による延焼防止等の取組を推進するなど、まちづくり、緑づくりの中に防災の視点を取り入れていく。	時点更新	48

修正項目番号	現行計画書			修正後					
	部	章	節	記述内容			修正理由	素案頁数	
58	2	3	予-1	<p>1 安全に暮らせる都市づくり 1-1 安心・安全まちづくり 《市（都市建設部）》 ○ 狛江市都市計画マスタープランに基づき、次の方向性に従って安心・安全まちづくり施策を推進する。</p>			<p>1 安全に暮らせる都市づくり 1-1 安心・安全まちづくり 《市（都市建設部）》 ○ 狛江市都市計画マスタープランに基づき、次の方向性に従って安心・安全まちづくり施策を推進する。<u>（令和3年改訂予定であり、下記は現行計画における方針）</u></p>	時点更新	49
59	2	3	予-1	<p>1 安全に暮らせる都市づくり 1-3 都市空間の確保 ■ 緑地・農地の活用 《市（総務部・市民生活部・環境部）》 ○ 狛江市緑の基本計画に基づき、緑地や農地の保全や整備を図ることで、災害時の延焼拡大防止や避難場所としての活用等、防災機能の確保を促進する。 ○ 農地については、多面的な機能を持っており、<u>狛江市農業振興計画（平成19年3月）</u>等に基づき、その保全を図っていく。 ○ 避難場所として活用できる農地及び生鮮食料品の優先調達ができる農地を防災協力農地として登録を積極的に推進する。</p>			<p>1 安全に暮らせる都市づくり 1-3 都市空間の確保 ■ 緑地・農地の活用 《市（総務部・市民生活部・環境部）》 ○ 狛江市緑の基本計画に基づき、緑地や農地の保全や整備を図ることで、災害時の延焼拡大防止や避難場所としての活用等、防災機能の確保を促進する。 ○ 農地については、多面的な機能を持っており、<u>狛江市第3次農業振興計画（平成30年3月）</u>等に基づき、その保全を図っていく。 ○ 避難場所として活用できる農地及び生鮮食料品の優先調達ができる農地を防災協力農地として登録を積極的に推進する。</p>	時点修正	50
60	2	3	予-1	<p>1 安全に暮らせる都市づくり 1-4 ブロック塀等の崩壊の防止 ■ がけ・擁壁等の安全化 《市（都市建設部）》 ○ 都が「急傾斜地崩壊危険箇所」として指定している地点は、狛江市には存在しないが、被害が想定される危険ながけ・擁壁等の把握に努めるとともに、その所有者等に対し、安全対策について指導していく。 《都（都市整備局）》 ○ がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）</u>及び<u>東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）</u>に基づき、防災上の見地から指導する。</p>			<p>1 安全に暮らせる都市づくり 1-4 ブロック塀等の崩壊の防止 ■ がけ・擁壁等の安全化 《市（都市建設部）》 ○ 都が「急傾斜地崩壊危険箇所」として指定している地点は、狛江市には存在しないが、被害が想定される危険ながけ・擁壁等の把握に努めるとともに、その所有者等に対し、安全対策について指導していく。 《都（都市整備局）》 ○ がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）</u>及び<u>東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）</u>に基づき、防災上の見地から指導する。</p>	急傾斜地崩壊危険箇所が存在しないため	50
61	2	3	予-1	<p>1 安全に暮らせる都市づくり 1-4 ブロック塀等の崩壊の防止 ■ ブロック塀等の安全化 《市（環境部・都市建設部）》 ○ 主に避難道路及び通学路沿い等のブロック塀等は、震災時には人命のみならず避難、救出救助、消防活動に大きな障害となることから、危険なブロック塀等の把握に努めるとともに危険なものについては、必要な補強を行うよう改善要請を行う。 ○ 新たに設置する場合は、配筋や基礎の根入れ等について、<u>建築基準法の規定を遵守した構造とするよう、安全化の促進について関係機関と連携を図っていく。</u> ○ 新たに生垣を設置する者又は既存ブロック塀等を撤去して生垣に改造する者に対して、造成に必要な経費の一部を補助する。さらに個人宅の沿道部等の隅切り部を緑地として活用する道沿いガーデン等、<u>新たな施策を検討していく。</u> ○ ブロック塀等の安全化を促進するため、市民等がブロック塀等を改修する場合の<u>新たな補助制度の創設等</u>を検討する。</p>			<p>1 安全に暮らせる都市づくり 1-4 ブロック塀等の崩壊の防止 ■ ブロック塀等の安全化 《市（環境部・都市建設部）》 ○ 主に避難道路及び通学路沿い等の転倒したブロック塀等は、震災時には人命のみならず避難、救出救助、消防活動に大きな障害となることから、危険なブロック塀等の把握に努めるとともに危険なものについては、<u>撤去又は必要な補強を行うよう改善要請を行う。</u> ○ 新たに設置する場合は、配筋や基礎の根入れ等について、<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）</u>の規定を遵守した構造とするよう、安全化の促進について関係機関と連携を図っていく。 ○ 新たに生垣を設置する者又は既存ブロック塀等を撤去して生垣に改造する者に対して、造成に必要な経費の一部を補助する。さらに個人宅の沿道部等の隅切り部を緑地として活用する道沿いガーデン等、<u>新たな施策を検討していく。</u> ○ ブロック塀等の安全化を促進するため、市民等が危険なブロック塀等を撤去する場合の<u>新たな補助制度の創設等</u>を検討する。に<u>必要な費用の一部を補助する。</u></p>	各課の意見を踏まえた修正	50
62	2	3	予-1	<p>1 安全に暮らせる都市づくり 1-4 ブロック塀等の崩壊の防止 ■ ブロック塀等の安全化 《都（都市整備局）》 ○ 市と連携し、<u>建築物防災週間（3月1日～3月7日、8月30日～9月5日）</u>や<u>建築確認時等の機会を捉えて、ブロック塀等の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行う。</u></p>			<p>1 安全に暮らせる都市づくり 1-4 ブロック塀等の崩壊の防止 ■ ブロック塀等の安全化 《都（都市整備局）》 ○ 市と連携し、<u>建築物防災週間や建築確認時等の機会を捉えて、ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行う。</u></p>	都との整合	50
63	2	3	予-1	<p>(新規追加)</p>			<p>1 安全に暮らせる都市づくり 1-5 ソフト・ハードの連携による土砂災害対策 《市（総務部）》 ○ ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。 《都（建設局）》 ○ 都建設局は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、<u>土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移動勧告などソフト対策を推進する。</u></p>	土砂災害警戒区域の指定に伴う変更 東京都意見を踏まえた修正	51
64	2	3	予-2	<p>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進 2-1 建築物の耐震化の促進 ■ 公共建築物 《市（総務部・教育部）》 ○ 狛江市耐震改修促進計画に基づき、市庁舎や避難所となっている学校等、防災上重要な公共建築物については、平成29年度現在、耐震化を完了している。 ○ 狛江市耐震改修促進計画に規定するその他の公共建築物（地域センター、公民館、保育園、学童保育所等）については、平成31年度までに耐震化率100%を目指し、耐震化を推進する。</p>			<p>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進 2-1 建築物の耐震化の促進 ■ 公共建築物 《市（総務部・教育部）》 ○ 狛江市耐震改修促進計画に基づき、市庁舎や避難所となっている学校等、防災上重要な公共建築物については、平成29年度現在、耐震化を完了している。 ○ 狛江市耐震改修促進計画に規定するその他の公共建築物（地域センター、公民館、保育園、学童保育所等）については、平成31年度までに耐震化率100%を目指し、耐震化を推進する。在、耐震化を完了している。 ○ 狛江市耐震改修促進計画に基づき防災上重要な公共建築物（市庁舎や避難所となっている学校等）及びその他の公共建築物（地域センター、公民館、保育園、学童保育所等）については、耐震化を完了している。</p>	時点修正	51
65	2	3	予-2	<p>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進 2-1 建築物の耐震化の促進 ■ 民間特定建築物 《市（都市建設部）》 ○ 狛江市耐震改修促進計画に基づき、特定建築物については、平成32年度までに95%以上を目指し、耐震化を促進する。</p>			<p>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進 2-1 建築物の耐震化の促進 ■ 民間特定建築物 《市（都市建設部）》 ○ 狛江市耐震改修促進計画に基づき、特定建築物については、平成32年度までに95%以上を目指し、耐震化を促進する耐震性が不十分な特定建築物については、所有者等に対し、耐震化に向けた助言・指導を行っている。</p>	時点修正	51

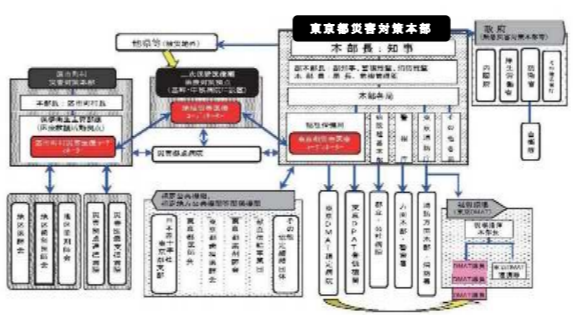
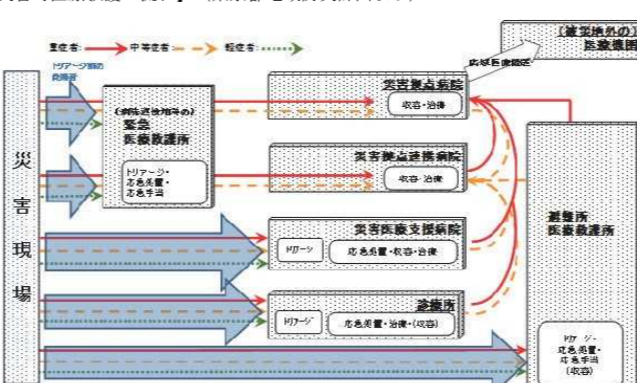
修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
66	2	3	予-2	<p>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進</p> <p>2-1 建築物の耐震化の促進</p> <p>■ 住宅</p> <p>＜市（都市建設部）＞</p> <p>○ 狛江市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修費助成等の施策を行うことで、平成32年度までに95%以上を目指す。</p> <p>○ 住宅の耐震化の重要性和耐震診断・改修費助成事業等を積極的に周知するため、木造住宅及び分譲マンションの個別訪問やアドバイザーの派遣等を行い、耐震化の向上を図る。</p> <p>○ 耐震診断・改修の助成率の引き上げや耐震改修助成と住宅リフォーム助成との組み合わせ等の検討を行うとともに、市内事業者等とともに市民ニーズに適合した耐震化対策の検討を行う。</p> <p>■ 緊急輸送道路の沿道建築物</p> <p>＜市（都市建設部）＞ ＜都（都市整備局）＞</p> <p>○ 特定緊急輸送道路の特定沿道建築物について、継続して情報共有をし、耐震化の推進を図る。</p>	<p>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進</p> <p>2-1 建築物の耐震化の促進</p> <p>■ 住宅</p> <p>＜市（都市建設部）＞</p> <p>○ 狛江市耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修費助成等の施策を行うことで、平成32年度までに95%以上を目指す令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。</p> <p>○ 住宅の耐震化の重要性和耐震診断・改修費助成事業等を積極的に周知するため、木造住宅及び分譲マンションの個別訪問やアドバイザーの派遣等を行い、耐震化の向上を図る。</p> <p>○ 耐震診断・改修の補助額の引き上げや耐震改修助成と住宅リフォーム助成との組み合わせ等の検討を行うとともに、市内事業者等とともに市民ニーズに適合した耐震化対策の検討を行うを行った。今後も市民ニーズに適合した耐震化対策の検討を行う。</p> <p>■ 緊急輸送道路の沿道建築物</p> <p>＜市（都市建設部）＞ ＜都（都市整備局）＞</p> <p>○ 特定緊急輸送道路の特定沿道建築物について、継続して情報共有をし、耐震化の推進を図る耐震性が不十分な建築物については、所管行政庁と連携し、所有者等に対し、耐震化に向けた助言・指導を行う。</p>	時点修正	51
67	2	3	予-2	<p>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進</p> <p>2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止</p> <p>■ 天井等の落下防止対策</p> <p>＜都（都市整備局）＞</p> <p>○ 落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。</p>	<p>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進</p> <p>2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止</p> <p>■ 天井等の落下防止対策</p> <p>＜都（都市整備局）＞</p> <p>○ 特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井）、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。</p> <p>○ 学校施設や幼稚園、保育所等の吊り天井、照明器具などの非構造部材の落下防止対策を進める。</p>	都との整合	52
68	2	3	予-2	<p>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進</p> <p>2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止</p> <p>■ 自動販売機の転倒・移動防止</p> <p>＜関東経済産業局＞</p> <p>○ 自動販売機の管理責任を明確にするため、自動販売機に管理者の名称、所在地、電話番号等を記した統一ステッカーの貼付を指導する。また、「JIS B 8562自動販売機の据付基準」の普及・啓発のため、毎年10月を自販機月間として、パンフレット、ポスター等の作成、説明会・講習会の開催等により、同基準の業界への周知徹底を図る。</p>	<p>2 建築物の耐震化及び安全対策の促進</p> <p>2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止</p> <p>■ 自動販売機の転倒・移動防止</p> <p>＜関東経済産業局＞</p> <p>○ 自動販売機の管理責任を明確にするため、自動販売機に管理者の名称、所在地、電話番号等を記した統一ステッカーの貼付を指導する。また、「JIS B 8562自動販売機の据付基準」の普及・啓発のため、毎年10月を自販機月間として、パンフレット、ポスター等の作成、説明会・講習会の開催等により、同基準の業界への周知徹底を図る。</p> <p>○ 自動販売機の転倒防止対策について、関東経済産業局は、自動販売機設置者に対して、耐震性重視の「自動販売機据付基準（JIS規格）」の周知徹底等により、転倒防止対策の促進を図る。</p>	都との整合	53
69	2	3	予-4	<p>4 出火、延焼等の防止</p> <p>4-1 消防水利の整備、防火安全対策</p> <p>■ 初期消火体制の強化</p> <p>＜市（総務部）＞</p> <p>○ 街頭消火器については、狛江市街頭消火器設置取扱基準（平成17年市長決裁）に基づき、原則として半径50m圏内に1本を目途に設置を進める。</p>	<p>4 出火、延焼等の防止</p> <p>4-1 消防水利の整備、防火安全対策</p> <p>■ 初期消火体制の強化</p> <p>＜市（総務部）＞</p> <p>○ 街頭消火器については、狛江市街頭消火器設置要綱（令和2年要綱第102号）に基づき、原則として半径50m圏内に1本を目途に設置を進める。</p>	時点修正	55
70	2	3	予-4	<p>4 出火、延焼等の防止</p> <p>4-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化</p> <p>■ 化学物質関連施設の安全化</p> <p>＜市（環境部）＞</p> <p>○ 都と連携し、PCBの取扱事業者の情報共有に努める。</p>	<p>4 出火、延焼等の防止</p> <p>4-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化</p> <p>■ 化学物質関連施設の安全化</p> <p>＜市（環境部）＞</p> <p>○ 都と連携し、PCB（ポリ塩化ビフェニル）の取扱事業者の情報共有に努める。</p>	語彙の追加	57
71	2	3	予-4	<p>4 出火、延焼等の防止</p> <p>4-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化</p> <p>■ 化学物質関連施設の安全化</p> <p>＜都（環境局）＞</p> <p>○ PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握しているPCB機器の使用、保管状況について、市との情報共有を図っていく。</p>	<p>4 出火、延焼等の防止</p> <p>4-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化</p> <p>■ 化学物質関連施設の安全化</p> <p>＜都（環境局）＞</p> <p>○ PCB（ポリ塩化ビフェニル）の流出、拡散防止の観点から、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握しているPCB（ポリ塩化ビフェニル）機器の使用、保管状況について、市との情報共有を図っていく。</p>	語彙の追加	57
72	2	3	予-5	<p>5 放射性物質対策</p> <p>5-2 市民への情報提供等</p> <p>＜市（総務部・市民生活部・環境部・教育部）＞</p> <p>○ 平時から適宜、空間放射線量を測定するとともに、測定結果を市ホームページで公表する等して、放射性物質に対する市民の不安の解消に努める。</p>	<p>5 放射性物質対策</p> <p>5-2 市民への情報提供等</p> <p>＜市（総務部・市民生活部・環境部・教育部）＞</p> <p>○ 平時から適宜、空間放射線量を把握するとともに、測定結果を市ホームページで公表する等して、放射性物質に対する市民の不安の解消に努める。</p>	平成31年度をもって測定業務を廃止したため	58
73	2	3	応-1	<p>1 消火・救助・救急活動</p> <p>（第2部第2章「市民と地域の防災力向上」参照 27頁）</p> <p>（第2部第5章「応急対応力の強化」参照 80頁）</p>	<p>1 消火・救助・救急活動</p> <p>（第2部第2章「市民と地域の防災力向上」参照 287頁）</p> <p>（第2部第5章「応急対応力の強化」参照 820頁）</p>	時点更新	60
74	2	3	応-3	<p>3 危険物等の応急措置による危険防止</p> <p>■ 高圧ガス保管施設の応急措置</p> <p>＜狛江消防署＞</p> <p>○ 事故時の広報活動を行うとともに、警戒区域の設定により、立入規制を行い、施設に対する消防活動を実施する。なお、活動については、第2部第5章「応急対応力の強化」(94頁)の震災消防活動により対処する。</p>	<p>3 危険物等の応急措置による危険防止</p> <p>■ 高圧ガス保管施設の応急措置</p> <p>＜狛江消防署＞</p> <p>○ 事故時の広報活動を行うとともに、警戒区域の設定により、立入規制を行い、施設に対する消防活動を実施する。なお、活動については、第2部第5章「応急対応力の強化」(94頁)の震災消防活動(96頁)により対処する。</p>	時点更新	62
75	2	3	応-3	<p>3 危険物等の応急措置による危険防止</p> <p>■ 毒物・劇物取扱施設の応急措置</p> <p>＜狛江消防署＞</p> <p>○ 事故時の広報活動を行うとともに、警戒区域の設定により、立入規制を行い、施設に対する消防活動を実施する。なお、活動については、第2部第5章「応急対応力の強化」(94頁)の震災消防活動により対処する。</p>	<p>3 危険物等の応急措置による危険防止</p> <p>■ 毒物・劇物取扱施設の応急措置</p> <p>＜狛江消防署＞</p> <p>○ 事故時の広報活動を行うとともに、警戒区域の設定により、立入規制を行い、施設に対する消防活動を実施する。なお、活動については、第2部第5章「応急対応力の強化」(94頁)の震災消防活動(96頁)により対処する。</p>	時点更新	63

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
76	2	3	応-3	<p>3 危険物等の応急措置による危険防止</p> <p>■ 化学物質関連施設の応急措置</p> <p>＜市（環境部）＞</p> <p>○ 化学物質対策</p> <p>適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。</p> <p>○ PCB対策</p> <p>都からの情報提供に基づき、PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏えいしている機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。</p> <p>＜都（環境局）＞</p> <p>○ 化学物質対策</p> <p>被災状況により、市と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供する。</p> <p>○ PCB対策</p> <p>被災状況により、市と連絡調整を行い、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。</p> <p>＜事業者等＞</p> <p>○ 化学物質対策</p> <p>適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに市及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。</p> <p>○ PCB対策</p> <p>発災によりPCB機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。</p> <p>■ 危険物輸送車両等の応急対策</p> <p>＜狛江消防署＞</p> <p>○ 関係機関と密接な情報連絡を行う。</p> <p>○ 災害応急対策は、第2部第5章「応急対応力の強化」(94頁)の震災消防活動により対処する。</p>	<p>3 危険物等の応急措置による危険防止</p> <p>■ 化学物質関連施設の応急措置</p> <p>＜市（環境部）＞</p> <p>○ 化学物質対策</p> <p>適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。</p> <p>○ PCB（ポリ塩化ビフェニル）対策</p> <p>都からの情報提供に基づき、PCB（ポリ塩化ビフェニル）保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏えいしている機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。</p> <p>＜都（環境局）＞</p> <p>○ 化学物質対策</p> <p>被災状況により、市と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供する。</p> <p>○ PCB（ポリ塩化ビフェニル）対策</p> <p>被災状況により、市と連絡調整を行い、PCB（ポリ塩化ビフェニル）保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。</p> <p>＜事業者等＞</p> <p>○ 化学物質対策</p> <p>適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに市及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。</p> <p>○ PCB（ポリ塩化ビフェニル）対策</p> <p>発災によりPCB（ポリ塩化ビフェニル）機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。</p> <p>■ 危険物輸送車両等の応急対策</p> <p>＜狛江消防署＞</p> <p>○ 関係機関と密接な情報連絡を行う。</p> <p>○ 災害応急対策は、第2部第5章「応急対応力の強化」(94頁)の震災消防活動（96頁）により対処する。</p>	語句の修正	64
77	2	3	応-3	<p>3 危険物等の応急措置による危険防止</p> <p>(新規追加)</p>	<p>3 危険物等の応急措置による危険防止</p> <p>■ 危険動物の逸走時対策</p> <p>＜市（総務部・福祉保健部）＞＜調布警察署＞＜狛江消防署＞</p> <p>○ 住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係機関と協力して、必要に応じ、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。</p> <p>事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する避難の勧告又は指示 ・住民の避難誘導 ・避難所の開設、避難住民の保護 ・情報提供、関係機関との連絡 	東京都意見	65
78	2	4	—	<p>課題</p> <p>・ライフライン施設については、被害想定において停電、断水、電話の不通等の被害が想定される。上水道については、都において耐震化の取組を進めてきているが、一部に代替機能が十分でない管路が存在している。下水道については、耐震化や浮上抑止対策をさらに強化する必要がある。電気・ガス・通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められており、引き続き事業者による取組を着実に進める必要がある。</p>	<p>課題</p> <p>・ライフライン施設については、被害想定において停電、断水、電話の不通等の被害が想定される。上水道については、都において耐震化の取組を進めてきているが、一部に代替機能が十分でない管路が存在している。下水道については、施設の耐震化をさらに強化する必要がある。電気・ガス・通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められており、引き続き事業者による取組を着実に進める必要がある。</p>	P73と整合性をとる	70
79	2	4	予-1	<p>1 道路・橋梁</p> <p>■ 道路・橋梁の安全確保等</p> <p>＜都（建設局・都市整備局）＞</p> <p>○ 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に、都施行として位置付けられた都市計画道路の整備を推進する。</p> <p>○ 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施する。</p> <p>○ 多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進する。</p> <p>○ 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進する。</p> <p>○ 情報収集用資器（機）材や、障害物除去用資器（機）材を確保する。</p> <p>○ 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する。</p> <p>○ 災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、事前の指定などを踏まえて、次の基準により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路等の交通規制を行う路線 ・緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路） ・災害時集合場所に接続する応急対策活動のための道路の路線 <p>・上記は、原則として、幅員15m以上の道路の路線</p>	<p>1 道路・橋梁</p> <p>■ 道路・橋梁の安全確保等</p> <p>＜都（建設局・都市整備局）＞</p> <p>○ 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に、都施行として位置付けられた都市計画道路の整備を推進する。</p> <p>○ 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施する。</p> <p>○ 多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路等において無電柱化を推進するとともに、区市町村の無電柱化事業に対する支援を行う。</p> <p>○ 緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進する。</p> <p>○ 情報収集用資器（機）材や、障害物除去用資器（機）材を確保する。</p> <p>○ 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する。</p> <p>○ 災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、事前の指定などを踏まえて、次の基準により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路等の交通規制を行う路線 ・緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路） ・災害時集合場所に接続する応急対策活動のための道路の路線 ・避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線 <p>・上記は、原則として、幅員15m以上の道路の路線</p>	都との整合	71
80	2	4	予-6	<p>6 下水道</p> <p>＜市（環境部）＞</p> <p>○ 下水道施設は、自然流下を原則としているため、地震被害等が発生すると復旧に長時間かかることから、狛江市下水道総合計画に基づき、施設の耐震化、避難所でのマンホールトイレシステムの設置等、計画的に施設の整備を推進していく。</p> <p>○ 災害時の下水道施設の応急対応協力について、締結済みの協定に基づき、管路施設等が被災した際の応急復旧支援体制の整備を推進するとともに、その他民間事業者等との協定締結を検討する。</p>	<p>6 下水道</p> <p>＜市（環境部）＞</p> <p>○ 下水道施設は、自然流下を原則としているため、地震被害等が発生すると復旧に長時間かかることから、狛江市下水道総合計画に基づき、施設の耐震化、避難所でのマンホールトイレシステムの設置等、計画的に施設の整備を推進していく。</p> <p>○ 災害時の下水道施設の応急対応協力について、締結済みの協定に基づき、管路施設等が被災した際の応急復旧支援体制の整備を推進するとともに、その他民間事業者等との協定締結を検討する。</p>	各課意見を踏まえた修正	73
81	2	4	予-6	<p>6 下水道</p> <p>＜都（下水道局）＞</p> <p>○締結済みの覚書に基づき、市が収集・運搬するし尿の受入体制を整備する。</p>	<p>6 下水道</p> <p>＜都（下水道局）＞</p> <p>○締結済みの覚書に基づき、市が収集・運搬するし尿の受入体制を整備する確保する。</p>	東京都意見を踏まえた修正	74
82	2	4	予-7	<p>7 電気・ガス・通信等</p> <p>＜東京ガス＞</p> <p>○ 製造所・整圧所設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。 ・保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。 	<p>7 電気・ガス・通信等</p> <p>＜東京ガス＞</p> <p>○ 製造所・整圧所設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。 ・防火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。 	都との整合	74

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
83	2	4	予-7	7 電気・ガス・通信等 《東京ガス》 【施設別安全化対策】 その他の安全設備 ○ 地震計の設置 工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置している。 ○ 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、200ガル程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。	7 電気・ガス・通信等 《東京ガス》 【施設別安全化対策】 その他の安全設備 ○ 地震計の設置 LNG基地_工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置している。 ○ 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5200ガル程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置している。	名称表現の統一のため都との整合	75
84	2	4	予-7	7 電気・ガス・通信等 《NTT東日本》 ○ 通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震対策として、独自の構造設計指針により耐震設計の実施、二重床へのキャビネット据付け等機械室内設備の固定を実施及び建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施する。 ○ 予備電源設備の強化として、バッテリー、予備電源エンジンの耐震強化及び移動電源車を配備する。 ○ 通信網信頼性の向上に取り組む。 ・光ファイバー網のループ化及び伝送路の2ルート化による自動切替えを行う等の整備を行う。 ・交換機からの伝送回線は複数ビルに分散設定し、通信の途絶を防止する。 ・通信ケーブルの地中化を計画的に推進し、既設ケーブルを含め地下ルートへの収容替えを図っている。また、とう道区間の既設ケーブルについては、不燃化・難燃化対策を実施し、新設ケーブルについては難燃化ケーブルを使用する。 ・行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化及び異ケーブルの分散収容を図る。 ○ 通信の全面途絶地域、避難所等の通信を確保するため、移動用無線車、ポータブル衛星通信車を配備し、特設公衆電話を設置できるようにする。 ○ 災害による通信の途絶の際、市民の利用に供する窓口、避難所等に特設公衆電話を設置できるようにする。	7 電気・ガス・通信等 《NTT東日本》 ○ 通信用建物、鉄塔、所内設備の耐震対策として、独自の構造設計指針により耐震設計の実施、二重床へのキャビネット据付け等機械室内設備の固定を実施及び建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施する。 ○ 予備電源設備の強化として、バッテリー、予備電源エンジンの耐震強化及び移動電源車を配備する。 ○ 通信網信頼性の向上に取り組む。 ・光ファイバー網のループ化及び伝送路の2ルート化による自動切替えを行う等の整備を行う。 ・交換機からの伝送回線は複数ビルに分散設定し、通信の途絶を防止する。 ・通信ケーブルの地中化を計画的に推進し、既設ケーブルを含め地下ルートへの収容替えを図っている。また、とう道区間の既設ケーブルについては、不燃化・難燃化対策を実施し、新設ケーブルについては難燃化ケーブルを使用する。 ・行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化及び異ケーブルの分散収容を図る。 ○ 通信の全面途絶地域、避難所等の通信を確保するため、移動用無線車、ポータブル衛星通信車を配備し、特設公衆電話を設置できるようにする。 ○ 災害による通信の途絶の際、市民の利用に供する窓口、避難所等に特設公衆電話を設置できるようにする。 <u>○ 区市町村が指定した避難所(小中学校、公民館等)のうち市から設置要望のあった施設に災害時公衆電話(特設公衆電話)を事前に設置することで災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とする。</u> <u>○ 地震対策協議会又は、自治体が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設に災害時公衆電話(特設公衆電話)を事前に設置することで災害時における帰宅困難者の通信手段を確保する。</u> 《NTTドコモ》 《KDDI》 《ソフトバンク》 <u>○ 市役所等の重要エリアの通信を確保するためにエンジンによる無停電化やバッテリー長時間化を実施する。</u>	都との整合	75
85	2	4	予-7	7 電気・ガス・通信等 《都(環境局・都市整備局)》 ○ ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進を図る。 ○ 燃料の安定調達を図る。 ○ 災害時のLPガス等の供給について、都と(一社)東京都LPガス協会との間で協定を締結した。市区町村とLPガス協会支部単位でも、同様に協定締結の検討等を行うよう依頼する。 ○ LCP(Life Continuity Performance:居住継続性能)住宅の普及・推進を図る。	7 電気・ガス・通信等 《都(環境局・都市整備局)》 ○ ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進を図る。 ○ 燃料の安定調達を図る。 <u>○ コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進</u> ○ 災害時のLPガス等の供給について、都と(一社)東京都LPガス協会との間で協定を締結した。市区町村とLPガス協会支部単位でも、同様に協定締結の検討等を行うよう依頼する。 ○ LCP(Life Continuity Performance:居住継続性能)住宅の普及・推進を図る。	都との整合	76
86	2	4	予-8	8 エネルギーの確保 《市(総務部・環境部)》 ○ 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置を推進する。(再掲) ○ 災害時における各種燃料等の確保を図るため、事前に関係業者等と災害時における優先供給に関する協定の締結を推進する。 ○ 災害時の非常用電源となる電気自動車の導入等を検討する。	8 エネルギーの確保 《市(総務部・環境部)》 ○ 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置を推進する。(再掲) <u>○ 災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備、維持管理等を推進する。</u> ○ 災害時における各種燃料等の確保を図るため、事前に関係業者等と災害時における優先供給に関する協定の締結を推進する。 ○ 災害時の非常用電源となる電気自動車の導入等を検討する。	都との整合	76
87	2	4	予-8	(新規追加)	8 エネルギーの確保 《都(総務局)》 <u>○ 区市町村の災害対策本部機能の充実強化を図るため、区市町村の非常用電源の整備等を支援する。</u>	都との整合	76
88	2	4	応-2	2 鉄道施設 《小田急電鉄》 ○ 本社に総合対策本部を設置し、鉄道に係る旅客輸送施設、車両の被害に対し必要な災害緊急時対策を実施する。 ○ 緊急時対策に必要な情報の収集、対策の立案・指示及び関係自治体との連絡、調整を実施する。 ○ 当社設置の地震計の計測値に応じた各施設物等の点検及び運転規制を実施する。 ○ 旅客の救護、避難、消火活動を迅速に実施する。	2 鉄道施設 《小田急電鉄》 ○ 本社に総合対策本部を設置し、鉄道に係る旅客輸送施設、車両の被害に対し必要な災害緊急時対策を実施する。 ○ 緊急時対策に必要な情報の収集、対策の立案・指示及び関係自治体との連絡、調整を実施する。 ○ 当社設置の地震計の計測値に応じた各施設物等の点検及び運転規制を実施する。 ○ 旅客の救護、避難、消火活動を迅速に実施する。 <u>○ 外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施する。</u>	都との整合	78
89	2	4	応-4	4 水道 《都(水道局)》 ○ 異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底する。 ○ 施設の点検・被害調査を実施する。 ○ 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合の応急措置を講じる。	4 水道 《都(水道局)》 ○ 異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底する。 ○ 施設の点検・被害調査を実施する。 ○ 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合の応急措置を講じる。 <u>○ 区部及び多摩お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。</u>	都との整合	78
90	2	4	応-6	6 電気・ガス・通信等 《東京ガス》 ○ 被害情報の収集を行う。 ○ 事業所設備等の点検を行う。 ○ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置を行う。 ○ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を行う。 ○ 被害推定に基づく応急措置を行う。 <u>○ 供給系統の切替え等による速やかなガス供給再開を行う。</u> ○ 資器(機)材等の調達を行う。 ○ 避難所への救援物資としてLPガスの供給に努める。	6 電気・ガス・通信等 《東京ガス》 ○ 被害情報の収集を行う。 ○ 事業所設備等の点検を行う。 ○ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置を行う。 ○ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を行う。 ○ 被害推定に基づく応急措置を行う。 <u>○ 遠隔再稼働による速やかなガス供給再開供給系統の切替え等による速やかなガス供給再開を行う。</u> ○ 資機資器(機)材等の調達を行う。 《LP事業者》 ○ 避難所への救援物資としてLPガスの供給に努める。	都との整合	79
91	2	4	復-3	3 河川・内水排水施設 《市(環境部)》 ○ 排水樋管で被害が生じた場合は、排水ポンプ等資器(機)材を用いて対応するとともに、直ちに都(建設局)に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水のはん濫による被害の拡大を防止する。	3 河川・内水排水施設 《市(環境部)》 ○ 排水樋管で被害が生じた場合は、排水ポンプ等資器(機)材を用いて対応するとともに、直ちに国(京浜河川事務所)及び都(建設局)に報告し、移動排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水のはん濫による被害の拡大を防止する。	語句の追加	80

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
92	2	4	復-4	<p>■ 4 水道 <<都(水道局)>> ○ 取水・導水施設の復旧対策を行う。 ○ 浄水施設の復旧対策を行う。</p>	<p>■ 4 水道 <<都(水道局)>> ○ 取水・導水施設の復旧対策を行う。 ○ <u>浄水施設の復旧対策を行う。</u> ○ 浄水・配水施設の復旧対策を行う。</p>	東京都意見を踏まえた修正	80
93	2	5	—	<p>基本的な考え方 ・一方で、市単独での対応には自ずと一定の限界もあり、東日本大震災の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要である。また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要である。</p>	<p>基本的な考え方 ・一方で、市単独での対応には自ずと一定の限界もあり、東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要である。また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要である。</p>	時点更新	82
94	2	5	—	<p>現在の対策の状況 ・市は、大規模な震災時に迅速かつ効果的に災害対策を行うため、その中心となる市災害対策本部を設置する防災センターを平成25年10月から運用している。 ・市は、毎年総合防災訓練を実施している。実施にあたっては、各防災機関と連携、協力しながら、また、様々な状況を想定しながら、より実践に即した内容とし、市全体の防災力向上に努めている。 市内部においても、市災害対策本部の設置運営訓練をはじめ、職員研修や大地震が発生した想定での消防訓練等を実施し、職員のスキルアップに努めている。 ・市では、大地震が発生した際に迅速な復旧体制を確保するため、また、できる限り早期に通常業務を再開できるよう狛江市事業継続計画<震災編>(BCP)を策定した。また、災害対応の行動をまとめた狛江市震災対応マニュアルを作成した。 ・同時被災しない遠方自治体として、平成24年12月に静岡県三島市と、平成25年2月に宮城県石巻市と、平成25年7月に山梨県上野原市及び小菅村と災害時における相互応援協定を締結した。一方で、密接な連携をとりながら活動する必要がある隣接自治体との行動体制を確保するため、平成25年2月に世田谷区と「災害時における相互応援に関する実施細目」を取り交わすなど、遠近の自治体と相互応援体制を確保して応急対応力の向上を図っている。</p>	<p>現在の対策の状況 ・市は、大規模な震災時に迅速かつ効果的に災害対策を行うため、その中心となる市災害対策本部を設置する防災センターを平成25年10月から運用している。 ・市は、毎年総合防災訓練を実施している。実施にあたっては、<u>地域住民で組織された避難所運営協議会</u>や各防災機関と連携、協力しながら、また、様々な状況を想定しながら、より実践に即した内容とし、市全体の防災力向上に努めている。 市内部においても、市災害対策本部の設置運営訓練をはじめ、職員研修や大地震が発生した想定での消防訓練等を実施し、職員のスキルアップに努めている。 ・市では、大地震が発生した際に迅速な復旧体制を確保するため、また、できる限り早期に通常業務を再開できるよう狛江市事業継続計画<震災編>(BCP)を策定した。また、災害対応の行動をまとめた狛江市震災対応マニュアルを作成した。 ・同時被災しない遠方自治体として、<u>新潟県長岡市川口地域</u>、静岡県三島市、宮城県石巻市、山梨県上野原市及び小菅村、<u>熊本県宇土市</u>と災害時における相互応援協定を締結した。一方で、密接な連携をとりながら活動する必要がある隣接自治体との行動体制を確保するため、平成25年2月に世田谷区と「災害時における相互応援に関する実施細目」を取り交わすなど、遠近の自治体と相互応援体制を確保して応急対応力の向上を図っている。</p>	現状を踏まえた修正	82
95	2	5	予-1	<p>【市庁舎・防災センター設置概要】 (2) 平時の設備 表中、給水衛生設備の項目 ・<u>上水受水槽 7m</u></p>	<p>【市庁舎・防災センター設置概要】 (2) 平時の設備 表中、給水衛生設備の項目 ・<u>上水受水槽飲料水受水槽 7m</u></p>	東京都意見を踏まえた修正	85
96	2	5	予-1	<p>1 初動対応体制の整備 ■ 防災訓練・人材育成等 <<市(総務部)>> ア 総合防災訓練 ○ 狛江市に大地震が発生したことを想定し、市及び防災機関が地域住民と一体となった実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。これによって各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、本計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。 ○ 参加者・参加機関は、市民、町会・自治会、自主防災組織、事業者、市、狛江消防署、調布警察署、自衛隊、狛江市消防団、狛江市地区消防隊、その他の防災機関とする。 ○ 訓練項目は、(ア)本部運営訓練、(イ)通信情報訓練、(ウ)避難・避難誘導訓練、(エ)応急対策訓練、(オ)救出救助訓練、(カ)その他とする。 ○ 平成27年度より、市内一斉の避難所開設運営訓練を実施している。今後、当訓練を中心に、各機関連携した実践的な訓練の実施を検討する。 ○ 具体的な訓練内容は、その都度定めるものとするが、市の災害対応力の向上を図るため、市及び防災機関は、内容を常に見直し、市民参加型の実践的かつ実効性のある訓練となるよう努める。 ○ 自助、共助の観点から多くの市民等が参加するよう、あらゆる広報媒体を活用し、積極的に参加を呼びかける。</p>	<p>1 初動対応体制の整備 ■ 防災訓練・人材育成等 <<市(総務部)>> ア 総合防災訓練 ○ 狛江市に大地震が発生したことを想定し、市及び防災機関が地域住民と一体となった実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。これによって各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、本計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。 ○ 参加者・参加機関は、市民、町会・自治会、<u>狛江市防災会・避難所運営協議会等の自主防災組織</u>、事業者、市、狛江消防署、調布警察署、自衛隊、狛江市消防団、狛江市地区消防隊、その他の防災機関とする。 ○ 訓練項目は、(ア)本部運営訓練、(イ)通信情報訓練、(ウ)避難・避難誘導訓練、(エ)応急対策訓練、(オ)救出救助訓練、(カ)その他とする。 ○ 平成27年度より、市内一斉の避難所開設運営訓練を実施している。今後、当訓練を中心に、各機関連携した実践的な訓練の実施を検討する。 ○ 具体的な訓練内容は、その都度定めるものとするが、市の災害対応力の向上を図るため、市及び防災機関は、内容を常に見直し、市民参加型の実践的かつ実効性のある訓練となるよう努める。 ○ 自助、共助の観点から多くの市民等が参加するよう、あらゆる広報媒体を活用し、積極的に参加を呼びかける。</p>	現状を踏まえた修正	86
97	2	5	予-2	<p>2 事業継続体制の確保 <<都(総務局)>> 【BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】</p>	<p>2 事業継続体制の確保 <<都(総務局)>> 【非常時優先業務の整理に基づく休日・夜間発災時における業務継続のイメージ】</p>	都との整合	88
98	2	5	応-1	<p>1 初動態勢 ■ 市災害対策本部の組織・運営 市災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、狛江市災害対策本部条例(昭和39年条例第31号)、狛江市災害対策本部条例施行規則(以下「規則」という。)及び狛江市災害対策本部運営要綱(昭和39年)の定めるところによる。</p>	<p>1 初動態勢 ■ 市災害対策本部の組織・運営 市災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、狛江市災害対策本部条例(昭和39年条例第31号)、狛江市災害対策本部条例施行規則(以下「規則」という。)及び狛江市災害対策本部運営要綱(令和3年)の定めるところによる。</p>	時点更新	92
99	2	5	応-1	<p>1 初動態勢 ■ 市災害対策本部の非常配備態勢 ア 非常配備態勢の区分 イ 非常配備態勢の特例 ■ 夜間・休日等における職員の初動態勢</p>	<p>1 初動態勢 ■ 市災害対策本部の非常配備態勢 ア 非常配備態勢の区分 (表の修正) イ 非常配備態勢の特例 ■ 夜間・休日等における職員の初動態勢 (表の修正)</p>	時点更新	94

修正項目番号	現行計画書			修正後				
	部	章	節	記述内容			修正理由	素案頁数
100	2	5	応-1	1 初動態勢 【招集及び参集】 ○ 狛江市に震度5弱以上の大規模な地震が発生したときは、別途計画に定める狛江市消防団警戒宣言に伴う活動及び震災・水防活動基準(平成19年4月)に準じて参集する。			時点更新	97
101	2	5	応-3	3 応援協力・派遣要請 ■ 民間団体等との応援協力 ≪市(総務部)≫			現状を踏まえた修正	102
102	2	6	—	現在の対策の状況 ・災害時集合場所や避難所等にWi-Fiスポットや自動販売機併設型デジタルサイネージを設置し、避難者等の情報収集に係る体制を整備している。			語句の削除	106
103	2	6	—	(新規追加)			現状を踏まえた修正	106
104	2	6	—	主な対策の方向性 ・防災行政無線、市ホームページ、こまえ安心安全情報メール、こまえ安心安全情報ブログ、狛江市緊急災害情報メール、Twitter、facebook、災害情報共有システム(Lアラート)、デジタルサイネージ、Yahoo!防災速報、広報車による巡回等、多様な手段を用いて市民等への情報提供を行う。			現状を踏まえた修正	107
105	2	6	予-1	(新規追加)			都との整合	109
106	2	6	予-1	1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 ■ 情報通信機器の適正な管理・運用 ≪市(総務部)≫ ・Lアラート(災害情報共有システム)			表記形式の変更	109
107	2	6	予-2	2 市民等への情報提供体制の整備 ≪市(総務部・企画財政部・福祉保健部)≫ ○ 先導事例や東日本大震災での課題等を検証しながら、様々な情報伝達手段を検討する。 ○ 市民等への迅速かつ確実な情報発信を行うため、市ホームページ、こまえ安心安全情報メール、こまえ安心安全情報ブログ、狛江市緊急災害情報メール、Twitter、facebook、災害情報共有システム(Lアラート)、デジタルサイネージ、Yahoo!防災速報等、市が導入、実施している防災等に関する情報発信手段やその入手方法等について周知広報し、市民の利用促進に努める。			時点更新	110
108	2	6	応-1	1 防災機関相互の情報通信連絡体制(警報及び注意報などの第一報) 【防災機関等の連絡系統図】 			都との整合	112
109	2	6	応-3	3 広報及び広聴体制 ■ 放送要請 ≪市(企画財政部)≫ (新規追加)			現状を踏まえた修正	119
110	2	7	—	現在の対策の状況 ・市は、遺体収容の体制を整備するため、平成25年8月に東京多摩葬祭業協同組合と災害時における協力に関する協定を締結している。			現状を踏まえた修正	120
111	2	7	予-1	1 初動医療体制の整備 1-2 医療救護活動の確保 ≪市(総務部・福祉保健部)≫ ○ あらかじめ医療救護所を設置できる場所を確保する。 ○ 急性期以降に医療救護活動拠点を設置して、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。 ≪都(福祉保健局)≫ ○ 東京DMAT隊員を養成する。 ○ 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練等を実施する。 ○ 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等を確保する。 ○ 病院や薬局等医療機関の事業継続計画(BCP)策定を支援する。			都との整合 東京都意見を踏まえた修正	123

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
112	2	7	予-2	(新規追加)	2 医薬品・医療資器(機)材の確保 <市(総務部・福祉保健部)> ○ 災害薬事センターを複数か所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長(=災害薬事コーディネーター(旧称:医薬品ストックセンター長))は地区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は地区薬剤師会と市が協議の上決定する。災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する。	災害薬事コーディネーターの役割を追記	125
113	2	7	予-3	3 遺体の取扱い <市(福祉保健部・都市建設部)> ○ 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資することを配慮して、谷戸橋地区センターを使用するものとし、関係機関に公表する。	3 遺体の取扱い <市(福祉保健部・都市建設部)> ○ 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資することを配慮して、谷戸橋地区センター(千備施設として泉籠寺)を使用するものとし、関係機関に公表する。	現状を踏まえた修正	126
114	2	7	-	【医療救護活動におけるフェーズ区分】 「超急性期」の「想定される状況」の記載 救助された多数の傷病者が医療関係に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受け入れが少ない状況	【医療救護活動におけるフェーズ区分】 「超急性期」の「想定される状況」の記載 救助された多数の傷病者が医療機関関係に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受け入れが少ない状況	東京都意見を踏まえた修正	127
115	2	7	応-1	1 初動医療体制 1-1 医療情報の収集伝達体制 ■業務手順 【発災直後の連携体制(イメージ)】(東京都災害時医療救護活動ガイドラインより)	1 初動医療体制 1-1 医療情報の収集伝達体制 ■業務手順 【発災直後の連携体制(イメージ)】(東京都災害時医療救護活動ガイドラインより) 	都との整合	128
116	2	7	応-1	1 初動医療体制 1-2 初動期の医療救護活動 ■業務手順 【災害時医療救護の流れ】(東京都地域防災計画より)	1 初動医療体制 1-2 初動期の医療救護活動 ■業務手順 【災害時医療救護の流れ】(東京都地域防災計画より) 	都との整合	129
117	2	7	応-1	1 初動医療体制 1-2 初動期の医療救護活動 ■災害医療コーディネーター <都(福祉保健局)> ○ 都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整する。 ○ 都地域災害医療コーディネーターは、都職員等とともに医療対策拠点を運営し、圏域内の医療救護活動等を統括・調整する。 ○ 都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整する。 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援する。	1 初動医療体制 1-2 初動期の医療救護活動 ■災害医療コーディネーター <都(福祉保健局)> ○ 都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整する。 ○ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置する。 ○ 都地域災害医療コーディネーターは、都職員等とともに医療対策拠点を運営し、圏域内の医療救護活動等を統括・調整する。 ○ 都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整する。 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援する。	都との整合	129
118	2	7	応-1	1 初動医療体制 1-4 保健衛生体制 ■保健活動 <都(福祉保健局)> ○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握するとともに、保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 市における保健活動班の活動及び市が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援する。 ○ 環境衛生指導班及び食品衛生指導班を必要に応じて編成する。 ○ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○ 市からの応援要請に基づき、都内の非(小)被災市区町村や他県等に保健活動班の派遣を要請する。 ■在宅難病患者への対応 <市(福祉保健部)> ○在宅難病患者の搬送等について、必要に応じて、都に支援を要請する。	1 初動医療体制 1-4 保健衛生体制 ■保健活動 <都(福祉保健局)> ○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握するとともに、DHEATや保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 市における保健活動班の活動及び市が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援する。 ○ 環境衛生指導班及び食品衛生指導班を必要に応じて編成する。 ○ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○ 市からの応援要請に基づき、都内の非(小)被災市区町村や他県等に保健活動班の派遣を要請する。 ○被災市区町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京DPAT及び他県DPATを派遣する。 ■在宅難病患者への対応 <市(福祉保健部)> ○在宅難病患者の搬送等について、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランにおける支援の対象者については、必要に応じて都や医療機関等と連携して対応する。	都との整合 東京都意見を踏まえた修正	132

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
119	2	7	応-1	<p>■ 在宅人工呼吸器使用者への対応 <<市（福祉保健部）>></p> <p>○ 人工呼吸器使用者及びその家族や支援者に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。 ○ 在宅療養の継続や避難等に際し、支援が困難な場合は都へ支援を要請する。</p>	<p>■ 在宅人工呼吸器使用者への対応 <<市（福祉保健部）>></p> <p>○ 「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。 ○ 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。 ○ 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。</p>	東京都意見を踏まえた修正	133
120	2	7	応-1	<p>■ 透析患者等への対応 <<都（福祉保健局）>></p> <p>○ 東京都透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。</p>	<p>■ 透析患者等への対応 <<都（福祉保健局）>></p> <p>○ 東京都透析医会日本透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。</p>	東京都意見を踏まえた修正	133
121	2	7	応-4	<p>4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等 <<市（総務部・企画財政部・市民生活部・福祉保健部・都市建設部）>> <<狛江市医師会>> <<狛江市歯科医師会>> <<調布警察署>> <<都（総務局・福祉保健局）>> <<監察医務院>> <<陸上自衛隊>> 【遺体取扱いの流れ】（東京都地域防災計画より）</p>	<p>4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等 <<市（総務部・企画財政部・市民生活部・福祉保健部・都市建設部）>> <<狛江市医師会>> <<狛江市歯科医師会>> <<調布警察署>> <<都（総務局・福祉保健局）>> <<監察医務院>> <<陸上自衛隊>> 【遺体取扱いの流れ】（東京都地域防災計画より）</p> <p>※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の検案・収容等に協力 自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。 ※2 区市町村の要請に基づき、都福祉保健局の関係機関（一般社団法人全国警察自動車協会等）に協力を要請</p>	都との整合	138
122	2	7	復-2	<p>2 火葬 ■ 広域火葬の実施について（東京都地域防災計画より） <<市（市民生活部）>></p>	<p>2 火葬 ■ 広域火葬の実施について（東京都地域防災計画より） <<市（市民生活部）・総務部>></p>	時点更新	146
123	2	8	—	<p>現在の対策の状況 ・市においては、災害時集合場所22か所、避難所13か所、福祉避難所10か所を指定している。 ・市内幼稚園3園と平成26年1月に災害時における災害時集合場所及び福祉避難所の使用等に関する協定を締結したほか、農地を緊急避難の場所として使用すること等を目的とした防災協力農地の登録を推進し、災害時集合場所等の確保を図っている。 ・世田谷区と締結した協定実施細目により、市と区の行政境界周辺にある避難所等の相互利用について具体化を図った。 ・安全かつスムーズな避難行動がとれるよう、避難ルート等を確認できる防災マップやハザードマップを作成し、全戸及び転入者に配布しているほか、現在地から最寄の避難所までの経路を探索できるスマートフォン用のアプリケーション（防災マップアプリ）を配信している。 ・避難所となる施設等は、優先的に耐震改修等を実施した。 ・避難所の運営等を行う自主防災組織である避難所運営協議会が12か所の避難所で設立され、運営訓練等が実施されている（平成29年4月1日現在）。 ・避難行動要支援者の対策として、避難行動要支援者名簿の作成を行うほか、モデル地区の実地検証を通じてモデルプランを作成し、自治会等の支援組織の避難体制の整備を進めている。 ・平成26年3月に自動車運送事業者4社と災害時における輸送等の協力に関する協定を締結する等、災害時における要配慮者等の搬送体制の整備を進めている。 ・平成25年3月に東京都獣医師会多摩東支部及び狛江市獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結し、災害時に飼育動物等を保護するための体制づくりを進めている。</p>	<p>現在の対策の状況 ・市においては、災害時集合場所26か所、避難所13か所、福祉避難所20か所を指定している。 ・市内幼稚園3園と平成26年1月に災害時における災害時集合場所及び福祉避難所の使用等に関する協定を締結したほか、農地を緊急避難の場所として使用すること等を目的とした防災協力農地の登録を推進し、災害時集合場所等の確保を図っている。 ・世田谷区と締結した協定実施細目により、市と区の行政境界周辺にある避難所等の相互利用について具体化を図った。 ・安全かつスムーズな避難行動がとれるよう、避難ルート等を確認できる防災マップやハザードマップを作成し、全戸及び転入者に配布しているほか、現在地から最寄の避難所までの経路を探索できるスマートフォン用のアプリケーション（防災マップアプリ）を配信している。 ・避難所となる施設等は、優先的に耐震改修等を実施した。 ・避難所の運営等を行う自主防災組織である避難所運営協議会が12か所の避難所で設立され、運営訓練等が実施されている（令和2年4月1日現在）。 ・避難行動要支援者の対策として、避難行動要支援者名簿の作成を行うほか、モデル地区の実地検証を通じてモデルプランを作成し、自治会等の支援組織の避難体制の整備を進めている。 ・平成26年3月に自動車運送事業者4社と災害時における輸送等の協力に関する協定を締結する等、災害時における要配慮者等の搬送体制の整備を進めている。 ・平成25年3月に東京都獣医師会多摩東支部及び狛江市獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結し、災害時に飼育動物等を保護するための体制づくりを進めている。 ・令和元年12月に日産自動車株式会社及び日産プリンス西東京販売株式会社、令和2年2月に東日本三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社と災害時における電動自動車の供給に関する協定を締結し、避難所等における停電対策の強化を図った。</p>	現状を踏まえた修正	147
124	2	8	—	<p>主な対策の方向性 ・避難所運営にあたり、東日本大震災での事例等を参考にして、女性や要配慮者など、様々な立場の者に配慮した運営ができるようあらかじめ検討・整理するとともに、避難所の運営に係るマニュアル等に明記しておく。</p>	<p>主な対策の方向性 ・災害関連死（※）の抑制にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保に向けて、避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性や要配慮者のニーズに応じた対策、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮について定める。 （※）災害関連死：当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）</p>	都との整合	149
125	2	8	予-1	<p>1 避難体制の整備 ■ 避難体制の確保 <<市（総務部・教育部）>> ○ 平日の夜間や休日等、職員が対応できない状況にあっても、地域で災害時集合場所等を開放し、使用できる体制の構築を図るため、町会・自治会や自主防災組織の役員等に避難所等の鍵の管理を委任する。</p>	<p>1 避難体制の整備 ■ 避難体制の確保 <<市（総務部・教育部）>> ○ 平日の夜間や休日等、職員が対応できない状況にあっても、地域で災害時集合場所等を開放し、使用できる体制の構築を図るため、消防団・町会・自治会や狛江市防災会・避難所運営協議会等の自主防災組織の役員等に避難所等の鍵の管理を委任する。</p>	現状を踏まえた修正	150

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
126	2	8	予-2	2 避難所・災害時集合場所等の指定・安全化 《市（総務部・福祉保健部・児童青少年部・都市建設部）》	2 避難所・災害時集合場所等の指定・安全化 《市（総務部・福祉保健部・子ども家庭部・都市建設部）》	組織改編に伴う修正	151
127	2	8	予-2	2 避難所・災害時集合場所等の指定・安全化 ■ 避難上重要な道路等の安全化 《東京電力》 ○ 電柱は、火災延焼防止面等からコンクリート柱を使用している。 ○ 電線の混触による短絡断線防止対策として、絶縁電線を使用している。 ○ 柱上変圧器の落下防止対策として、強度向上を図った工法を採用するとともに閉閉器については、高信頼度の真空又は気中閉閉器を使用している。 ○ 避難道路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡視・点検を強化している。	2 避難所・災害時集合場所等の指定・安全化 ■ 避難上重要な道路等の安全化 《東京電力グループ》 ○ 配電設備は、感電・火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように電気設備の技術基準に基づいた設備形成をしている。 ○ 設備の健全性を維持するため、電力設備の巡視や点検を実施している。 ○ 万が一、配電設備の故障や損壊があった場合は、電気を送っている変電所の保護装置が動作して電気の供給を停止し二次災害防止措置を実施している。	都との整合	152
128	2	8	予-3	3 避難所の管理運営体制の整備等 ■ 避難所の管理運営体制 《市（総務部・教育部）》 ○ 平日の夜間や休日等、勤務時間外でも円滑な避難所運営が行われるよう、職員の初動態勢を整備するとともに、職員が対応できない状況にあっても、避難所等を開放し、使用できる体制の構築を図るため、避難所運営協議会の役員等に避難所等の鍵の管理を委任する。 ○ 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、都が策定した避難所管理運営の指針（区市町村向け）（平成25年2月改訂）や東京消防庁による避難所の防火安全対策に基づき、地域住民が中心となって避難所毎に避難所管理運営マニュアルを作成する。	3 避難所の管理運営体制の整備等 ■ 避難所の管理運営体制 《市（総務部・教育部）》 ○ 平日の夜間や休日等、勤務時間外でも円滑な避難所運営が行われるよう、職員の初動態勢を整備するとともに、職員が対応できない状況にあっても、災害時集合場所避難所等を開放し、使用できる体制の構築を図るため、避難所運営協議会の役員等に災害時集合場所避難所等の鍵の管理を委任する。 ○ 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、都が策定した避難所管理運営の指針（区市町村向け）（平成30年3月改訂）や東京消防庁による避難所の防火安全対策に基づき、地域住民が中心となって避難所毎に避難所管理運営マニュアルを作成する。	語句の修正 時点修正	153
129	2	8	予-4	4 要配慮者等への対策 4-1 要配慮者の避難体制 ■ 避難行動要支援者対策 《市（総務部・福祉保健部）》 コ 支援組織関係者等が名簿を活用して、早い段階での避難行動を促進することができるよう、避難準備・高齢者等避難開始の発令にあたっては、分かりやすい言葉や表現にするとともに、高齢者や障がい者の特性にあった必要な情報を選別して流す等、情報伝達について配慮する。	4 要配慮者等への対策 4-1 要配慮者の避難体制 ■ 避難行動要支援者対策 《市（総務部・福祉保健部）》 コ 支援組織関係者等が名簿を活用して、早い段階での避難行動を促進することができるよう、避難準備・高齢者等避難開始の発令にあたっては、分かりやすい言葉や表現にするとともに、高齢者や障がい者の特性にあった必要な情報を選別して流す等、情報伝達について配慮する。	東京都意見を踏まえた修正	155
130	2	8	予-4	4 要配慮者等への対策 4-1 要配慮者の避難体制 ■ 総合的な避難体制の整備 《都（福祉保健局）》 ○ 在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」などを活用し、市における災害時個別支援計画の策定を支援するなど、災害時対策の強化を図る。	4 要配慮者等への対策 4-1 要配慮者の避難体制 ■ 総合的な避難体制の整備 《都（福祉保健局）》 ○ 在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（令和2年7月改訂）」などを活用し、市における災害時個別支援計画の策定を支援するなど、災害時対策の強化を図る。	東京都意見を踏まえた修正	157
131	2	8	予-4	4 要配慮者等への対策 4-2 福祉避難所等の指定・安全化 《市（総務部・福祉保健部）》 ○ 要配慮者には生活に制限がある点を踏まえたうえで、自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、福祉避難所を指定する。福祉避難所を指定したときは、都福祉保健局に報告する。 ○ 福祉避難所の指定にあたっては、要配慮者の特性に応じて複数の施設を選定するよう努める。 ○ 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋鉄骨構造に加えて要配慮者の特性を踏まえ、可能な限りバリアフリーを備えた建物を利用する。 ○ 福祉作業所の建設等を行う場合には、福祉避難所としての利用を考慮のうえ、災害時の避難スペース等の確保を検討する。あわせて、備蓄品等の収納スペースの確保に努める。 ○ 福祉避難所に指定されていない公共施設や市内の福祉施設等については、福祉避難所の補完的利用等を検討する。	4 要配慮者等への対策 4-2 福祉避難所等の指定・安全化 《市（総務部・福祉保健部）》 ○ 要配慮者には生活に制限がある点を踏まえたうえで、自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、福祉避難所を指定する。福祉避難所を指定したときは、都福祉保健局に報告する。 ○ 福祉避難所の指定にあたっては、要配慮者の特性に応じて複数の施設を選定するよう努める。 ○ 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋鉄骨構造に加えて要配慮者の特性を踏まえ、可能な限りバリアフリーを備えた建物を利用する。 ○ 福祉作業所の建設等を行う場合には、福祉避難所としての利用を考慮のうえ、災害時の避難スペース等の確保を検討する。あわせて、備蓄品等の収納スペースの確保に努める。 ○ 福祉避難所に指定されていない公共施設や市内の福祉施設等については、福祉避難所の補完的利用等を検討する。 ○ 各福祉避難所の利用用途については、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランで定める。	現状を踏まえた修正	158
132	2	8	予-4	4 要配慮者等への対策 4-2 福祉避難所等の指定・安全化 《市（総務部・福祉保健部）》 【震災時の福祉避難所】	4 要配慮者等への対策 4-2 福祉避難所等の指定・安全化 《市（総務部・福祉保健部）》 【震災時の福祉避難所】 （表の修正）	時点更新	159
133	2	8	予-4	4 要配慮者等への対策 4-3 避難所の管理運営体制の整備等 《市（総務部・福祉保健部）》 ○ 避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、PHS等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設及び設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。	4 要配慮者等への対策 4-3 避難所の管理運営体制の整備等 《市（総務部・福祉保健部）》 ○ 避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、PHSトランシーバー等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設及び設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。	現状を踏まえた修正	159

修正項目番号	現行計画書				修正後				
	部	章	節	記述内容	記述内容			修正理由	素案頁数
134	2	8	予-5	(新規追加)	<p>5 車中泊</p> <p>■ 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方</p> <p>○ 以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難である。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること ・大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること ・緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと ・都内では、オープンスペースは限定的で、震災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること ・エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること <p>■ 車中泊者発生抑制に向けた取組</p> <p>＜都＞＜市（総務部・福祉保健部・教育部）＞</p> <p>○ 震災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやツイッター、其他媒体等で、予め都民に普及啓発し意識の醸成に努める。</p> <p>(啓発事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止） ・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼 ・緊急輸送道路以外の区市町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること ・都内の大規模な公園等は震災時の用途が定められていること ・過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること <p>○ 市は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。</p>			都との整合	160
135	2	8	応-1	<p>1 避難誘導</p> <p>■ 避難誘導</p> <p>＜市（総務部・児童青少年部・教育部）＞</p> <p>○ 避難の勧告又は指示が出された場合、調布警察署、狛江消防署及び狛江市消防団等の協力を得て、災害時集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に地域又は町会・自治会、事業所単位に集団を編成する。</p>	<p>1 避難誘導</p> <p>■ 避難誘導</p> <p>＜市（総務部・子ども家庭部・教育部）＞</p> <p>○ 避難勧告又は指示が出された場合、調布警察署、狛江消防署及び狛江市消防団等の協力を得て、災害時集合場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に地域又は町会・自治会、事業所単位に集団を編成する。</p>			表記形式の変更	162
136	2	8	応-2	<p>2 避難所の開設・運営</p> <p>■ 開設・報告</p> <p>＜市（総務部・企画財政部・教育部）＞</p> <p>(新規追加)</p>	<p>2 避難所の開設・運営</p> <p>■ 開設・報告</p> <p>＜市（総務部・企画財政部・教育部）＞</p> <p>○ ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</p> <p>○ 福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。</p>			都との整合	164
137	2	8	応-2	<p>2 避難所の開設・運営</p> <p>■ 開設・報告</p> <p>＜市（総務部・企画財政部・教育部）＞</p> <p>【避難所の開設手順】</p>	<p>2 避難所の開設・運営</p> <p>■ 開設・報告</p> <p>＜市（総務部・企画財政部・教育部）＞</p> <p>【避難所の開設手順】</p> <p>(フロー図の削除)</p>			現状を踏まえた修正	164
138	2	8	応-2	(新規追加)	<p>2 避難所の開設・運営</p> <p>■ 避難所の運営等</p> <p>＜市（福祉保健部・教育部）＞</p> <p>○ 狛江市が設置する避難所等における新型コロナウイルス感染症対応方針（令和2年5月）に基づき、次のとおり感染症拡大防止の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り多くのスペースを開放し、避難者を分散させること。 ・定期的な換気を徹底すること。 ・避難者や避難所に係る運営スタッフ等の手洗い、咳エチケット等基本的な対策を徹底すること。 <p>＜都（各局）＞</p> <p>○ 必要な避難所を確保するため市を支援する。</p> <p>＜都（福祉保健局）＞</p> <p>○ 避難所及び福祉避難所の開設状況を把握する。</p> <p>○ 避難所管理運営に関して支援する。</p> <p>○ 避難住民に対して健康相談支援を行う。</p> <p>○ 野外受入施設設置に必要な資材に関して連絡調整する。</p> <p>○ 食品衛生指導班による食品の安全を確保する。</p> <p>○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱いを指導する。</p> <p>○ 市の衛生管理対策を支援する。</p> <p>○ 食料・生活必需品等の配分について、都のみで困難な場合は、日本赤十字社に対して日本赤十字奉仕団や赤十字ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。</p> <p>＜都（教育庁）＞</p> <p>○ 都立学校に避難所を開設する場合に避難所運営協力を支援する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応方針を踏まえた修正 ・東京都意見を踏まえた修正 	164
139	2	8	応-2	<p>2 避難所の開設・運営</p> <p>■ 飲料水の安全確保</p> <p>＜市（福祉保健部・教育部）＞</p> <p>○ 避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。</p>	<p>2 避難所の開設・運営</p> <p>■ 飲料水の安全確保</p> <p>＜市（福祉保健部・教育部）＞</p> <p>○ 避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。</p> <p>＜都（福祉保健局）＞</p> <p>○ 「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の衛生確保や避難所の環境整備に対応するため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄するとともに室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。また、市からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。</p>			東京都意見を踏まえた修正	167

修正項目番号	現行計画書			修正後				
	部	章	節	記述内容		修正理由	素案頁数	
140	2	8	応-2	2 避難所の開設・運営 ■ トイレ機能の確保 《市（環境部・教育部）》		現状を踏まえた修正	167	
141	2	8	応-2	2 避難所の開設・運営 《都（各局）》 ○ 必要な避難所を確保するため市を支援する。 《都（福祉保健局）》 ○ 避難所及び福祉避難所の開設状況を把握する。 ○ 避難所管理運営に関して支援する。 ○ 避難住民に対して健康相談支援を行う。 ○ 野外受入施設設置に必要な資材に関して連絡調整する。 ○ 環境衛生指導班による飲料水の安全等環境衛生を確保する。 ○ 食品衛生指導班による食品の安全を確保する。 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱いを指導する。 ○ 市の衛生管理対策を支援する。 ○ 食料・生活必需品等の配分について、都のみで困難な場合は、日本赤十字社に対して日本赤十字奉仕団や赤十字ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。 《都（教育庁）》 ○ 都立学校に避難所を開設する場合に避難所運営協力を支援する。		2 避難所の開設・運営 《都（各局）》 ○ 必要な避難所を確保するため市を支援する。 《都（福祉保健局）》 ○ 避難所及び福祉避難所の開設状況を把握する。 ○ 避難所管理運営に関して支援する。 ○ 避難住民に対して健康相談支援を行う。 ○ 野外受入施設設置に必要な資材に関して連絡調整する。 ○ 環境衛生指導班による飲料水の安全等環境衛生を確保する。 ○ 食品衛生指導班による食品の安全を確保する。 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱いを指導する。 ○ 市の衛生管理対策を支援する。 ○ 食料・生活必需品等の配分について、都のみで困難な場合は、日本赤十字社に対して日本赤十字奉仕団や赤十字ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。 《都（教育庁）》 ○ 都立学校に避難所を開設する場合に避難所運営協力を支援する。	東京都意見を踏まえた修正	168
142	2	8	応-2	2 避難所の開設・運営 ■ 公衆浴場等の確保 《市（福祉保健部・教育部）》		現状を踏まえた修正	168	
143	2	8	応-2	(新規追加)	2 避難所の開設・運営 ■ 車中泊 《都》《市（総務部・企画財政部）》 ○ 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方に基づき、啓発事項について、発災後にも積極的な呼びかけ等を行い、混乱を防止する。 ○ 在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかける。 《都本部》 ○ 車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報について知り得た場合、区市町村に対し提供に努める。 《都福祉保健局》 ○ 区市町村から、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。 《市（総務部・福祉保健部・教育部）》 ○ 市は、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。 ○ 健康面等についての相談・支援などは、区市町村において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。	都との整合	168	
144	2	8	応-3	3 要配慮者等への対策 ■ 福祉避難所の開設・運営 《市（総務部・福祉保健部・児童青少年部）》		組織改編に伴う修正	169	
145	2	8	応-6	6 動物救護 ・動物救護活動体制 図右上 「(一財) 全国緊急災害時動物救援本部」		東京都意見を踏まえた修正	171	
146	2	9	予-1	1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底 ■ 学校等における児童・生徒等の安全確保 《市（教育部）》 《学校等》 ○ PHSを配備する等、学校と市との連絡体制の強化を図る。		現状を踏まえた修正	176	
147	2	9	予-1	1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底 ■ 学校等における児童・生徒等の安全確保 《市（児童青少年部）》 《私立保育園・幼稚園》 ○ PHSを配備する等、公立保育園と市との連絡体制の強化を図る。		組織改編に伴う修正 現状を踏まえた修正	177	
148	2	9	応-1	1 駅周辺での混乱防止 1-3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ 《一時滞在施設となる施設》 【一時滞在施設運営のフロー図（東京都地域防災計画より）】		都との整合	184	
149	2	10	—	現在の対策の状況 ・アルファ化米、クラッカー等の食料、調製粉乳のほか、毛布、肌着、敷物などの生活必需品を備蓄するとともに、市内事業者等と協定を締結し、災害時に優先調達できるよう備えている。		現状を踏まえた修正	189	

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
150	2	10	予-1	<p>1 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>＜市（総務部・市民生活部）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。 ○ 必要備蓄量の算出にあたっては、都の被害想定における市の多摩直下地震における最大避難生活者数（疎開者を除く）等を基準とする。 ○ 物資の確保にあたっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど様々な状況を考慮する。 ○ 食料、生活必需品等の確保にあたっては、備蓄物資の不足に備えるためにも、あらかじめ他の地方公共団体、関係機関、民間事業者等と協定を締結するなど、協力・調達体制の整備に努める。 ○ 市民、事業者による備蓄を促進するため、市民や事業者が食料、生活必需品を備蓄するよう、ホームページ等を通じて、積極的に普及啓発を行う。 ○ 食料及び生活必需品の確保及び供給に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。 	<p>1 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>＜市（総務部・市民生活部）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。 ○ 必要備蓄量の算出にあたっては、都の被害想定における市の多摩直下地震における最大避難生活者数（疎開者を除く）等を基準とする。 ○ 物資の確保にあたっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど様々な状況を考慮する。 ○ 食料、生活必需品等の確保にあたっては、備蓄物資の不足に備えるためにも、あらかじめ他の地方公共団体、関係機関、民間事業者等と協定を締結するなど、協力・調達体制の整備に努める。 ○ 市民、事業者による備蓄を促進するため、市民や事業者が食料、生活必需品を備蓄するよう、<u>日常備蓄等の周知と併せ</u>、ホームページ等を通じて、積極的に普及啓発を行う。 ○ 食料及び生活必需品の確保及び供給に関するマニュアル等を作成するとともに、各関係機関の協力のもと、適宜訓練等を実施する。 	現状を踏まえた修正	191
151	2	10	予-1	<p>1 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>■ 要配慮者・女性・乳幼児等に対する配慮</p> <p>＜市民・事業所＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平時から食料及び生活必需品の備蓄に努める。 ○ 平時から非常時に持ち出すべき品物（特に各個人に特有の用品）をあらかじめリストアップし、いざというときに持ち出せるようにしておく。 【各個人の特性に応じて必要な用品等の例】 持病薬、メガネ、保険証、障害者手帳など 	<p>1 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>■ 要配慮者・女性・乳幼児等に対する配慮</p> <p>＜市民・事業所＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平時から食料及び生活必需品の備蓄に努める。 ○ 平時から非常時に持ち出すべき品物（特に各個人に特有の用品）をあらかじめリストアップし、いざというときに持ち出せるようにしておく。 【各個人の特性に応じて必要な用品等の例】 持病薬、メガネ、<u>（老眼鏡）</u>、保険証、障害者手帳など ○ <u>感染症対策として、マスク、消毒用アルコール、ウエットティッシュ、体温計を用意する。</u> 	現状を踏まえた修正	191
152	2	10	予-1	<p>1 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>■ 要配慮者・女性・乳幼児等に対する配慮</p> <p>＜都（総務局・福祉保健局）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都民、事業者による備蓄を促進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、ホームページ等を通じて、都民に対する普及啓発を行う。 ○ 帰宅困難者の発生を抑制するための備蓄等を促す東京都帰宅困難者対策条例等により、事業者による備蓄を促進する。 ○ 物資の調達体制を拡充するため、全国規模のネットワークをもつ物販事業者（小売事業者等）等にあらかじめ協力を依頼する。 ○ 市が被災により物資調達不能となった場合に、市に対し、要請を待たずに迅速な支援（プッシュ型支援）ができるよう、あらかじめ必要な品目を備蓄するなど支援体制を整える。 ○ 市の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、市と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。 ○ 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。 ○ 避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検証する。 ○ 主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥や調製粉乳など、要配慮者に対しても配慮した食品を確保する。 ○ 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、市及び都で確保する。発災後の最初の3日分は市で対応し、都は広域の見地から市を補完するため、以後の4日分を備蓄する。（再掲） 	<p>1 食料及び生活必需品等の確保</p> <p>■ 要配慮者・女性・乳幼児等に対する配慮</p> <p>＜都（総務局・福祉保健局）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都民、事業者による備蓄を促進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、ホームページ等を通じて、都民に対する普及啓発を行う。 ○ 帰宅困難者の発生を抑制するための備蓄等を促す東京都帰宅困難者対策条例等により、事業者による備蓄を促進する。 ○ 物資の調達体制を拡充するため、全国規模のネットワークをもつ物販事業者（小売事業者等）等にあらかじめ協力を依頼する。 ○ <u>災害時においても円滑な物資輸送等が行えるよう、物流事業者等と連携した搬出訓練等を実施する。</u> ○ 市が被災により物資調達不能となった場合に、市に対し、要請を待たずに迅速な支援（プッシュ型支援）ができるよう、あらかじめ必要な品目を備蓄するなど支援体制を整える。 ○ 市の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、市と連携して、<u>分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保備蓄の継続に努める。</u> ○ 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。 ○ <u>迅速かつ効率的に物資を搬出するために必要な保管体制の整備に努める。</u> ○ <u>高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮するなど、避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検証する。</u> ○ 主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥や<u>アレルギー対応食</u>、調製粉乳など、要配慮者に対しても配慮した食品を確保する。 ○ 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、市及び都で確保する。発災後の最初の3日分は市で対応し、都は広域の見地から市を補完するため、以後の4日分を備蓄する。（再掲） ○ <u>民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。また今後、乳幼児用液体ミルクの災害時の備蓄についても検討する。</u> ○ <u>子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。</u> 	都との整合	192
153	2	10	予-2	<p>2 飲料水及び生活用水の確保</p> <p>＜市（総務部・市民生活部・環境部）＞</p> <p>【市内の災害対策用井戸】（平成29年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所 1か所 ・市立小中学校 10か所 ・公園等 3か所 ・個人所有（登録井戸） 70か所 ・東京慈恵会医科大学附属第三病院 1か所 	<p>2 飲料水及び生活用水の確保</p> <p>＜市（総務部・市民生活部・環境部）＞</p> <p>【市内の災害対策用井戸】（令和2年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所 1か所（<u>飲用</u>） ・東京慈恵会医科大学附属第三病院 1か所（<u>飲用</u>） ・市立小中学校 10か所 ・公園等 3か所 ・個人所有（登録井戸） 68か所 ・東京慈恵会医科大学附属第三病院 1か所 	時点修正	192
154	2	10	予-2	<p>2 飲料水及び生活用水の確保</p> <p>＜都（総務局・水道局）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浄水場（所）等にエンジンポンプなどの応急給水用資器（機）材の計画的な更新を図り、資器（機）材の整備を推進するとともに、これら資器（機）材を収納する倉庫を整備する。 ○ 災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。 ○ 自主防災組織等が、水道局要員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場（所）の応急給水拠点において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、給水栓、照明設備等の整備及び施設方法の変更を行う。 ○ 消火栓等からの応急給水について、市と覚書を締結のうえ、応急給水用資器（機）材の貸与及び訓練を実施する。 ○ <u>給水拠点が遠い地域等への対応については、地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保に向けて、市が確保している受水槽、プール、消火栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、市と提携して応急給水に万全を期する。</u> 	<p>2 飲料水及び生活用水の確保</p> <p>＜都（総務局・水道局）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浄水場（所）等にエンジンポンプなどの応急給水用資器（機）材の計画的な更新を図り、資器（機）材の整備を推進するとともに、これら資器（機）材を収納する倉庫を整備する。 ○ 災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。 ○ 自主防災組織等が、水道局要員職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場（所）の応急給水拠点災害時給水ステーション（給水拠点）において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、<u>常設給水栓、照明設備等の整備及び施設方法の変更を行う。</u> ○ 消火栓等からの応急給水について、市と覚書を締結のうえ、<u>応急給水用資器（機）材の貸与及び訓練を実施する。また、避難所応急給水栓からの応急給水について、市と覚書を締結の上、応急給水用資器材の譲渡を実施する。</u> ○ <u>災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応については、地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保に向けて、市が確保している受水槽、プール、消火栓、<u>避難所応急給水栓</u>、災害用井戸等の施設を活用するなど、市と提携して応急給水に万全を期する。</u> 	東京都意見を踏まえた修正	193

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
155	2	10	予-2	2 飲料水及び生活用水の確保 《都（総務局・水道局）》 【市内及び近隣の給水拠点】 和泉本町浄水所 和泉本町四丁目6番1号 2,260㎡ 約9.2日分 砧浄水場 世田谷区喜多見二丁目9番1号 8,300㎡ 約34.0日分 ※対応日数：平成29年7月1日付け人口（81,604人）を基準として、1人1日あたり3リットル換算とする。	2 飲料水及び生活用水の確保 《都（総務局・水道局）》 【市内及び近隣の給水拠点】 和泉本町浄水所 和泉本町四丁目6番1号 2,260㎡ 約9.0日分 砧浄水場 世田谷区喜多見二丁目9番1号 8,300㎡ 約33.1日分 ※対応日数：令和2年7月1日付け人口（83,571人）を基準として、1人1日あたり3リットル換算とする。	現状を踏まえた修正	193
156	2	10	予-5	5 燃料の確保 《市（各部）》 ○ 東日本大震災時にガソリン等の燃料が不足したことを踏まえ、あらかじめ民間事業者等と優先供給に関する協定を締結するなど、災害時における燃料の確保に努める。	5 燃料の確保 《市（各部）》 ○ 東日本大震災時にガソリン等の燃料が不足したことを踏まえ、あらかじめ民間事業者等と優先供給に関する協定を締結している。するなど、災害時における燃料の確保に努める。	現状を踏まえた修正	195
157	2	10	応-2	2 飲料水の供給 ■ 震災時の応急給水の方法 《市（市民生活部）》 《都（水道局）》 ○ 震災時における飲料水の給水基準は、1日1人あたり3ℓとする。 ○ 浄水場（所）等の給水拠点で応急給水を行う。給水方法は、集団給水を原則とし、戸別給水は行わない。 ○ 災害時における態様を考慮し、特に次の場所は優先的に給水を行う。 ・災害時集合場所及び避難所 ・医療救護所 ○ 都は、震災情報システム等により、迅速かつ的確に給水状況など必要な状況を把握する。 ○ 給水拠点からの距離や避難所等の状況に応じて、車両による応急給水を行う。 ○ 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合は、都と市の役割分担に基づき、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。	2 飲料水の供給 ■ 震災時の応急給水の方法 《市（市民生活部）》 《都（水道局）》 ○ 震災時における飲料水の給水基準は、1日1人あたり3ℓとする。 ○ 浄水場（所）等の災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行う。給水方法は、集団給水を原則とし、戸別給水は行わない。 ○ 災害時における態様を考慮し、特に次の場所は優先的に給水を行う。 ・災害時集合場所及び避難所 ・医療救護所 ○ 給水拠点からの距離や避難所等の状況に応じて、車両による応急給水を行う。 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所等で、都が要請が受け、必要と認める場合には、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合には、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の順番で、応急給水を行う。 ○ 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合は、都と市の役割分担に基づき、消火栓等からの仮設給水栓によるを接続して応急給水を行う。また、避難所応急給水栓が設置されている場合は、応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。	東京都意見を踏まえた修正	198
158	2	10	応-2	2 飲料水の供給 ■ 医療施設等への応急給水 《市（市民生活部）》 《都（水道局）》 ○ 医療施設及び重症重度心身障がい児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都災害対策本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。	2 飲料水の供給 ■ 医療施設等への応急給水 《市（市民生活部）》 《都（水道局）》 ○ 医療施設及び重症重度心身障がい児（者）施設等の福祉施設について、その所在する関係行政機関から都災害対策本部都福祉保健局を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。	東京都意見を踏まえた修正	198
159	2	10	応-1	1 備蓄物資の供給 ■ 生活必需品の給（貸）与 《都（福祉保健局）》 ○ 災害救助法適用後、市長から要請があった場合は、都福祉保健局が備蓄している物資を放出し、市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。 ○ 主として避難所生活者を対象に食品を放出する。 ○ 市の被災状況を鑑みて緊急を要し、市からの要請又は要求を待たずともがなと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。 ○ 被災地以外の隣接市区の避難所に避難した被災者に対しても、市長において救援に協力するよう連絡する。 ○ 市長から調製粉乳の調達依頼があった場合は、都福祉保健局保有の備蓄調製粉乳を放出する。	1 備蓄物資の供給 ■ 生活必需品の給（貸）与 《都（福祉保健局）》 ○ 災害救助法適用後、市長から要請があった場合は、都福祉保健局が備蓄している物資を放出し、市の指定する地域内輸送拠点に輸送する。 ○ 主として避難所生活者を対象に食品を放出する。 ○ 市の被災状況を鑑みて緊急を要し、市からの要請又は要求を待たずともがなと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。 ○ 被災地以外の隣接市区の避難所に避難した被災者に対しても、市長において救援に協力するよう連絡する。 ○ 市長から調製粉乳の調達依頼があった場合は、都福祉保健局保有の備蓄調製粉乳を放出する。 ※ 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。	都との整合	198
160	2	10	応-2	■ 給水態勢 《市（市民生活部・教育部）》 《都（水道局）》 ○ 都は、震災が発生した場合、給水状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。 ○ 都は、市と連携し、応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。 ○ 浄水場（所）の給水拠点において、都は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と市が連携して、迅速な応急給水を実施する。 ○ 都は、医療施設等については、給水タンク等の応急給水用資器（機）材を活用し、保有車両等によって水を輸送する。 ○ 市は、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、受水槽の水、ろ過器によりプールの水・井戸等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。	■ 給水態勢 《市（市民生活部・教育部）》 《都（水道局）》 ○ 都は、震災が発生した場合、給水状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。 ○ 都は、市と連携し、応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。 ○ 浄水場（所）の給水拠点において、都は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しており、震災時にはこれらの要員等と市が連携して、迅速な応急給水を実施する。 ○ 都は、医療施設等については、給水タンク等の応急給水用資器（機）材を活用し、保有車両等によって水を輸送する。 ○ 市は、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、受水槽の水、ろ過器によりプールの水・井戸等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。	東京都意見を踏まえた修正	199
161	2	10	応-3	3 物資の調達要請 【米穀の調達フロー図（東京都地域防災計画より）】	3 物資の調達要請 【米穀の調達フロー図（東京都地域防災計画より）】 	都との整合	199

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
162	2	11	状況	現在の対策の状況 ・家屋・住家の被害状況調査や罹災証明書の発行をはじめとした被災者生活再建支援業務の迅速かつ公平な実現を目的として平成29年度に、共同利用型被災者生活再建支援システムを導入する。	現在の対策の状況 ・家屋・住家の被害状況調査や罹災証明書の発行をはじめとした被災者生活再建支援業務の迅速かつ公平な実現を目的として平成29年度に、共同利用型被災者生活再建支援システムを導入している。	現状を踏まえた修正	206
163	2	11	課題	(新規追加)	課題 ・罹災証明書の交付申請及び発行は、十分な待合スペースがない中で多くの申請者が一斉に来庁することによる混乱や庁舎に出向くことができない被災者への配慮が必要であることから、十分なスペースが確保でき、申請者数を地域で分散することができる学校等を会場とした外部集中発行を行う必要がある。	課税課「大規模災害時における罹災証明書発行のための検証及び課題」との整合	207
164	2	11	予-2	2 生活再建のための事前準備 ■ 罹災証明の発行 ＜市（市民生活部・都市建設部）＞ ○ 国が標準的なものとして示した災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月）を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定める。 ○ 罹災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査手法や罹災証明事務手続に関する職員研修を実施する。 ○ 住家被害認定調査を迅速かつ適正に実施するため、罹災証明発行に対する問合せ対応体制を整備する。 ○ 被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査や罹災証明発行に関する体制を構築する。 ○ 都被災者生活再建支援システム利用協議会が作成するガイドラインに基づき、住家被害認定調査や罹災証明の発行業務に関するマニュアル等を作成し、適宜訓練を実施する。	2 生活再建のための事前準備 ■ 罹災証明の発行 ＜市（市民生活部・都市建設部）＞ ○ 国が標準的なものとして示した災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月）を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定める。 ○ 罹災証明書の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査手法や罹災証明事務手続に関する職員研修を実施する。 ○ 住家被害認定調査を迅速かつ適正に実施するため、罹災証明発行に対する問合せ対応体制を整備する。 ○ 被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査や罹災証明発行に関する体制を構築する。 ○ 都被災者生活再建支援システム利用協議会が作成するガイドラインに基づき、住家被害認定調査や罹災証明の発行業務に関するマニュアル等を作成し、適宜訓練を実施する。 ○ 応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。	時点更新 都との整合	209
165	2	11	予-2	■ 義援金の配分事務 ＜都（総務局・福祉保健局）＞ ○ 東京都義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、市、日本赤十字社東京都支部ほかその他関係機関の中から選任しておく。	■ 義援金の配分事務 ＜都（総務局・福祉保健局）＞ ○ 東京都義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部ほかその他関係機関の中から選任しておく。	東京都意見を踏まえた修正	210
166	2	11	予-3	3 トイレの確保及びし尿処理 ■ トイレの確保 ＜市（総務部・環境部）＞ ○ 仮設トイレ以外の携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等、災害用トイレの確保に努める。 ○ 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄やオストメイト用トイレの配備等を検討する。 ○ おがくず等、トイレ代用品の対応について、検討する。 ○ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。 ○ トイレが設置できるマンホールの拡充を図っていく。 ○ 仮設トイレの調達について、事業者等との協定の締結を検討する。	3 トイレの確保及びし尿処理 ■ トイレの確保 ＜市（総務部・環境部）＞ ○ 仮設トイレ以外の携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ等、災害用トイレの確保に努める。 ○ 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄やオストメイト用トイレの配備等を検討する。 ○ おがくず等、トイレ代用品の対応について、検討する。 ○ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。 ○ トイレが設置できるマンホールの拡充を図っていく。 ○ 仮設トイレの調達について、事業者等との協定の締結を推進する。	現状を踏まえた修正	210
167	2	11	予-3	3 トイレの確保及びし尿処理 ■ し尿処理体制の確保 ○ し尿の受入体制を整備する。	3 トイレの確保及びし尿処理 ■ し尿処理体制の確保 ○ し尿の受入体制を整備する。	東京都意見を踏まえた修正	211
168	2	11	予-7	7 応急教育 ＜市（教育部・児童青少年部）＞	7 応急教育 ＜市（教育部・子ども家庭部）＞	組織改編に伴う修正	213
169	2	11	予-8	8 保育園等の安全確保・応急保育 ＜市（児童青少年部・教育部）＞	8 保育園等の安全確保・応急保育 ＜市（子ども家庭部・教育部）＞	組織改編に伴う修正	213
170	2	11	応-3	3 家屋・住家被害状況調査等 ＜市（都市建設部）＞	3 家屋・住家被害状況調査等 ＜市（市民生活部）＞	組織改編に伴う修正	216
171	2	11	応-4	4 罹災証明書の発行準備（フロー図） 証明発行願提出	4 罹災証明書の発行準備（フロー図） 証明交付申請書受付	「提出」は市民が行う行為のため	216
172	2	11	応-4	4 罹災証明書の発行準備 ＜市（市民生活部・都市建設部）＞ ○ 家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、罹災証明を発行する。 ○ 罹災証明の発行基準（揺れ・火災・浸水・液状化等）を近隣自治体と調整する。 ○ 被災者生活再建支援システムを用いて災害に係る住家被害認定調査の結果をデータ化し、罹災証明の発行に備える。 ○ 罹災証明発行会場や業務フロー確立など準備を進める。 ○ 罹災証明の発行基準や発行時期、会場等を広報その他の手段等により周知する。 ○ 罹災証明の発行について狛江消防署と連携を図る。 ○ 住家被害認定調査結果等を把握し、都に報告する。	4 罹災証明書の発行準備 ＜市（市民生活部・都市建設部）＞ ○ 家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、罹災証明を発行する。 ○ 罹災証明の発行基準（揺れ・火災・浸水・液状化等）を近隣自治体と調整する。 ○ 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。 ○ 被災者生活再建支援システムを用いて災害に係る住家被害認定調査の結果をデータ化し、罹災証明書の発行に備える。 ○ 罹災証明発行会場や業務フロー確立など準備を進める。 ○ 罹災証明書発行会場については、市役所庁舎に限らず、被災者の利便性や混雑緩和等も考慮し、小中学校やその他公共施設の使用について検討する。 ○ 罹災証明書の発行基準や発行時期、会場等を広報その他の手段等により周知する。 ○ 罹災証明の発行について火災による被害状況調査の実施に向けて、狛江消防署と連携を図る。 ○ 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。 ○ 住家被害認定調査結果等を把握し、都に報告する。	都との整合 組織改編に伴う修正	216
173	2	11	応-4	4 罹災証明書の発行準備 ＜都（総務局）＞ ○ 市が速やかに罹災証明を発行できるよう応援体制を整備する。 ○ 都は、市の罹災証明の発行手続事務のほか、家屋の現況調査に関する応援要請に対して、他地方公共団体や公的機関、大学等人員調整を広域的に実施し、手続を推進する。 ○ 市の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に協力を要請する。 ○ 職員を被災市区町村へ派遣する。 ○ 住家被害認定調査や罹災証明発行窓口の開設時期等について市区町村間の調整を図る。	4 罹災証明書の発行準備 ＜都（総務局）＞ ○ 市が速やかに罹災証明を発行できるよう応援体制を整備する。 ○ 都は、市の罹災証明の発行手続事務のほか、家屋の現況調査に関する応援要請に対して、他地方公共団体や公的機関、大学等人員調整を広域的に実施し、手続を推進する。 ○ 市の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に協力を要請する。 ○ 職員を被災市区町村へ派遣する。 ○ 住家被害認定調査や罹災証明発行窓口の開設時期等について市区町村間の調整を図る。 ○ 共同利用版のシステム利用自治体間における、調査表読込端末の配置や住基情報のインポートなど必要な事項の調整を行う。	都との整合	217
174	2	11	応-5	5 義援金の募集・受付 ＜市（企画財政部）＞ ＜都（総務局・福祉保健局）＞ ＜日本赤十字社東京都支部＞ ○ 義援金の募集が決定した場合は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、募集口座を開設する。	5 義援金の募集・受付 ＜市（企画財政部）＞ ＜都（総務局・福祉保健局）＞ ＜日本赤十字社東京都支部＞ ○ 義援金の募集が決定した場合は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、募集口座を開設する。	東京都意見を踏まえた修正	217

修正項目番号	現行計画書			修正後					
	部	章	節	記述内容			修正理由	素案頁数	
175	2	11	応-5	5 義援金の募集・受付 ◁市（企画財政部）▶ ○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。			5 義援金の募集・受付 ◁市（企画財政部）▶ ○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。	東京都意見を踏まえた修正	217
176	2	11	応-6	6 トイレの確保及びし尿処理 ■ 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入 ◁市（環境部）▶			6 トイレの確保及びし尿処理 ■ 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入 ◁市（総務部・環境部）▶	現状を踏まえた修正	218
177	2	11	応-6	6 トイレの確保及びし尿処理 ■ 避難所等における対応（再掲） ◁市（環境部）▶			6 トイレの確保及びし尿処理 ■ 避難所等における対応（再掲） ◁市（総務部・環境部）▶	現状を踏まえた修正	219
178	2	11	応-8	8 がれき処理 ◁都（環境部）▶ ○ がれき処理部会を設置し、関係各局及び市から被災状況等に関する情報を収集、把握する。			8 がれき処理 ◁都（環境部）▶ ○ がれき処理部会東京都災害廃棄物対策本部を設置し、関係各局及び市から被災状況等に関する情報を収集、把握する。	東京都意見を踏まえた修正	220
179	2	11	応-8	8 がれき処理 ◁都（環境部）▶ ■ 処理に必要な協力体制について がれきの処理にあたっては、概ね次の業務について協定を締結した事業者等と協力し、効率的に実施する。 ・倒壊建物の解体 ・がれきの撤去 ・集積場所の維持管理 ・集積場所からのがれきの搬出 ・廃木材・コンクリートがら等の破砕処理 ・廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの確保 ・再利用施設への搬入 ・再利用施設での優先的処理 ・最終処分場へのがれきの搬入			8 がれき処理 ◁都（環境部）▶ ■ 処理に必要な協力体制について がれきの処理にあたっては、概ね次の業務について協定を締結した事業者等と協力し、効率的に実施する。 ・倒壊建物の解体 ・がれきの撤去 ・集積場所の維持管理 ・集積場所からのがれきの搬出 ・廃木材・コンクリートがら等の破砕処理 ・廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの確保 ・再利用施設への搬入 ・再利用施設での優先的処理 ・最終処分場へのがれきの搬入	東京都意見を踏まえた修正	220
180	2	11	応-8	【がれき処理のタイムスケジュール】 (表の修正) 第1段階： ・東京都災害廃棄物対策本部の設置 第3段階 ・東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）策定			【がれき処理のタイムスケジュール】 (表の修正) 第1段階： ・東京都災害廃棄物対策本部（仮称） ・東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）策定	東京都意見を踏まえた修正	221
181	2	11	応-11	11 応急保育等 ◁市（児童青少年部）▶			11 応急保育等 ◁市（子ども家庭部）▶	組織改編に伴う修正	223
182	2	11	復-1	1 被災住宅の応急修理 ■ 対象者の選定 ◁市（都市建設部）▶ ○ 災害のため住家が半壊し、又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、住家が半壊した者を対象とする。 ○ 被災者の資力その他生活条件についての調査及び罹災証明書により対象者を選定する。 ○ 都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定事務を行う。			1 被災住宅の応急修理 ■ 対象者の選定 ◁市（都市建設部）▶ ○ 災害のため住家が半壊し、又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、住家が半壊した者を対象とする。 ○ 被災者の資力その他生活条件についての調査及び罹災証明書により対象者を選定する。 ○ 都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定事務を行う。 ○ 必要に応じて、工事監理への協力に努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。	都との整合	226
183	2	11	復-1	1 被災住宅の応急修理 ■ 対象者の選定 ◁都（都市整備局）▶ ○ 災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。 ○ 取壊しに伴うがれきの発生や仮設住宅の需要の低減を図る。			1 被災住宅の応急修理 ■ 対象者の選定 ◁都（住宅政策本部）▶ ○ 災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。 ○ 取壊しに伴うがれきの発生や仮設住宅の需要の低減を図る。	都との整合	226
184	2	11	復-1	1 被災住宅の応急修理 ■ 対象者の選定 ◁市（都市建設部）▶ ○ 災害のため住家が半壊し、又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難で、住家が半壊した者を対象とする。 ○ 被災者の資力その他生活条件についての調査及び罹災証明書により対象者を選定する。 ○ 都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・選定事務を行う。 ◁都（都市整備局）▶ ○ 災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。 ○ 取壊しに伴うがれきの発生や仮設住宅の需要の低減を図る。 ■ 応急修理の方法 ◁市（都市建設部）▶ ○ 一般社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により、都が作成する応急修理を行う業者のリストにより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 ○ 1世帯あたりの経費は、国の定める基準により、原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。 ◁市（都市建設部）▶ ◁都（都市整備局）▶ ○ 応急修理を実施した場合は、必要な帳票を整備する。			1 被災住宅の応急修理 ■ 応急修理の方法 ◁市（都市建設部）▶ ○ 災害救助法に基づく実施要領に基づき、事業の審査・手続きを行い、市が修理業者に工事を依頼し、修理費用を市が直接支払う。 ○ 法による住宅の応急修理に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存する。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存する。 （ア）救助実施記録日計票 （イ）住宅の応急処理記録簿 （ウ）住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 （エ）住宅の応急修理関係支払証拠書類 ◁都（住宅政策本部）▶ ○ 円滑に応急修理を実施するために、実施要領を定めるとともに、必要に応じて建設事業者団体等の協力を得る。 ■ 応急修理の範囲 ◁市（都市建設部）▶ ○ 災害のため住家が半壊若しくは一部損壊（準半壊）の判定を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯 ○ 災害のため住家が半壊半壊の判定を受け、そのままでは住むことができない状態にある世帯 ■ 応急修理の期間 ◁市（都市建設部）▶ ○ 法による住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了するよう努めることとする。しかし、この期間での救助の適切な実施が困難な場合には、被災者の実情に応じて延長し、都知事と必要な協議を行う。 ◁都（住宅政策本部）▶ ○ 災害の規模や被災地の実態等により、1ヶ月以上実施に要する事例もあることから、事態等に則した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行う。	都との整合 現状を踏まえた修正	226

修正項目番号	現行計画書				修正後				
	部	章	節	記述内容	記述内容			修正理由	素案頁数
185	2	11	復-1	(新規追加)	1 被災住宅の応急修理 ■ 応急修理の手続き及び流れ			現状を踏まえた修正	228
186	2	11	復-2	2 仮設住宅の供給 ■ 仮設住宅の供給 ◁市(総務部・都市建設部)≫ ≪都(都市整備局)≫ 【建設する仮設住宅】(東京都地域防災計画より)	2 仮設住宅の供給 ■ 仮設住宅の供給 ◁市(総務部・都市建設部)≫ ≪都(都市整備局)≫ 【建設する仮設住宅】(東京都地域防災計画より) (表の修正)			都との整合	229
187	2	11	復-3	3 被災者の生活相談等の支援 ◁調布警察署≫ ○ 警察署に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。	3 被災者の生活相談等の支援 ◁調布警察署≫ ○ 警察署、 <u>交番その他必要な場所に</u> 、臨時相談所を開設して、警察関係の相談にあたる。			都計画と整合	230
188	2	11	復-5	5 被災者に対する生活再建資金援助等 ◁市(福祉保健部)≫	5 被災者に対する生活再建資金援助等 ◁市(福祉保健部)≫ ≪都(福祉保健局)≫			都計画と整合	232
189	2	11	復-6	6 市税等の支払猶予、減免等 ◁市(市民生活部・福祉保健部・環境部)≫ ○ 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)又は狛江市税条例(平成3年条例第5号)により、市税の納税緩和措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適切な措置を講ずる。 ○ 国や都の方針等に準じて、市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置を行う。 ○ 市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料、廃棄物処理手数料等の減免や徴収猶予を行うなど、被災者の負担を軽減する措置を講ずる。	6 市税等の支払猶予、減免等 ◁市(市民生活部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部)≫ ○ 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)又は狛江市税条例(平成3年条例第5号)により、市税の納税緩和措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適切な措置を講ずる。 ○ 国や都の方針等に準じて、市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置を行う。 ○ 市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料、廃棄物処理手数料、 <u>各種証明書類の交付手数料等</u> の減免や徴収猶予を行うなど、被災者の負担を軽減する措置を講ずる。			現状を踏まえた修正	233
190	2	11	復-10	10 保育園等の復旧時の対応 ◁市(児童青少年部)≫	10 保育園等の復旧時の対応 ◁市(子ども家庭部)≫			組織改編に伴う修正	235
191	2	11	復-11	11 災害救助法の運用等 ◁市(企画財政部)≫ ■ 災害救助法の適用 ○ 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に必要とする場合に行われるものであり、概ね次のような救助がある。 ・避難所及び仮設住宅の供与 ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ・被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ・医療及び助産 ・ <u>災害にかかった者の救出</u> ・災害によって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ・ <u>災害にかかった住宅の応急処理</u> ・生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ・学用品の給与 ・埋葬 ・死体の捜索及び処理	11 災害救助法の運用等 ◁市(企画財政部)≫ ■ 災害救助法の適用 ○ 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に必要とする場合に行われるものであり、概ね次のような救助がある。 ・避難所及び仮設住宅の供与 ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ・被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ・医療及び助産 ・ <u>災害にかかった被災者の救出</u> ・災害によって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ・ <u>災害にかかった被災した住宅の応急処理</u> ・生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ・学用品の給与 ・埋葬 ・死体の捜索及び処理			都計画と整合	235
192	3	1	—	■ 復興に向けた体制 ○ 市に大規模な震災被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定め、進むべき方向性を明らかにするとともに、それを具体化するための計画を策定する。 ○ 応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していくことから、災害対策本部とは別に、復興のための組織体制を構築する。 ○ 組織体制づくりにあたっては、被災の規模や状況等を考慮し、必要な業務、人員を整理したうえで行う。	■ 復興に向けた体制 ○ 市に大規模な震災被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定め、進むべき方向性を明らかにするとともに、それを具体化するための計画を策定する。 ○ 応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。 <u>被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していくことから、災害対策本部とは別に、復興のための組織体制を構築するが、害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。</u> ○ 組織体制づくりにあたっては、被災の規模や状況等を考慮し、必要な業務、人員を整理したうえで行う。			東京都意見を踏まえた修正	239
193	3	3	—	■ 狛江市震災復興本部の設置 市長は、震災後早期に、市民の生活復興及び都市復興を円滑に行うため、本計画の定めるところにより、国、都、他地方公共団体等と連携・協力して、災害復興基本方針及び災害復興計画を策定し、これに基づき災害復興事業を推進する。	■ 狛江市震災復興本部の設置 市長は、震災後早期に、市民の生活復興及び都市復興を円滑に行うため、本計画の定めるところにより、国、都、他地方公共団体等と連携・協力して、災害復興基本方針及び災害復興計画を策定し、これに基づき災害復興事業を推進する。 <u>また、市民が1日も早く震災前の暮らしに戻るためには、震災後の復興の進め方について、基本的な考え方をあらかじめ定めておく必要がある。東京都では、平成15年3月に、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、「東京都震災復興マニュアル」を策定した。</u> <u>市においても速やかな復興対策を行うため、東京都のマニュアルの内容を踏まえて、都市の復興及び生活の復興を図る上で必要な市職員の行動手順と計画策定の指針を明らかにするとともに、復興を進めるための震災復興本部の設置など組織体制、財政運営方針などの検討を行い、これらに関する訓練の実施、市のマニュアル及び市街地復興整備条例の制定を検討していく。</u>			東京都意見を踏まえた修正	240
194	3	3	—	■ 災害復興基本方針の策定 ○ 復興を円滑に進めるためには、市、市民、地域、事業者等が、復興後のまちのあるべき姿を共有することが重要である。そのため、市長は本部設置後2週間程度をめぐり、復興の目標となるレベル、復興の方向性を示す震災復興基本方針を復興本部の審議を経て策定し、公表する。 ○ 基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。 ・くらしのいち早い再建と安定 ・安全で快適な生活環境づくり ・計画・実施段階での市民参加と市民・地域社会との連携・協働 ○ 基本方針の策定にあたっては、市政運営の総合的な指針である狛江市第3次基本構想(平成21年9月)に留意するとともに、都が策定する震災復興方針との整合を図る。	■ 災害復興基本方針の策定 ○ 復興を円滑に進めるためには、市、市民、地域、事業者等が、復興後のまちのあるべき姿を共有することが重要である。そのため、市長は本部設置後2週間程度をめぐり、復興の目標となるレベル、復興の方向性を示す震災復興基本方針を復興本部の審議を経て策定し、公表する。 ○ 基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。 ・くらしのいち早い再建と安定 ・安全で快適な生活環境づくり ・計画・実施段階での市民参加と市民・地域社会との連携・協働 ○ 基本方針の策定にあたっては、市政運営の総合的な指針である狛江市第4次基本構想(令和2年3月)に留意するとともに、都が策定する震災復興方針との整合を図る。			時点修正	241

●**狛江市地域防災計画 風水害編 新旧対照表**

下線:変更箇所

修正項目番号	現行計画書				修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数	
1	1	1	1	第1節 計画の目的及び前提 2 計画の前提 狛江市において、近年、地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川のはん濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われる浸水被害が発生している。	第1節 計画の目的及び前提 2 計画の前提 狛江市では都市化の進展に伴い、地域の持つ保水、遊水機能が低下し、下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる排水不良など、いわゆる都市型水害と言われる浸水被害が発生している。	現状を踏まえた修正	1	
2	1	1	1	第1節 計画の目的及び前提 2 計画の前提 また、近年における大型化・強化した台風の直撃や100年に一度、200年に一度という大雨があった場合、大河川である多摩川のはん濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。	第1節 計画の目的及び前提 2 計画の前提 また、近年における大型化・強化した台風の直撃や想定し得る最大規模の降雨があった場合、大河川である多摩川のはん濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。	都との整合	1	
3	1	1	1	第1節 計画の目的及び前提 2 計画の前提 この計画は、特に平成17年9月や平成19年8月に発生した集中豪雨(ゲリラ豪雨)等による実災害から得た教訓や近年の気象を取り巻く環境の変化及び市民、市議会、関係機関等の提言を可能な限り反映する。 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、要配慮者や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。 東日本大震災において、高齢者、障がい者等要配慮者や女性の視点を踏まえた対応が必ずしも十分でなかったとの指摘があったことを受け、国においても、防災基本計画の見直し及び災害対策基本法の改正が行われており、市としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定する。 災害対策基本法を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。 なお、風水害編に特に記載のない事項については、狛江市地域防災計画(震災編)を準用するものとする。	第1節 計画の目的及び前提 2 計画の前提 この計画は、特に平成27年関東・東北豪雨や令和元年度の台風第15号(令和元年房総半島台風)及び台風第19号(令和元年東日本台風)等による実災害から得た教訓や近年の気象を取り巻く環境の変化及び市民、市議会、関係機関等の提言を可能な限り反映する。 防災対策については、都、市区町村や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要である。 また、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題に対応し、水防法の改正や東京都における地域防災計画の見直しが行われており、市としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定する。 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。 なお、風水害編に特に記載のない事項については、狛江市地域防災計画(震災編)を準用するものとする。	都との整合	1	
4	1	2	2	第2節 気象の概要 1 気温、湿度、風速 (表) 2 降水量(単位:mm) (表) 3 平均気温(単位:℃) (表)	第2節 気象の概要 1 気温、湿度、風速 (表の修正) 2 降水量(単位:mm) (表の修正) 3 平均気温(単位:℃) (表の修正)	時点更新	3	
5	1	2	3	第3節 風水害の概況 市の年間雨量は、平均1,647mm(平成16年から26年の平均)である。また、月間雨量は、毎年4月頃から10月頃までの間が多くなっており、月間平均雨量は、143mm(平成27、28年)である。	第3節 風水害の概況 市の年間雨量は、平均1,677mm(平成18年から28年の平均)である。また、月間雨量は、毎年4月頃から10月頃までの間が多くなっており、月間平均雨量は、146mm(平成27、28年)である。	時点更新	4	
6	1	2	3	(新規追加)	第3節 風水害の概況 さらに、令和元年10月12日に台風第19号(令和元年東日本台風)が東京都を通過し、本市では10月10日から13日にかけて暴風や大雨となった。小河内ダムは台風の影響による貯水量の増加に備え、10月11日から余水吐放流を行った。これに伴い、多摩川が増水し、多摩川緑地公園グラウンドが浸水したことにより、グラウンドの土が流され、水が引いた後は侵食によって深く大きな穴が開くなどの被害を受けた。 また、西和泉、中和泉地区は、調布市から流れる根川雨水幹線に沿って浸水が確認され、浸水範囲は調布市染地地区にまで拡大した。さらに、猪方、駒井町地区では、猪駒通りを中心に浸水が確認された。	台風15号(令和元年房総半島台風)・台風19号(令和元年東日本台風)の被害を踏まえた修正	4	
7	1	2	3	第3節 風水害の概況 【近年の市内における浸水被害】 (表)	第3節 風水害の概況 【近年の市内における浸水被害】 (表の修正)	台風15号(令和元年房総半島台風)・台風19号(令和元年東日本台風)の被害を踏まえた修正	4	
8	2	1	1	第1節 災害危険区域等に関する調査 1 危険区域の調査 市及び狛江消防署は、災害時に、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるように随時市内の河川を巡視するほか、あらかじめ災害危険区域を調査する。 その他の関係機関も、必要な調査を実施する。 調査事項は、概ね次のとおりである。 (1) 浸水、冠水のおそれのある地域 (2) 地滑り、崖崩れのおそれのある場所 * 都が、地すべり危険箇所又は急傾斜地崩壊危険箇所として指定している箇所については、狛江市内には存在していない。 (3) その他危険が予想される事項	第1節 災害危険区域等に関する調査 1 危険区域の調査 市及び狛江消防署は、災害時に、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるように随時市内の河川を巡視するほか、あらかじめ災害危険区域を調査する。 その他の関係機関も、必要な調査を実施する。 調査事項は、概ね次のとおりである。 (1) 浸水、冠水のおそれのある地域 (2) 地滑り、崖崩れのおそれのある場所 * 都が、地すべり危険箇所又は急傾斜地崩壊危険箇所として指定している箇所については、狛江市内には存在していない。 (2) その他危険が予想される事項	現状を踏まえた修正	5	
9	2	1	1	第1節 災害危険区域等に関する調査 2 重要水防箇所 京浜河川事務所が策定した平成29年度洪水対策計画書によると、多摩川の市内における平成29年度重要水防箇所は、次のとおりである。 【平成29年度 河川重要水防箇所一覧表】 (表)	第1節 災害危険区域等に関する調査 2 重要水防箇所 京浜河川事務所が策定した令和2年度洪水対策計画書によると、多摩川の市内における令和2年度重要水防箇所は、次のとおりである。 【令和2年度 河川重要水防箇所一覧表】 (表の修正)	時点修正	6	

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
10	2	1	1	第1節 災害危険区域等に関する調査 2 重要水防箇所 (京浜河川事務所「平成29年度洪水対策計画書」より抜粋)	第1節 災害危険区域等に関する調査 2 重要水防箇所 (京浜河川事務所「令和2年度洪水対策計画書」より抜粋)	時点修正	6
11	2	1	1	第1節 災害危険区域等に関する調査 2 重要水防箇所 【重要水防箇所評定基準】 (表)	第1節 災害危険区域等に関する調査 2 重要水防箇所 【重要水防箇所評定基準】 (表の修正)	時点更新	7
12	2	1	1	第1節 災害危険区域等に関する調査 2 重要水防箇所 (京浜河川事務所「平成29年度洪水対策計画書」より狛江市該当部分を抜粋)	第1節 災害危険区域等に関する調査 2 重要水防箇所 (京浜河川事務所「令和2年度洪水対策計画書」より狛江市該当部分を抜粋)	時点修正	7
13	2	1	1	(新規追加)	第1節 災害危険区域等に関する調査 3 土砂災害警戒区域 令和元年9月26日、東京都が土砂災害警戒区域の指定を行った。指定区域は次のとおりである。 ・東野川四丁目30番の一部地域(調布市境)	土砂災害警戒区域の指定に伴う変更	8
14	2	2	—	第2章 水害予防計画	第2章 水害・土砂災害予防計画	土砂災害警戒区域の指定に伴う変更	9
15	2	2	1	第1節 河川の現況 2 野川 <北多摩南部建設事務所> 市内の野川は、都の管理河川であり、東京都北多摩南部建設事務所が所管している。時間50mmに対応するための護岸整備は既 に実施されているが、河床掘削は未実施であり、現在下流の世田谷区内より順次進めてきている。	第1節 河川の現況 2 野川 <北多摩南部建設事務所> 市内の野川は、都の管理河川であり、東京都北多摩南部建設事務所が所管している。時間50mmに対応するための護岸整備は既 に実施されている。河床掘削は、令和2年より狛江市管内に着手しており、順次下流から整備を進めてきている。	現状を踏まえた修正	9
16	2	2	2	第2節 下水道施設の概要 <市(環境部)> 市の公共下水道管きよの総延長は約227.4km(平成29年3月末現在)であり、合流式合流管及び分流式汚水管の整備率は100% となっているが、分流式雨水管の整備率は約76.4%(平成29年3月末現在)である。	第2節 下水道施設の概要 <市(環境部)> 市の公共下水道管きよの総延長は約229.0km(令和2年3月末現在)であり、合流式合流管及び分流式汚水管の整備率は 100%となっているが、分流式雨水管の整備率は約78.0%(令和2年3月末現在)である。	最新のデータに変更	9
17	2	2	3	第3節 洪水対策(総合的な治水対策)	第3節 豪雨対策(総合的な治水対策)	都との整合	9
18	2	2	3	第3節 洪水対策(総合的な治水対策) <市(総務部・環境部・都市建設部)> <北多摩南部建設事務所> <都(各局)> <京浜河川事務所> <国土交通省> 【総合的な治水対策の概念】 (図)	第3節 豪雨対策 <市(総務部・環境部・都市建設部)> <北多摩南部建設事務所> <都(各局)> <京浜河川事務所> <国土交通省> 【豪雨対策の体系】 	都との整合	10
19	2	2	3	第3節 洪水対策(総合的な治水対策) 1 河川改修 <北多摩南部建設事務所> <京浜河川事務所> (2) 野川の改修 市内の野川は、時間50mmに対応するための護岸整備は既 に実施されているが、河床掘削は未実施であり、現在下流の世田谷区 内より順次進めてきている。さらに、平成29年7月に改定された野川流域河川整備計画に基づき、今後は時間最大65mmの降雨 に対応するため、河道の整備とともに、新たな調節池の整備等を図っていく。	第3節 豪雨対策 1 河川改修 <北多摩南部建設事務所> <京浜河川事務所> (2) 野川の改修 市内の野川は、時間50mmに対応するための護岸整備は既 に実施されている。河床掘削は、令和2年より狛江市管内に着手して おり、順次下流から整備を進めてきている。さらに、平成29年7月に改定された野川流域河川整備計画に基づき、今後は時間 最大65mmの降雨に対応するため、河道の整備とともに、新たな調節池の整備等を図っていく。	現状を踏まえた修正、 都との整合	11
20	2	2	3	第3節 洪水対策(総合的な治水対策) 2 雨水流出抑制施設の整備 <市(環境部・都市建設部)> <都(各局)> この計画では、概ね30年後の長期見通しとして、時間最大65mm降雨のうち、時間10mm降雨相当の雨水流出抑制を実現すること を目標とし、公共施設において貯留浸透施設の設置をより一層推進するとともに、民間施設における貯留浸透施設の設置を促 進するための対策を強化していくとしている。今後は平成21年11月に策定した野川流域豪雨対策計画の改定を図っていく。	第3節 豪雨対策 2 雨水流出抑制施設の整備 <市(環境部・都市建設部)> <都(各局)> この計画では、概ね30年後の長期見通しとして、時間最大65mm降雨のうち、時間10mm降雨相当の雨水流出抑制を実現すること を目標とし、公共施設において貯留浸透施設の設置をより一層推進するとともに、民間施設における貯留浸透施設の設置を促 進するための対策を強化していくとしている。今後は平成21年11月に策定した野川流域豪雨対策計画の改定を図っていく。	現状を踏まえた修正	11

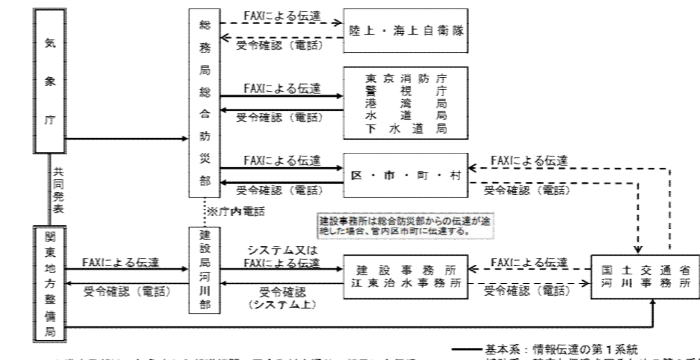
修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
21	2	2	3	第3節 洪水対策（総合的な治水対策） 3 下水道の整備 《市（環境部）》 市の下水道は昭和53年度に合流区域においては時間降雨強度50mmの整備が済んでいるが、高度に都市化が進行している東京では、雨水が地中に浸透しにくく、地上への流出率が増加したことから、下水道の流下能力以上の雨水が管きよに集まり、流下しきれずに出水を起しており、これに対応するため、既存管きよの改修を行う。 また、合流区域特有の、大雨時に下水が河川に放流されてしまう現象を削減するために、浸透施設の設置を進めていく。	第3節 豪雨対策 3 下水道の整備 《市（環境部）》 市の下水道は昭和53年度に合流区域においては時間降雨強度50mmの整備が済んでいるが、高度に都市化が進行している東京では、雨水が地中に浸透しにくく、地上への流出率が増加したことから、下水道の流下能力以上の雨水が管きよに集まり、流下しきれずに出水を起しており、これに対応するため、既存管きよの改修を行う。 多摩川の水位上昇に伴う浸水に対しては、排水樋管のゲート遠隔操作化等の機能向上を図るとともに中長期的対策の検討を行う。 また、合流区域特有の、大雨時に下水が河川に放流されてしまう現象を削減するために、浸透施設の設置を進めていく。	時点修正	11
22	2	2	3	第3節 洪水対策（総合的な治水対策） 3 下水道の整備 《市（環境部）》 なお、分流域の雨水については、約23.6%の区域において管きよの未整備路線が存在しており、その解消に向けて着実に整備を進めていく。	第3節 豪雨対策 3 下水道の整備 《市（環境部）》 なお、分流域の雨水については、約22.0%の区域において管きよの未整備路線が存在しており、その解消に向けて着実に整備を進めていく。	時点修正	12
23	2	2	3	第3節 洪水対策（総合的な治水対策） 4 各種媒体による情報収集及び市民への情報提供 《市（総務部・企画財政部）》 《都（各局）》	第3節 豪雨対策 4 各種媒体による情報収集及び市民への情報提供 《市（総務部・企画財政部・環境部）》 《都（各局）》	水位計の項目を追加したため	12
24	2	2	3	第3節 洪水対策（総合的な治水対策） 4 各種媒体による情報収集及び市民への情報提供 《市（総務部・企画財政部）》 《都（各局）》 市では、災害時の緊急情報等を市民に速やかに伝達・広報するため、市ホームページ、こまめ安心安全情報メール、こまめ安心安全情報ブログ、狛江市緊急災害情報メール、Twitter、facebook、災害情報共有システム（Lアラート）、デジタルサイネージ、Yahoo!防災速報等を活用し、災害時の情報連絡及び初動体制の強化を図っている。	第3節 豪雨対策 4 各種媒体による情報収集及び市民への情報提供 《市（総務部・企画財政部・環境部）》 《都（各局）》 市では、災害時の緊急情報等を市民に速やかに伝達・広報するため、市ホームページ、こまめ安心安全情報メール、こまめ安心安全情報ブログ、狛江市緊急災害情報メール、Twitter、facebook、災害情報共有システム（Lアラート）、デジタルサイネージ、Yahoo!防災速報等を活用する他、市内のコミュニティFM事業者と災害協定を締結するなど、七、災害時の情報連絡及び初動体制の強化を図っている。	ヤフーブログのサービス終了による災害協定の反映	12
25	2	2	3	第3節 洪水対策（総合的な治水対策） 4 各種媒体による情報収集及び市民への情報提供 《市（総務部・企画財政部）》 《都（各局）》 （1）水防災総合情報システム 洪水等による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速かつ的確に提供することを目的として、平成3年4月から稼動したシステムであり、市においては、東京都災害情報システム（DIS）により確認することができ、また、市民は、都ホームページにより確認することができる。	第3節 豪雨対策 4 各種媒体による情報収集及び市民への情報提供 《市（総務部・企画財政部・環境部）》 《都（各局）》 （1）水防災総合情報システム 洪水等による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速かつ的確に提供することを目的として、平成3年4月から稼動したシステムであり、市においては、東京都災害情報システム（DIS）により確認することができ、また、市民は、これらの情報が反映された都ホームページにより、防災情報を確認することができる。 都建設局は、同様の位置情報を活用した形でスマートフォン等へも配信し、より利便性を高めるとともに、英語・中国語・韓国語でも配信している。	都との整合 東京都意見を踏まえた修正	12
26	2	2	3	第3節 洪水対策（総合的な治水対策） 4 各種媒体による情報収集及び市民への情報提供 《市（総務部・企画財政部）》 《都（各局）》 （2）下水道施設における降雨情報システム（東京アメッシュ） 降雨観測用レーダー等により市内を150mメッシュで観測し、降雨の変化を短い周期で表示し、迅速かつ的確に把握することができる都下水道局のシステムで、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を的確に把握し、水再生センター、ポンプ所のポンプを適切に運転するために整備された。このシステムは、市においては、東京都災害情報システム（DIS）により確認することができ、市民は、都下水道局のホームページや携帯・スマートフォンサイトでも確認することができる。	第3節 豪雨対策 4 各種媒体による情報収集及び市民への情報提供 《市（総務部・企画財政部・環境部）》 《都（各局）》 （2）下水道施設における降雨情報システム（東京アメッシュ） 都下水道局は、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載するとともに、GPS機能による現在地表示が可能なスマートフォン版を配信することなどにより、きめ細かな降雨情報を、リアルタイムで配信している。	都との整合 東京都意見を踏まえた修正	12
27	2	2	3	第3節 洪水対策（総合的な治水対策） 4 各種媒体による情報収集及び市民への情報提供 《市（総務部・企画財政部）》 《都（各局）》 （3）河川監視カメラ 市では、市内における多摩川の状況を確認するため、平成28年度より、河川監視カメラの運用を開始している。	第3節 豪雨対策 4 各種媒体による情報収集及び市民への情報提供 《市（総務部・企画財政部・環境部）》 《都（各局）》 （3）河川監視カメラ 市では、市内における河川の状況を確認するため、多摩川及び野川において河川監視カメラを運用している。	現状を踏まえた修正	12
28	2	2	3	(新規追加)	第3節 豪雨対策 4 各種媒体による情報収集及び市民への情報提供 《市（総務部・企画財政部・環境部）》 《都（各局）》 （4）六郷・猪方排水樋管の水位情報・映像 水害対策の一環として、六郷・猪方排水樋管に水位計、流向計及び監視カメラを設置し、水位情報や映像等をホームページで公開している。	現状を踏まえた修正	12
29	2	2	4	第4節 浸水対策 《市（総務部・福祉保健部・児童青少年部・都市建設部・教育部）》 《北多摩南部建設事務所》 《都（各局）》 《京浜河川事務所》 《国土交通省》	第4節 浸水対策 《市（総務部・福祉保健部・子ども家庭部・都市建設部・教育部）》 《北多摩南部建設事務所》 《都（各局）》 《京浜河川事務所》 《国土交通省》	組織改編に伴う修正	12
30	2	2	4	第4節 浸水対策 1 洪水浸水想定区域の指定 《国土交通省》 《都（建設局）》 水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域（浸水想定区域）を河川管理者が指定・公表した。 洪水浸水想定区域（浸水予想区域）が指定・公表されたことに伴い、市は、平成19年3月に狛江市洪水ハザードマップ（野川については浸水予想区域を掲載）、平成22年2月に第2版、そして平成26年3月に第3版（防災ガイドに掲載）を作成・公表し、平成29年度には、平成28年に公表された新たな洪水浸水想定区域図を反映した第4版（防災ガイドに掲載）を作成予定である。これらは、必要に応じて増刷（更新）し、転入者等に配布している。また、洪水予報等や避難情報の伝達方法、避難所等の水害に対する避難措置について、市民への周知徹底を推進する。	第4節 浸水対策 1 洪水浸水想定区域の指定及び水深の公表 《国土交通省》 《都（建設局）》 水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域（浸水想定区域）を河川管理者が指定・公表した。 国又は都建設局は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町村長に通知する。 洪水浸水想定区域（浸水予想区域）が指定・公表されたことに伴い、市は、平成19年3月に狛江市洪水ハザードマップ（野川については浸水予想区域を掲載）を作成し、以降順次更新を行い、令和元年6月の野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域洪水浸水想定区域図の作成・公表を受け踏まえ、令和2年に狛江市洪水ハザードマップの改訂を行った。	時点更新 都との整合 東京都意見を踏まえた修正	13
31	2	2	4	第4節 浸水対策 1 洪水浸水想定区域の指定及び水深の公表 《国土交通省》 《都（建設局）》 洪水浸水想定区域（浸水予想区域）が指定・公表されたことに伴い、市は、平成19年3月に狛江市洪水ハザードマップ（野川については浸水予想区域を掲載）を作成し、以降順次更新を行い、令和元年6月の野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域洪水浸水想定区域図の作成・公表を受け踏まえ、令和2年に狛江市洪水ハザードマップの改訂を行った。	第4節 浸水対策 1 洪水浸水想定区域の指定及び水深の公表 《国土交通省》 《都（建設局）》 洪水浸水想定区域（浸水予想区域）が指定・公表されたことに伴い、市は、平成19年3月に狛江市洪水ハザードマップ（野川については浸水予想区域を掲載）を作成し、以降順次更新を行い、令和元年6月の野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域洪水浸水想定区域図の作成・公表を受け踏まえ、令和2年に狛江市洪水ハザードマップの改訂を行った。	東京都意見	13

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
32	2	2	4	第4節 浸水対策 3 要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制 《市（総務部・福祉保健部・児童青少年部・教育部）》 《北多摩南部建設事務所》 《都（各局）》 《京浜河川事務所》 (4) 洪水予報等の伝達体制の整備 【要配慮者利用施設に対する洪水予報等の伝達系統図】 (図)	第4節 浸水対策 3 要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制 《市（総務部・福祉保健部・子ども家庭部・教育部）》 《北多摩南部建設事務所》 《都（各局）》 《京浜河川事務所》 (4) 洪水予報等の伝達体制の整備 【要配慮者利用施設に対する洪水予報等の伝達系統図】 (図の修正)	組織改編に伴う修正	15
33	2	2	5	第5節 都市型水害対策 1 基本的な考え方 《市（総務部・環境部・都市建設部）》 《北多摩南部建設事務所》 《都（各局）》 《国土交通省》 【施策の体系】 洪水ハザードマップの作成・公表	第5節 都市型水害対策 1 基本的な考え方 《市（総務部・環境部・都市建設部）》 《北多摩南部建設事務所》 《都（各局）》 《国土交通省》 【施策の体系】 (図の修正) 洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップの作成・公表	内水ハザードマップを作成予定のため	18
34	2	2	6	第6節 洪水ハザードマップの作成・公表 《市（総務部）》 市では、浸水が生じた場合の区域や程度、避難所などの情報を分かりやすく図示した狛江市洪水ハザードマップ（多摩川版・野川版）を平成19年3月に第1版、平成22年2月に第2版、さらに平成26年3月に第3版（防災ガイドに掲載）を作成・公表し、これまでに3回の市内世帯全戸配布を行ったほか、必要に応じて増刷（更新）し、転入者等に配布している。また、平成29年度には、国土交通省より発表された想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図をもとに狛江市洪水ハザードマップを更新する。 洪水ハザードマップを事前に市民へ周知することは、市民の危機管理意識の向上や自主的避難体制の確立など、洪水の被害軽減にきわめて有効であるため、各種イベント等で積極的に活用と周知を図っていく。また、併せて地震ハザードマップや避難方法といった防災に関する知識等、各種防災情報を総合的に案内していく。	第6節 洪水ハザードマップの作成・公表 《市（総務部）》 市では、浸水が生じた場合の区域や程度、避難所などの情報を分かりやすく図示した狛江市洪水ハザードマップ（多摩川はん濫版・野川はん濫版）を作成・公表し、情報の更新時等に市内世帯全戸配布を行っている。（多摩川版・野川版）を平成19年3月に第1版、平成22年2月に第2版、さらに平成26年3月に第3版（防災ガイドに掲載）を作成・公表し、これまでに3回の市内世帯全戸配布を行ったほか、必要に応じて増刷（更新）し、転入者等に配布している。また、平成29年度には、国土交通省より発表された想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図をもとに狛江市洪水ハザードマップを更新する。 洪水ハザードマップを事前に市民へ周知することは、市民の危機管理意識の向上や自主的避難体制の確立など、洪水の被害軽減にきわめて有効であるため、各種イベント等で積極的に活用と周知を図っていく。また、併せて地震ハザードマップや避難方法をはじめとした防災に関する知識等、各種防災情報を総合的に案内していく。	現状を踏まえた修正	19
35	2	2	6	第6節 洪水ハザードマップの作成・公表 2 洪水ハザードマップの主な内容 《市（総務部）》 (1) 浸水予想区域及び浸水深等 (2) 避難所（指定避難所・福祉避難所等）、災害時集合場所 (3) 防災関係機関（市役所、狛江消防署、交番、医療機関等） (4) 防災関係施設（備蓄倉庫、防災行政無線等）	第6節 洪水ハザードマップの作成・公表 2 洪水ハザードマップの主な内容 《市（総務部）》 (1) 浸水予想区域及び浸水深等 (2) 避難所（指定避難所・福祉避難所等）、避難場所 (3) 防災関係機関（市役所、狛江消防署、交番、医療機関等） (4) 防災関係施設（排水樋管、土のうステーション等）	現状を踏まえた修正	20
36	2	2	6	第6節 洪水ハザードマップの作成・公表 4 狛江市洪水ハザードマップ 《市（総務部）》 (2) 集中豪雨版 平成12年9月発生 ¹ の東海豪雨、総雨量589mm、時間最大雨量114mmを想定し、都及び市区で構成される東京都都市型水害対策連絡会作成の野川流域の浸水予想区域をもとに作成したもの。	第6節 洪水ハザードマップの作成・公表 4 狛江市洪水ハザードマップ 《市（総務部）》 (2) 野川はん濫版 水防法の規定により定められた想定最大規模降雨を想定し、都作成の野川流域の浸水予想区域をもとに作成したもの。	現状を踏まえた修正 東京都意見を踏まえた修正	20
37	2	2	6	(新規追加)	第6節 洪水ハザードマップの作成・公表 5 狛江市内水ハザードマップ《市（総務部）》 台風などの大雨によって下水道施設で排除しきれなくなった雨水があふれだし、浸水が発生した場合を想定した内水ハザードマップを作成し公表することを進め、自助による浸水被害軽減を促していく。	内水ハザードマップを作成予定のため	20
38	2	2	7	(新規追加)	第7節 土砂災害に関するソフト対策 1 土砂災害防止法 ○ 土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。 ○ 土砂災害防止法（平成29年6月19日改正）に基づき、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練を実施する必要がある。宅地建物取引業者は、不動産取引時の重要事項説明に記載し、交付、説明を行う必要がある。 ○ 市は、避難確保計画の作成支援・その確認及び避難訓練の支援を行う。 2 平常時からの情報共有 ○ 市は土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等を都知事より指定を受けた場合その土砂災害警戒区域や避難所、又は災害のおそれがある場合に伝達する情報等について、ハザードマップ等により、その内容や入手先を市民へ説明会等で事前に周知する。 ○ 住民が降雨時に自ら避難の判断をするため、市の情報だけではなく、自ら周囲の状況等の把握及び共有化に努めることを、事前に住民に周知する。 ○ 市は、土砂災害のおそれのある箇所に立地する施設等を把握し、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援を行うことにより、避難体制の強化に努める。 3 土砂災害警戒情報 (1) 土砂災害警戒情報 ○ 市や住民等に必要防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条に基づき都と気象庁が作成・共同して発表する情報である。 ○ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について発表するものである。また、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表後に発表する。 ○ 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする。 (2) 土砂災害警戒情報の伝達 ○ 都は、市及び各支庁・建設事務所へ、防災ファックス及びDIS（災害情報システム）を利用し伝達する。 (3) 土砂災害警戒情報の取扱い ○ 市は、土砂災害警戒情報に基づく行動計画等について定める。 4 避難勧告等の発令 ○ 市では、避難勧告等の発令基準を基に速やかに避難勧告等を発令し、対象区域に居住する市民へ速やかに伝達する。	土砂災害警戒区域の指定に伴う変更 東京都意見を踏まえた修正	21

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
39	2	2	8	第7節 避難体制等の整備・確立 <市（総務部・市民生活部・福祉保健部・児童青少年部・環境部・教育部）> 1 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策 <市（総務部・市民生活部・福祉保健部・児童青少年部・環境部・教育部）>	第8節 避難体制等の整備・確立 <市（総務部・市民生活部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部・教育部）> 1 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策 <市（総務部・市民生活部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部・教育部）>	組織改編に伴う修正	22
40	2	2	8	第7節 避難体制等の整備・確立 4 避難体制の整備 (1) 避難勧告等の判断基準 <市（総務部）> ○ 内閣府が平成29年1月に公表した避難勧告等に関するガイドライン(以下「避難勧告等ガイドライン」という。)を参考に、各地域の特性を踏まえて避難勧告等の判断・伝達のための基準や方法等を見直す。	第8節 避難体制等の整備・確立 4 避難体制の整備 (1) 避難勧告等の判断基準 <市（総務部）> ○ 内閣府が平成31年3月に公表した避難勧告等に関するガイドライン(以下「避難勧告等ガイドライン」という。)を参考に、各地域の特性を踏まえて避難勧告等の判断・伝達のための基準や方法等を見直す。	時点修正	22
41	2	2	8	第7節 避難体制等の整備・確立 5 避難所の指定 (1) 水害時における避難所体制 市が指定する避難所等は基本的に震災編と同様であるが、水害により多摩川がはん濫した場合など、河川に近い場所に位置する避難所等については、浸水により避難所等として開設できないおそれがある。市では、こうしたケースを想定し、風水害時においては指定避難所のほか、他の公共施設をその補完利用施設として設定している。	第8節 避難体制等の整備・確立 5 避難所の指定 (1) 水害時における避難所体制 市が指定する避難所等は基本的に震災編と同様であるが、水害により多摩川がはん濫した場合など、河川に近い場所に位置する避難所等においては、浸水により震災時と同様に避難所等として開設できないおそれがある。市では、こうしたケースを想定し、風水害時においては施設の安全な上階を避難場所として使用するとともに、指定避難所のほか、他の公共施設をその補完利用施設として設定している。	令和元年東日本台風を踏まえた避難所の見直し	24
42	2	2	8	第7節 避難体制等の整備・確立 5 避難所の指定 (2) 避難所の事前指定 <市（総務部・市民生活部・福祉保健部・児童青少年部・環境部・教育部）>	第8節 避難体制等の整備・確立 5 避難所の指定 (2) 避難所の事前指定 <市（総務部・市民生活部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部・教育部）>	組織改編に伴う修正	24
43	2	2	8	第7節 避難体制等の整備・確立 5 避難所の指定 (2) 避難所の事前指定 <市（総務部・市民生活部・福祉保健部・児童青少年部・環境部・教育部）> ○ 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、避難所管理運営の指針（市区町村向け）（平成25年2月_東京都福祉保健局）及び避難所の防火安全対策に基づき、事前に避難所管理運営マニュアルを作成する。 【水害時避難所一覧】 (表)	第8節 避難体制等の整備・確立 5 避難所の指定 (2) 避難所の事前指定 <市（総務部・市民生活部・福祉保健部・子ども家庭部・環境部・教育部）> ○ 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、避難所管理運営の指針（市区町村向け）（平成30年3月_東京都福祉保健局）及び避難所の防火安全対策に基づき、事前に避難所管理運営マニュアルを作成する。 【水害時避難所一覧】 (表の修正) 【水害時補完利用施設一覧】 【水害時の福祉避難所一覧】	時点修正	24
44	2	2	8	○ 特に在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針(平成24年3月)などを活用し、市区町村における災害時個別支援計画の策定を支援するなど、災害時対策の強化を図る。	第8節 避難体制等の整備・確立 6 要配慮者の地域における安全体制の確保 (2) 避難支援の取組の強化 <都（福祉保健局）> ○ 特に在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針(平成24年3月令和2年7月改訂)などを活用し、市区町村における災害時個別支援計画の策定を支援するなど、災害時対策の強化を図る。	東京都意見を踏まえた修正	29
45	2	2	8	(新規追加)	第8節 避難体制等の整備・確立 5 避難所の指定 (3) 自主避難所の開設 東京地方の気象状況等から、夜間に避難勧告等の発令を行うことが予測される場合等、避難勧告等の発令前の段階において、避難行動に時間を要する市民や自宅での待機に不安を持つ市民等を受け入れるため、指定避難所を自主避難所として事前に開設する。開設する自主避難所は気象状況等を考慮した上で、指定緊急避難場所、指定避難所、補完利用施設の中から選定する。	自主避難所に関する追記	30
46	2	2	8	第8節 避難体制等の整備・確立 7 広域避難 (1) 広域避難体制の整備 <市（総務部）> ○ 大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、安心安全情報メール、安心安全情報ブログ等のSNS等を活用し、住民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。 ○ 住民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識付けに努める。	第8節 避難体制等の整備・確立 7 広域避難 (1) 広域避難体制の整備 <市（総務部）> ○ 大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、安心安全情報メール、コミュニティFMや、安心安全情報ブログSNS等を活用し、住民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。	ヤフープログのサービス終了による	31
47	2	2	9	第9節 広報・啓発 <市（総務部）> 1 浸水予想区域図や洪水ハザードマップにより、市民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。特に震災時と水害時とで避難所等が異なることについて、市民が正しく理解するよう、地震ハザードマップ等とあわせて防災に関する情報を総合的に案内していく。	第9節 広報・啓発 <市（総務部）> 1 洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップにより、市民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。また、マイタイムラインの作成等による避難方法の検討、指定避難所等以外の安全な避難先の検討について、周知啓発を図る。	現状を踏まえた修正	33
48	2	2	9	第9節 広報・啓発 <市（総務部）> 5 関係機関と連携しながら、昭和49年9月1日の台風16号による多摩川堤防決壊といった過去の災害について、広く周知することで、市民が災害に関する情報を正しく理解し、教訓を伝承できる環境の整備を図る。	第9節 広報・啓発 <市（総務部）> 5 関係機関と連携しながら、昭和49年9月1日の台風16号による多摩川堤防決壊や令和元年東日本台風といった過去の災害について、広く周知することで、市民が災害に関する情報を正しく理解し、教訓を伝承できる環境の整備を図る。	令和元年東日本台風を踏まえた追記	33

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
49	2	4	1	1 本庁舎・防災センター《市（総務部）》 (2) 平時の設備 表中、給水衛生設備の項目 ・上水受水槽 7 m ³	1 本庁舎・防災センター《市（総務部）》 (2) 平時の設備 表中、給水衛生設備の項目 ・上水受水槽飲料水受水槽 7 m ³	東京都意見を踏まえた修正	39
50	2	4	1	第1節 活動庁舎等 2 浸水対策 《市（総務部）》 平成28年度に国土交通省が公表した多摩川浸水想定区域図及び平成26年度に東京都都市型水害対策連絡会が作成した野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図によると、本庁舎及び防災センターは、いずれも最大で1.5m以下の浸水が予想されている。	第1節 活動庁舎等 2 浸水対策 《市（総務部）》 平成28年度に国土交通省が公表した多摩川浸水想定区域図及び平成31年度に東京都都市型水害対策連絡会が作成した野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域洪水浸水想定区域図によると、本庁舎及び防災センターは、いずれも最大で1.5m以下の浸水が予想されている。	時点修正	40
51	2	5	1	第1節 市民等の役割 《市民》 ・平時から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。 ・市で作成した洪水ハザードマップなどで、自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。 ・水、食料、衣料品、携帯ラジオ、常備薬など非常持出用品の準備をしておく。 ・ライフライン寸断等に備えて、普段から備蓄を心掛ける。 ・台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。 ・風水害の予報が出た場合、状況に応じてむやみな外出を控えたり、若しくは危険が想定されれば事前に避難するなど、必要な対策を講じる。 ・あらかじめ家族で災害時の連絡方法や震災時と水害時それぞれ避難する場所・避難経路等の確認を行っておく。 ・浸水が心配される場合は、国や都がインターネットや携帯電話で配信する雨量、河川水位情報等を確認する。必要に応じて、家財道具を上層階などの安全な場所に移しておく。 ・市、狛江市防災会、町会・自治会、事業所等が行う各種訓練（水防・防災など）に積極的に参加する。 ・狛江市防災会、町会・自治会、事業所等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。 ・水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝や集水ますのゴミなどの詰まりを取り除く等の対策を協力して行う。 ・避難行動要支援者のいる家庭では、市の定める要件に従い、差し支えない限り市が作成する避難行動要支援者名簿に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供を同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。 ・過去に起きた災害の教訓を伝承する。	第1節 市民等の役割 《市民》 ・「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。 ・早期避難の重要性を理解しておく。 ・マイタイムライン等を作成し、避難方法や避難のタイミング等の事前検討を行う。 ・平時から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。 ・市で作成した洪水ハザードマップなどで、自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。 ・水、食料、衣料品、携帯ラジオ、常備薬など非常持出用品の準備をしておく。 ・ライフライン寸断等に備えて、普段から備蓄を心掛ける。 ・台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。 ・風水害の予報が出た場合、状況に応じてむやみな外出を控えたり、若しくは危険が想定されれば事前に避難するなど、必要な対策を講じる。 ・あらかじめ家族で災害時の連絡方法や震災時と水害時それぞれ避難する場所・避難経路等の確認を行っておく。 ・浸水が心配される場合は、国や都がインターネットやスマートフォン等に配信する雨量、河川水位情報等を確認する。必要に応じて、家財道具を上層階などの安全な場所に移しておく。 ・市、狛江市防災会、町会・自治会、事業所等が行う各種訓練（水防・防災など）に積極的に参加する。 ・狛江市防災会、町会・自治会、事業所等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。 ・水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝や集水ますのゴミなどの詰まりを取り除く等の対策を協力して行う。 ・避難行動要支援者のいる家庭では、市の定める要件に従い、差し支えない限り市が作成する避難行動要支援者名簿に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供を同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。 ・過去に起きた災害の教訓を伝承する。	都との整合 現状を踏まえた修正	41
52	2	5	2	第2節 自主防災組織の強化 《市（総務部）》《狛江消防署》《市民》《自主防災組織》 なお、市では災害時の避難所の運営のあり方を地域住民、PTA・学校関係者などで事前に検討し、いざというときに備えておくための自主防災組織として、避難所運営協議会の設置を推進している。平成29年4月1日現在12か所で避難所運営協議会が立ち上がっており、それぞれが訓練を実施し、スキルアップを図るとともに各避難所運営協議会間の連携を図っていく。	第2節 自主防災組織の強化 《市（総務部）》《狛江消防署》《市民》《自主防災組織》 なお、市では災害時の避難所の運営のあり方を地域住民、PTA・学校関係者などで事前に検討し、いざというときに備えておくための自主防災組織として、避難所運営協議会の設置を推進している。令和2年4月1日現在12か所で避難所運営協議会が立ち上がっており、それぞれが訓練を実施し、スキルアップを図るとともに各避難所運営協議会間の連携を図っていく。	時点修正	42
53	2	6	1	第1節 防災意識の啓発 1 防災広報の充実 《市（総務部）》《狛江消防署》 ・台風、多摩川洪水、集中豪雨（ゲリラ豪雨）、都市型水害に関する一般知識	第1節 防災意識の啓発 1 防災広報の充実 《市（総務部）》《狛江消防署》 ・台風、多摩川・野川洪水、内水はん濫、集中豪雨（ゲリラ豪雨）、都市型水害に関する一般知識	現状を踏まえた修正	44
54	2	6	2	第2節 水防訓練計画 《市（総務部）》《狛江消防署》《調布警察署》《狛江市消防団》《自衛隊》《その他の防災機関》 水防法及び同法に基づく都水防計画（平成29年）に準拠し、本計画の一環として、市内河川の溢水、堤防決壊によるはん濫等における水防工法の習得を目的として、狛江消防署、調布警察署その他の防災機関の指導及び協力を得て水防訓練を実施する。	第2節 水防訓練計画 《市（総務部）》《狛江消防署》《調布警察署》《狛江市消防団》《自衛隊》《その他の防災機関》 水防法及び同法に基づく都水防計画（令和2年度）に準拠し、本計画の一環として、市内河川の溢水、堤防決壊によるはん濫等における水防工法の習得を目的として、狛江消防署、調布警察署その他の防災機関の指導及び協力を得て水防訓練を実施する。	都との整合	44
55	3	1	-	【主な機関の応急活動の流れ】 ○事前避難（避難準備） ○避難勧告・指示 (図)	【主な機関の応急活動の流れ】 ○【警戒レベル3】事前避難（避難準備・高齢者等避難開始） ○【警戒レベル4】避難勧告・指示 (図の修正)	警戒レベルの運用	48
56	3	1	-	第1章 水防活動態勢 【主な機関の応急活動の流れ】 機関：都水防本部（建設局） ○九都県市情報共有・広域応援調整本部の設置検討 ○九都県市情報共有・広域応援調整本部の設置 ○九都県市広域相互応援 表中 機関：都水防本部（建設局） 情報連絡期：【警戒配備態勢】 ○水防本部の設置 ○雨量・水位の観測 ○警報（大雨、洪水 などの受信・伝達） ○水防警報の発表 ○洪水予報の発表 ○水位周知河川はん濫警戒情報の発表 ○土砂災害警戒情報の発表 ○特別警報（大雨）受信・伝達	第1章 水防活動態勢 【主な機関の応急活動の流れ】 機関：都水防本部（建設局） ○九都県市情報共有・広域応援調整本部の設置検討 ○九都県市情報共有・広域応援調整本部の設置 ○九都県市広域相互応援 機関：都水防本部（建設局） 情報連絡期：【警戒配備態勢】 ○水防本部の設置 ○雨量・水位の観測 ○警報（大雨、洪水 などの受信・伝達） ○水防警報の発表 ○洪水予報の発表 ○水位周知河川はん濫警戒危険情報の発表 ○土砂災害警戒情報の発表 ○特別警報（大雨）受信・伝達	東京都意見を踏まえた修正	49

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容			修正理由
57	3	1	1	第1節 市の活動態勢 1 市職員の初動態勢 《市（総務部・企画財政部・環境部・都市建設部）》 (4) 広報の実施 市は、防災行政無線、こまえ安心安全情報メール、広報車、市ホームページ、こまえ安心安全情報ブログ、狛江市緊急災害情報メール、Yahoo!防災速報、Twitter、facebook等各種媒体を活用し、市民に対して気象情報、河川水位情報、出水情報等の広報を行うとともに、出水に対する注意喚起を行う。 (表)	第1節 市の活動態勢 1 市職員の初動態勢 《市（総務部・企画財政部・環境部・都市建設部）》 (4) 広報の実施 市は、防災行政無線、こまえ安心安全情報メール、広報車、市ホームページ、こまえ安心安全情報ブログ、狛江市緊急災害情報メール、Yahoo!防災速報、Twitter、facebook、コミュニティFM等各種媒体を活用し、市民に対して気象情報、河川水位情報、出水情報等の広報を行うとともに、出水に対する注意喚起を行う。 (表の修正)	現状を踏まえた修正	52
58	3	1	1	第1節 市の活動態勢 2 市の水防非常配備態勢 《市（総務部）》 (表)	第1節 市の活動態勢 2 市の水防非常配備態勢 《市（総務部）》 (表の修正)	時点更新	53
59	3	1	3	第3節 消防団の活動態勢 《狛江市消防団》 2 情報収集活動 《狛江市消防団》 災害の初期対応を行うとともに、移動系無線機等を活用し、水防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。	第3節 消防団の活動態勢 《狛江市消防団》 2 情報収集活動 《狛江市消防団》 災害の初期対応を行うとともに、MCA無線機等を活用し、水防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。	市民生活部長の意見を踏まえた修正。	54
60	3	2	-	【水防応急活動の流れ】 ○事前避難（避難準備） ○避難勧告・指示（緊急） (図)	【水防応急活動の流れ】 ○【警戒レベル3】事前避難（避難準備・高齢者等避難開始） ○【警戒レベル4】避難勧告・指示（緊急） (図の修正)	警戒レベルの運用	56
61	3	2	1	第1節 災害予警報等の伝達 4 同一河川・圏域・流域の市区町村における情報の共有 《市（総務部）》 《都（各局）》 《流域市区町村》 (1) 情報の共有の必要性 中小河川の同一流域市区町村では、集中豪雨による河川の増水やはん濫がほとんど同時、若しくはわずかな時間差で起こる可能性が高い。 水害のおそれがある場合、市は、区域を定めて避難勧告、指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファクシミリなどにより、市区町村の避難勧告等に有効な情報を提供するものとしている。 これを受け、市では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の市区町村と連携し、必要な情報（避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図るものとする。これにより、集中豪雨などに際しても、避難勧告や避難指示を遅滞なく出すことが可能となる。	第1節 災害予警報等の伝達 4 同一河川・圏域・流域の市区町村における情報の共有 《市（総務部）》 《都（各局）》 《流域市区町村》 (1) 情報の共有の必要性 中小河川の同一流域市区町村では、集中豪雨による河川の増水やはん濫がほとんど同時、若しくはわずかな時間差で起こる可能性が高い。 水害のおそれがある場合、市は、区域を定めて避難勧告、指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファクシミリなどにより、市区町村の避難勧告等に有効な情報を提供するものとしており、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難勧告などの発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組を平成30年6月より運用開始している。 これを受け、市では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の市区町村と連携し、必要な情報（避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図るものとする。これにより、集中豪雨などに際しても、避難勧告や避難指示を遅滞なく出すことが可能となる。	都との整合	57
62	3	2	1	第1節 災害予警報等の伝達 5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有 《気象庁》 (ウ) 竜巻注意情報 気象ドップラーレーダーの観測などから、今まさに竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況となっている時に、東京地方又は伊豆諸島に対して竜巻注意情報を発表する。雷注意報が発表されている状況下において発表する情報で、有効期間は、発表から1時間である。 なお、平成26年度からは、竜巻の目撃情報を活用したより確度の高い竜巻注意情報の発表が新たに開始された。	第1節 災害予警報等の伝達 5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有 《気象庁》 (ウ) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。	都との整合	58
63	3	2	1	第1節 災害予警報等の伝達 6 特別警報が発表された時の情報の共有 気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである（気象庁ホームページより） 【現象の種類】大雨 【基準】台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	第1節 災害予警報等の伝達 6 特別警報が発表された時の情報の共有 気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである（気象庁ホームページより） 【現象の種類】大雨 【基準】台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	時点更新	60
64	3	2	3	第3節 災害時の広報及び広聴活動 《市（総務部・企画財政部・児童青少年部・教育部）》	第3節 災害時の広報及び広聴活動 《市（総務部・企画財政部・子ども家庭部・教育部）》	組織改編に伴う修正	61
65	3	2	3	第3節 災害時の広報及び広聴活動 【災害時の広報活動における主な系統図】 防災行政無線・広報車・安心安全情報メール・安心安全情報ブログ・Twitter・facebook・狛江市緊急災害情報メール・市ホームページ等 (図)	第3節 災害時の広報及び広聴活動 【災害時の広報活動における主な系統図】 防災行政無線・広報車・安心安全情報メール・安心安全情報ブログ・Twitter・facebook・狛江市緊急災害情報メール・市ホームページ・コミュニティFM等 (図の修正)	現状を踏まえた修正	62

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
66	3	2	3	第3節 水防情報 1 気象情報 <市(総務部)> (1) 注意報、警報、特別警報の種類及び発表基準 気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである(気象庁ホームページより) (再掲) 【現象の種類】大雨 【基準】台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	第3節 水防情報 1 気象情報 <市(総務部)> (1) 注意報、警報、特別警報の種類及び発表基準 気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである(気象庁ホームページより) (再掲) 【現象の種類】大雨 【基準】台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	時点更新	66
67	3	4	3	第3節 水防情報 1 気象情報 <市(総務部)> (1) 注意報、警報、特別警報の種類及び発表基準 (表)	第3節 水防情報 1 気象情報 <市(総務部)> (1) 注意報、警報、特別警報の種類及び発表基準 (表の修正)	時点更新	66
68	3	4	3	第3節 水防情報 1 気象情報 <市(総務部)> (3) 気象情報伝達系統図 【気象情報伝達系統図】 (平成29年度 東京都水防計画より)	第3節 水防情報 1 気象情報 <市(総務部)> (3) 気象情報伝達系統図 【気象情報伝達系統図】 (令和2年度東京都水防計画より)	時点修正	67
69	3	4	3	第3節 水防情報 2 洪水予報河川(国管理河川) (1) 多摩川洪水予報 ③洪水予報伝達系統図 (図)	第3節 水防情報 2 洪水予報河川(国管理河川) (1) 多摩川洪水予報 ③洪水予報伝達系統図 (図の修正) 	都との整合	70
70	3	4	3	第3節 水防情報 2 洪水予報河川(国管理河川) (1) 多摩川洪水予報 ③洪水予報伝達系統図 【多摩川洪水予報伝達系統図】 (平成29年度東京都水防計画より)	第3節 水防情報 2 洪水予報河川(国管理河川) (1) 多摩川洪水予報 ③洪水予報伝達系統図 【多摩川洪水予報伝達系統図】 (令和2年度東京都水防計画より)	都との整合	70
71	3	4	3	第3節 水防情報 2 洪水予報河川(国管理河川) (2) 都水道局による小河内ダム放流通報 ②放流通報伝達系統図 【放流通報伝達系統図】 ●小河内ダム放流通報 (平成29年度 東京都水防計画より)	第3節 水防情報 2 洪水予報河川(国管理河川) (2) 都水道局による小河内ダム放流通報 ②放流通報伝達系統図 【放流通報伝達系統図】 ●小河内ダム放流通報 (令和2年度東京都水防計画より)	時点修正	71
72	3	4	3	2 洪水予報河川(国管理河川) (2) 都水道局による小河内ダム放流通報 ① 通報 河川法第46条の規定に基づき、ダムの設置者は、洪水が発生した場合又は発生するおそれがある場合、ダムにおける観測結果、操作の状況等を河川管理者及び都道府県知事に通知しなければならない。 また、ダムの操作により河川流水の状況に著しい変化を生ずるときは、水害を未然に防止する観点から、河川法第48条の規定に基づき、あらかじめ関係都道府県知事、関係市区町村長、関係警察署長に通知し、さらに一般にも周知するための措置をとらなければならないことになっている。	2 洪水予報河川(国管理河川) (2) 都水道局による小河内ダム放流通報 ① 通報 河川法第46条の規定に基づき、ダムの設置者は、洪水が発生した場合又は発生するおそれがある場合、ダムにおける観測結果、操作の状況等を河川管理者及び都道府県知事に通知しなければならない。 また、ダムの操作により河川流水の状況に著しい変化を生ずるときは、水害を未然に防止する観点から、河川法第48条の規定に基づき、あらかじめ関係都道府県知事、関係市区町村長、関係警察署長に通知し、さらに一般にも周知するための措置をとらなければならないことになっている。 なお、水防態勢時(大雨、洪水、高潮、津波の警報、注意報発表時)の操作時に限り情報伝達を行う。	東京都意見	71
73	3	4	3	第3節 水防情報 2 洪水予報河川(国管理河川) (2) 都水道局による小河内ダム放流通報 ②放流通報伝達系統図 【放流通報伝達系統図】 ●羽村投渡堰通報 (平成29年度 東京都水防計画より)	第3節 水防情報 2 洪水予報河川(国管理河川) (2) 都水道局による小河内ダム放流通報 ②放流通報伝達系統図 【放流通報伝達系統図】 ●羽村投渡堰通報 (令和2年度東京都水防計画より)	時点修正	72

修正項目番号	現行計画書			修正後				
	部	章	節	記述内容			修正理由	素案頁数
74	3	4	3	3 洪水予報河川（都管理河川） 《北多摩南部建設事務所》 《都（建設局・総務局）》 《気象庁》 (1) 野川・仙川洪水予報 ② 基準地点の情報 の表中 実施区域：野川 (左岸) 小金井市貫井南町4丁目25番地先から多摩川合流点まで (右岸) 小金井市貫井南町4丁目24番地先から多摩川合流点まで			東京都意見	73
75	3	4	3	(1) 野川・仙川洪水予報 ② 基準地点の情報 (鎌田橋仙川 零点高：A. P. +13.9100m)			東京都意見	73
76	3	4	3	第3節 水防情報 4 水防警報河川 《市（総務部）》 《北多摩南部建設事務所》 《京浜河川事務所》 《関東地方整備局》 《国土交通省》 《気象庁》 (2) 水防警報に関する通信伝達系統 (平成29年度 東京都水防計画より)			時点修正	75
77	3	4	4	第4節 水防機関の活動 《市（総務部）》 《狛江消防署》 《調布警察署》 《狛江市消防団》 《自主防災組織》《北多摩南部建設事務所》 《都（各局）》 1 市（総務部） 市は、出水期前に河川の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者（京浜河川事務所）に連絡をして必要な措置を求める。			市民生活部長の意見を踏まえた修正。	75
78	3	6	-	【主な機関の応急活動の流れ】 ○事前避難（避難準備） ○避難勧告・指示 (図)			警戒レベルの運用 東京都意見を踏まえた修正	89
79	3	6	1	第1節 避難勧告等の判断・伝達 1 避難勧告等 ○ 内閣府策定の避難勧告等ガイドラインによると、立退き避難が必要な事象は次のとおりである。 ・人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合			都との整合	90
80	3	6	1	第1節 避難勧告等の判断・伝達 1 避難勧告等 ○ 警戒レベルの導入 ・平成31年3月28日の「避難勧告等に関するガイドラインの改定」により「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。 ・都と市は連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。			都との整合	90
81	3	6	1	第1節 避難勧告等の判断・伝達 1 避難勧告等 【避難勧告・避難指示（緊急）】 (図) 【避難準備・高齢者等避難開始】 【避難勧告】 【避難指示（緊急）】			警戒レベルの運用	92
82	3	6	1	第1節 避難勧告等の判断・伝達 1 避難勧告等 《市（総務部）》 ○ 市は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。			都との整合	92
83	3	6	1	第1節 避難勧告等の判断・伝達 1 避難勧告等 《都（福祉保健局）》 ○ 市区町村における要配慮者対策班の活動状況の把握や市区町村への支援を行うため、要配慮者対策統括部を設置し、市区町村の要配慮者対策担当部門及び近隣県市等と連絡調整を図る。			東京都意見を踏まえた修正	93

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
84	3	6	1	2 避難勧告等の判断基準等 《都（建設局）》 ○ 水防法第29条に基づき、水防管理者として洪水等によっては氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。	2 避難勧告等の判断基準等 《都（建設局）》 ○ 水防法第29条に基づき、都知事、その命を受けた都職員は氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、直ちに、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	東京都意見を踏まえた修正	93
85	3	6	1	第1節 避難勧告等の判断・伝達 2 避難勧告等の判断基準等 《市（総務部）》 ○ それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。 【避難勧告判断・伝達マニュアルに定められた判断基準】（多摩川石原水位観測所） 「避難準備・高齢者等避難開始」：氾濫注意水位 「避難勧告」：避難判断水位	第1節 避難勧告等の判断・伝達 2 避難勧告等の判断基準等 《市（総務部）》 ○ それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。 ○ 市は、避難勧告等を発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 【避難勧告等に関するガイドラインに基づく判断基準】（多摩川石原水位観測所） （表の修正） 「避難準備・高齢者等避難開始」：避難判断水位 「避難勧告」：はん濫危険水位	都との整合 東京都意見を踏まえた修正	93
86	3	6	1	第1節 避難勧告等の判断・伝達 2 避難勧告等の判断基準等 ＜避難勧告等により立退き避難が必要な住民に求める行動＞ （表） 避難準備・高齢者等避難開始	第1節 避難勧告等の判断・伝達 2 避難勧告等の判断基準等 ＜避難勧告等により立退き避難が必要な住民に求める行動＞ （表の修正） 【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベルの運用	94
87	3	6	1	第1節 避難勧告等の判断・伝達 2 避難勧告等の判断基準等 ＜避難勧告等により立退き避難が必要な住民に求める行動＞ （表） ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。	第1節 避難勧告等の判断・伝達 2 避難勧告等の判断基準等 ＜避難勧告等により立退き避難が必要な住民に求める行動＞ （表の修正） 高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。	ガイドラインとの整合	94
88	3	6	1	第1節 避難勧告等の判断・伝達 2 避難勧告等の判断基準等 ＜避難勧告等により立退き避難が必要な住民に求める行動＞ （表） 避難勧告	第1節 避難勧告等の判断・伝達 2 避難勧告等の判断基準等 ＜避難勧告等により立退き避難が必要な住民に求める行動＞ （表の修正） 【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急）	警戒レベルの運用	94
89	3	6	1	第1節 避難勧告等の判断・伝達 2 避難勧告等の判断基準等 ＜避難勧告等により立退き避難が必要な住民に求める行動＞ （表） ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。	第1節 避難勧告等の判断・伝達 2 避難勧告等の判断基準等 ＜避難勧告等により立退き避難が必要な住民に求める行動＞ （表の修正） 全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ＜避難指示（緊急）が発令された場合＞ ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難※1や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」※2を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。	ガイドラインとの整合	94

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
90	3	6	2	<p>第2節 避難誘導</p> <p>1 避難誘導</p> <p>＜市（総務部・福祉保健部・教育部）＞</p> <p>○避難勧告等が出された場合、調布警察署、狛江消防署及び狛江市消防団の協力を得て、地域又は町会・自治会、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、自主防災組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。</p> <p>○高齢者や障がい者等の要配慮者を、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</p>	<p>第2節 避難誘導</p> <p>1 避難誘導</p> <p>＜市（総務部・福祉保健部・教育部）＞</p> <p>○避難勧告等が出された場合、調布警察署、狛江消防署及び狛江市消防団の協力を得て、地域又は町会・自治会、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、自主防災組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。</p> <p>○市は、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。</p> <p>○洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>○避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市区町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市区町村に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。</p> <p>○市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。</p> <p>○高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者を、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</p> <p>○市は、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>○市は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。</p> <p>○市は、災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都道府県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>○市は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p>	都との整合	96
91	3	6	3	<p>第3節 避難所の開設・管理運営</p> <p>1 避難所の開設・管理運営</p> <p>＜市（総務部・企画財政部・福祉保健部・教育部）＞</p>	<p>第3節 避難所の開設・管理運営</p> <p>1 避難所の開設・管理運営</p> <p>＜市（総務部・企画財政部・福祉保健部・教育部・議会事務局）＞</p>	現状を踏まえた修正	99
92	3	6	3	<p>第3節 避難所の開設・管理運営</p> <p>1 避難所の開設・管理運営</p> <p>＜市（総務部・企画財政部・福祉保健部・教育部）＞</p> <p>（避難所の運営等）</p>	<p>第3節 避難所の開設・管理運営</p> <p>1 避難所の開設・管理運営</p> <p>＜市（総務部・企画財政部・福祉保健部・教育部・議会事務局）＞</p> <p>（避難所の運営等）</p> <p>○狛江市が設置する避難所等における新型コロナウイルス感染症対応方針（令和2年5月）に基づき、次のとおり感染症拡大防止の取組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り多くのスペースを開放し、避難者を分散させること。 ・定期的な換気を徹底すること。 ・避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の手洗い、咳エチケット等基本的な対策を徹底すること。 	新型コロナウイルス感染症対応方針を踏まえた修正	101
93	3	6	3	<p>第3節 避難所の開設・管理運営</p> <p>1 避難所の開設・管理運営</p> <p>＜都（福祉保健局）＞</p> <p>（飲料水の安全等環境衛生の確保）</p> <p>○環境衛生指導班を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応する。また、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄し、市区町村からの要請に応じて消毒薬の配布を行うとともに、室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。</p>	<p>第3節 避難所の開設・管理運営</p> <p>1 避難所の開設・管理運営</p> <p>＜都（福祉保健局）＞</p> <p>（飲料水の安全等環境衛生の確保）</p> <p>○環境衛生指導班を編成し、避難所における飲み水の安全確保や避難所の環境整備に対応する。ため、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄し、市区町村からの要請に応じて消毒薬の配布を行うとともに、室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。するとともに室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。また、市区町村からの要請に応じて水の消毒薬の配布を行う。</p>	東京都意見を踏まえた修正	103
94	3	6	3	<p>第3節 避難所の開設・管理運営</p> <p>2 動物救護</p> <p>・動物救護活動体制 図右上</p> <p>「（一財）全国緊急災害時動物救援本部」</p>	<p>第3節 避難所の開設・管理運営</p> <p>2 動物救護</p> <p>・動物救護活動体制 図右上</p> <p>「（一財）全国緊急災害時動物救援本部」</p>	東京都意見を踏まえた修正	104
95	3	7	—	(新規追加)	<p>第7章 医療救護等対策</p> <p>震災編を準用する</p>	都との整合	111
96	3	8	—	(新規追加)	<p>第8章 ライフライン施設の応急・復旧対策</p> <p>震災編を準用する</p>	都との整合	112

修正項目番号	現行計画書			修正後			
	部	章	節	記述内容	記述内容	修正理由	素案頁数
97	3	9	—	(新規追加)	<p>1 河川及び内水排除施設 風水害による被害が発生した場合、各施設管理者は、被害状況を速やかに把握し、応急・復旧を行い、併せて排水を行う。 (1) 災害時の応急措置 【各機関の応急措置】 市： ○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。 ○ 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。 ○ 施設の応急・復旧については、大規模なものを除き、都の指導の下に実施する。 都： ○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び市等の行う応急措置に関し、必要に応じて、技術的指導を行うほか、備蓄資機材の提供も行う。 ○ 市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を経合的判断の下に実施する。 関東地方整備局： ○ 都及び市等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的支援を行う。 (2) 復旧対策 ○ 河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。 ○ 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。 ① 堤防、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの ② 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの ③ 河川の埋そくで流水の疎通及び船舶の航行を著しく阻害するもの ④ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの</p> <p>2 住家、事業所等の建造物の風水害応急対策 ○ 住家、事業所等の建造物の風水害応急対策は、関係機関が所定の計画により対処するほか、建造物管理者、市民等もそれぞれ自衛措置を講ずるものとする。</p>	都との整合	113
98	3	10	—	(新規追加)	第10章 応急生活対策 震災編を準用する。	都との整合	115
99	3	11	—	(新規追加)	第11章 災害救助法の適用 震災編を準用する。	都との整合	116
100	3	12	—	(新規追加)	第12章 激甚災害の指定 震災編を準用する。	都との整合	117
101	4	1	—	(新規追加)	第1章 基本的考え方 震災編を準用する。	都との整合	118
102	4	2	—	(新規追加)	第2章 復興体制 震災編を準用する。	都との整合	119
103	4	3	—	(新規追加)	第3章 復興に向けた方針、計画等 震災編を準用する。	都との整合	120
104	4	4	—	(新規追加)	第4章 復興に向けた取組 震災編を準用する。	都との整合	121

地下施設及び要配慮者施設の名称及び所在地

(令和 3 年 4 月現在)

区分	施設名	住所	浸水想定区域	
			多摩川	野川
施設 地下	1 狛江駅北口地下駐車場	元和泉一丁目 2 番 1 号	○	-
	2 エコルマ 1 ビル	元和泉一丁目 2 番 1 号	○	-
幼児関係	1 狛江市私立狛江こだま幼稚園	中和泉三丁目 14 番 8 号	○	-
	2 狛江市私立狛江みずほ幼稚園	岩戸南四丁目 14 番 1 号	○	○
	3 狛江市私立子鹿幼稚園	東野川三丁目 17 番 1 号	-	○
乳児関係	1 家庭福祉員 (保育ママ) 亀山陽子	東和泉三丁目 3 番 12 号	○	-
	2 家庭福祉員 (保育ママ) 中村みつ江	岩戸南三丁目 6 番 11 号	○	○
	3 家庭福祉員 (保育ママ) 白川佳子	駒井町三丁目 32 番 17 号	○	○
	4 家庭福祉員 (保育ママ) 柳沢芳子	東和泉一丁目 26 番 19 号	○	○
	5 狛江市私立いずみの森保育園	元和泉一丁目 10 番 10 号	○	-
	6 狛江市私立いずみ保育園	岩戸北一丁目 1 番 12 号	○	○
	7 狛江市私立ぎんきょう保育園	東和泉一丁目 34 番 25 号	○	-
	8 狛江市私立グローバルキッズ狛江園	中和泉三丁目 19 番 14 号	○	-
	9 狛江市私立ベネッセ狛江南保育園	岩戸北三丁目 23 番 8 号	○	○
	10 狛江市私立めぐみの森保育園	中和泉三丁目 12 番 6 号	○	-
	11 狛江市私立駒井町みんなの家	駒井町三丁目 36 番 1 号	○	○
	12 狛江市私立狛江ちとせ保育園	東和泉一丁目 35 番 10 号	○	-
	13 狛江市私立狛江子どもの家	和泉本町一丁目 36 番 4 号	○	-
	14 狛江市私立狛江保育園	西野川四丁目 12 番 1 号	-	○
	15 狛江市私立多摩川保育園	西和泉一丁目 5 番 1 号	○	-
	16 狛江市私立虹のひかり保育園	東和泉一丁目 32 番 18 号	○	-
	17 狛江市私立木下の保育園 元和泉	元和泉一丁目 19 番 4 号	○	-
	18 狛江市立駒井保育園	駒井町二丁目 28 番 6 号	○	○
	19 狛江市立三島保育園	東野川一丁目 32 番 2 号	-	○
	20 狛江市立駄倉保育園	岩戸北三丁目 20 番 2 号	○	○
	21 ヤクルト狛江あいあい保育園	東和泉一丁目 3 番 15 号	○	○
	22 フレンドキッズランドこまえ	岩戸南四丁目 22 番 7 号	○	○
	23 一の橋赤ちゃんの家	駒井町一丁目 15 番 32 号	○	○
	24 狛江すずらん保育園	岩戸北三丁目 14 番 23 号	○	-

区分	施設名	住所	浸水想定区域		
			多摩川	野川	
乳児関係	25	一の橋こどもの家	岩戸南一丁目3番12号	○	-
	26	木下の保育園 狛江	元和泉一丁目1番2号	○	-
	27	木下の保育園 和泉多摩川	東和泉四丁目2番3号	○	-
	28	パイオニアキッズ西野川園	西野川二丁目4番15号	-	○
障がい者関係	1	ACCたまがわ	中和泉三丁目21番3号	○	-
	2	ATLIFE調布・狛江 ATLIFE狛江I	駒井町一丁目35番11号	○	○
	3	ATLIFE調布・狛江 ATLIFE狛江II	東和泉三丁目4番4号	○	-
	4	アムール山下	東野川一丁目10番7号	-	○
	5	グループホームミライエ狛江	岩戸北三丁目16番2号	○	○
	6	グループホームれもん	中和泉二丁目20番3号	○	-
	7	グループホーム朋	岩戸南一丁目5番10号	○	-
	8	ケアホームほっとわん	中和泉五丁目19番17号	○	-
	9	小規模多機能ホーム のどか狛江	猪方三丁目10番6号	○	-
	10	パンダ	中和泉三丁目24番28号	○	-
	11	ホームれもん	中和泉二丁目20番3号	○	-
	12	ミライハウス	元和泉二丁目16番11号	○	-
	13	ライフケアさんさん	元和泉一丁目15番16号	○	-
	14	多摩地域生活支援センターいずみ寮	和泉本町一丁目11番1号	○	○
	15	多摩地域生活支援センターこまえ寮	岩戸南三丁目26番15号	○	○
児童施設	1	西野川こどもクラブ	西野川二丁目4番15号	-	○
	2	和泉児童館	中和泉三丁目12番6号	○	-
	3	岩戸児童センター	岩戸南三丁目15番1号	○	○
	4	北部児童館	和泉本町三丁目31番19号	-	○
	5	駒井学童保育所	駒井町一丁目21番6号	○	-
	6	猪方学童保育所	猪方一丁目11番2号	○	○
	7	東野川学童保育所	東野川一丁目6番3号	-	○
	8	第一小学校放課後クラブ	和泉本町一丁目37番1号 第一小学校内	○	-
	9	第三小学校放課後クラブ	猪方一丁目11番1号 第三小学校内	○	○

区分	施設名		住所	浸水想定区域	
				多摩川	野川
児童施設	10	第五小学校放課後クラブ	東野川一丁目 36 番 13 号 第五小学校隣接	-	○
	11	第六小学校放課後クラブ	駒井町一丁目 21 番 1 号 第六小学校内	○	-
	12	和泉小学校放課後クラブ	中和泉三丁目 33 番 1 号 和泉小学校内	○	-
	13	駄倉小学生クラブ (岩戸児童センター分室)	東和泉一丁目 3 番 17 号 駄倉地区センター1 階	○	○
	14	寺前小学生クラブ (和泉児童館分室)	元和泉一丁目 23 番 3 号	○	-
高齢者関係	1	イリーゼ狛江・別邸	東野川一丁目 32 番 5 号	-	○
	2	グループホームのどか	猪方三丁目 10 番 6 号	○	-
	3	こまえ苑	岩戸南四丁目 17 番 17 号	○	○
	4	セニア狛江	岩戸南四丁目 15 番 11 号	○	○
	5	そんぼの家狛江	西野川二丁目 4 番 1 号	-	○
	6	チャーム狛江	西野川一丁目 14 番 7 号	-	○
	7	ニチイケアセンターいずみこまえ	中和泉一丁目 20 番 3 号	○	-
	8	メディカルホームグランダ狛江参番館	西野川二丁目 33 番 21 号	-	○
	9	リハビリホームグランダ狛江弐番館	和泉本町一丁目 4 番 2 号	○	○
	10	狛江共生の家・多麻	駒井町一丁目 1 番 2 号	○	-
	11	有料老人ホームサニーライフ狛江	猪方三丁目 36 番 5 号	○	-
学校関係	1	狛江市立狛江第一小学校	和泉本町一丁目 37 番 1 号	○	-
	2	狛江市立狛江第一中学校	和泉本町二丁目 15 番 1 号	-	○
	3	狛江市立狛江第五小学校	東野川一丁目 35 番 13 号	-	○
	4	狛江市立狛江第三小学校	猪方一丁目 11 番 1 号	○	○
	5	狛江市立狛江第三中学校	元和泉一丁目 23 番 1 号	○	-
	6	狛江市立狛江第二中学校	猪方二丁目 7 番 1 号	○	-
	7	狛江市立狛江第六小学校	駒井町一丁目 21 番 1 号	○	-
	8	狛江市立和泉小学校	中和泉三丁目 33 番 1 号	○	-
	9	都立狛江高等学校	元和泉三丁目 9 番 1 号	○	-
関係医療	1	保坂産婦人科クリニック	東和泉一丁目 21 番 3 号	○	-